

平成27年第4回定例会

長柄町議会会議録

平成27年 12月11日 開会

平成27年 12月14日 閉会

長柄町議会

平成27年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号 (12月11日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
川 嶋 朗 敬 君	6
鶴 岡 喜 豊 君	25
本 吉 敏 子 君	34
三 枝 新 一 君	49
大 岩 芳 治 君	58
池 沢 俊 雄 君	68
山 根 義 弘 君	73
○延会の件	89
○休会の件	90
○延会の宣告	90

第2号 (12月14日)

○議事日程	91
○出席議員	91

○欠席議員	92
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	92
○開議の宣告	93
○諸般の報告	93
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
○議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○同意第1号の上程、説明、採決	116
○議案第6号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○平成26年度決算認定について（委員長報告）	132
○発議案第1号の上程、説明、採決	139
○長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任について	140
○閉会中の継続調査の申し出について	141
○閉議及び閉会の宣告	141
○署名議員	143

平成27年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月10日

長柄町長 清田勝利

1 期 日 平成27年12月11日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成27年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年12月11日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
日程第 4 一般質問
日程第 5 休会の件

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	田中武典君	住民課長	蒔田功君
事業課長	池上了次君	会計管理者	松本昌久君
総務企画班長	内藤文雄君	財政管財班長	石井正信君
税務班長	若菜聖史君	保険住民班長	川島修君
健康福祉班長	三上清志君	産業振興班長	森田孝一君
地域整備班長	白井浩君	兼教育課長	佐川和弘君
学校教育班長 兼給食センター長	片岡正直君	農業委員会 農事務局長	森田孝一君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林 敬二 議会書記 安部 吉輝

議会書記 山口 二美代

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成27年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

3番 池 沢 俊 雄 君

4番 三 枝 新 一 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日11日から14日までの4日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から14日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のごことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一般質問についての再質問は2回までで終わるようお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 1番、川嶋でございます。

一般の質問に先立ちます前に、私より一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。初め

での議会答弁でございますので、お許しをいただきたいと思ひます。

実は、この夏、選挙戦におきまして初当選をさせていただきました。夏の選挙戦におきましては、大変厳しい中、一票の大切さ、重さを十分に感じておる次第でございます。その中で、多くの支援者より力強い期待を寄せていただき、私、「はつらつ長柄」をスローガンに地方創生を考える上でも、町民からの付託を受けた議員の一人として、町民の声を伝えながら未来を開く町づくりのために、町長並び執行部の皆さんと建設的な議論をさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従ひまして質問をさせていただきます。

私からの質問は5項目ございます。1項目から4項目めにつきましては、住民福祉に関する質問でございます。最後の5項目めにつきましては、教育委員会のほうの質問になります。

初めに、1項目めの、ながらこども園における五感教育についてお聞きたいと思ひます。

五感教育というのはなかなか難しい問題がございますが、これはフランスの思想家のジャン・ジャック・ルソー、よくお名前聞かれると思うんですが、ルソーという方が、考えることを学ぶためには我々の手足、感覚、器官の訓練をしなければならないというように、五感教育の基本理念を述べております。

そこで、五感教育には、子供の生活に欠かすことのできないことが遊びでございます。この遊びの中で、子供たちはわくわくした緊張感や、あるいは開放感や充実感を味わいながら、思いつく能力を身につけてまいります。

幼児期においては、遊びを学びとも言ひます。子供が主体的に遊ぶことによって、生活で必要なことで、自分で獲得し、新たな力を身につけて、みずからの生活の中で行動してまいります。また、この基礎が身につく時期はおおむね6歳までと言われておりますが、まさに、ながらこども園に通う時期と重なってまいります。

幼児期の集団生活の意義はここにあるかと思ひます。こども園は人とのかかわり方を学び、多くの友達と接し、たくさんの経験をしながら、強くたくましい長柄っ子に育てていただきたいと、私は願っております。

そこで、こども園における五感とのかかわりについてお聞きたいと思ひます。

まず、1番、ながらこども園では、就学前の乳幼児期を植物の双葉のころと捉え、成長に欠かせない五感の発達や体幹を、今までどのように鍛えて取り組んできたのか、お伺ひしたいと思ひます。

また、平成28年度より後期基本計画がスタートされます。この後期基本計画において、今

後どのような重点目標をお考えなのかをお聞きしたいと思います。

2つ目としましては、五感教育の一環として、昨年、ちょうど1年前になろうかと思うんですが、前園長先生が、どうしても子供たちに五感教育を通して食育保育をしたいというようなことをお話ししておりました。

そこで、直ちに民生委員の会議の席で、もちろん住民課長さんがおりますが、お話をしました。皆さん喜んで協力しましょうということでありまして、何とその日にお話ししましたら、行政の住民課長さんのほうは、早速この用地の借り上げに進めていただきまして、ネットフェンスまで工事をつくってもらって、子供が出入りしやすいようにしていただきました。大変感謝しております。

そういった形で、26年、自然を取り入れた体験農園を実施しておりますが、今年度の活動内容をお聞きしたいと思います。

続きまして、2項目めにつきまして、敬老祝品贈呈事業につきましてお聞きしたいと思います。

老人福祉法が制定され、昭和38年に100歳を迎えた高齢者は全国で153人でした。しかし、平成24年には5万人を超えまして、今年9月の敬老の日でいきますと、6万1,568人です。何と6万1,568人のうち、100歳以上の高齢者の女性の占める割合が5万3,728人と、全体の87%を占めてございます。

今後さらに高齢化社会を迎える中で、本町でも敬老祝品贈呈事業として、長年にわたり地域社会の発展に貢献してきた高齢者の長寿を祝い、米寿88歳、白寿99歳以上を迎えた方に、敬老の日の記念行事として敬老祝品を贈呈しております。

そこで、この米寿、白寿以外に長寿の節目の祝品贈呈基準を広げる考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

まず、1つ目に、現在本町では、長寿の節目に、お話ししましたように、お祝い品を何名の方を対象に、どのようなものを贈呈していますか。また、高齢者の声も聞きながら、真に喜ばれる充実した慶祝品となっているか、お聞きしたいと思います。

続きまして、2つ目としましては、長寿社会を迎えた近年、平成22年の平均寿命ランキングでは、千葉県内54市町村中、長柄町の女性の平均年齢は87.3歳で、千葉県第1位です。残念ながら男性の平均寿命は79.7歳ということで、第30位です。この後期高齢者75歳を第二の人生の節目と考えたときに、永年にわたり地域の社会の発展に寄与された高齢者であれば、77歳の喜寿にも対象の敬老祝品を贈呈してはいかがかと思っております。ご見解

をいただきたいと思います。

続きまして、3つ目といたしまして、福祉推進教育の活動についてお聞きしたいと思います。

千葉県では昭和52年度から福祉教育推進校を指定し、平成26年、昨年度より3年間、長柄小学校、長柄中学校が推進校に指定されました。町として今後の高齢化社会に対応し、学校、家庭、地域社会における教育の充実を図り、子供たちに豊かな人間性を育むとともに、子供たちが高齢者と触れ合い、高齢者から学んでいくことの大切さが必要となってまいります。

また、近年、デイサービスセンターや老人ホームの需要も今後増加する見込みの中で、学校教育においても高齢者との連携を進めていくことは、児童・生徒が交流活動を通して、高齢化社会と、どのような社会があるかを学ぶこともできます。そのような高齢者に、主体的に行動する意欲を育んでいくことにつながってまいりたいと思います。

そこで、本町における活動内容をお聞きしたいと思います。

まず、1つ目としまして、本町では長柄小、長柄中学校が、平成26年から推進校に指定をされており。また、隣接する茂原から茂原高校を含めた、平成26年度の児童・生徒と高齢者との交流活動をお聞きしたいと思います。

2つ目といたしまして、地域の方と一緒に学べる福祉教育を通して、児童・生徒と高齢者との、今年度、27年度の成果と、今後の活動内容をお聞きしたいと思います。

3つ目といたしまして、平成28年度が3年目を迎え、最後になりますが、3年間の指定期間をきっかけに、さまざまな交流活動を継続していく考えがあるか、お聞きしたいと思います。

続きまして、4番目といたしまして、民生委員・児童委員の負担軽減についてお伺いしたいと思います。

現在、ひとり暮らしの高齢者が600万人に迫る中、お年寄りを取り巻く環境は極めて厳しい状況でございます。今後も急速に少子高齢化が進む中、年金、医療、介護といった社会保障給付費は国民所得の30%以上を占め、現代社会が65歳以上の高齢者を何人で支えるか、高齢社会白書を見ると、1990年には5.8人で1人の高齢者を支えていたものが、2010年には2.8人、今後15年先の2030年には1.8人という、ほぼ現役世代1人で高齢者1人を支える負担率となってまいります。

働く世代が仕事を求めて町内を離れてしまうため、高齢化率は高まり、それに伴ってひとり暮らしの高齢者も増えてまいります。

そうした中で、地域のために最も身近な立場で見守りや相談支援に当たっている民生委員・児童委員さんに求められる責務は、近年多様化してきております。今後、本町でも認知症高齢者の行方不明問題や、孤独死、子育て世代の貧困、虐待、ひきこもり等のさまざまな課題があり、対応が急がれている状況になってまいります。

また、全国の民生委員児童委員連合会では、災害時は一人も見逃さない運動を積極的に展開しており、無縁社会の展開に伴い、ますます役割と責務に没頭されていると、私は研修会で十分聞いてまいりました。

そこで、民生委員・児童委員会の負担を少なくすることができないか、お聞きしたいと思います。

1つ目として、民生委員・児童委員さんのお1人の担当軒数は、何軒持たれていますか。また、民生委員・児童委員の定数基準をお聞きしたいと思います。

2つ目として、現在、1人の民生委員さんが複数の自治会を見守り、大変ご苦勞されていると思います。ふだんからご自身の自治会であれば、辛うじて親交もあり、自治会内の様子をお聞きすることもできると思いますが、ほかの自治会の方の生活実態を知ることは大変困難な状況ではないかと思えます。

この現状を考えて、民生委員さんの指揮のもとに、地域住民への窓口や取りまとめ役としてサポーターを配置し、定数の見直しを図り、負担軽減をすべきと思いますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

3つ目といたしましては、災害時の一刻を争うときには、公助となる行政支援が得られない事態が想定されます。今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等の増加が見込まれる中、災害時要援護者の人命を守るために、福祉マップ等を作成すべきと思いますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

最後、4つ目としまして、高齢者が安全・安心に生きがいを感じながら暮らし続けられるよう、高齢者支援活動を行った場合、活動実績を評価した上で協働ポイント、いわゆるボランティアポイント制度を設け、付与する考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

最後、5つ目になりますが、教育委員会のほうの質問になります。教育施設における快適なトイレ環境の整備についてご質問をさせていただきます。

老朽化の激しい学校のトイレは、清掃だけで解決できないくらい臭い、怖いなどの悩みを抱える学校が多くあります。いまだ和式トイレの学校も多く、家庭で洋式トイレしか使用したことがない子供たちがいるそうです。また、小学校に入学した新1年生が、最も戸惑う環

境の一つが学校内の和式トイレと、このようにお話をしております。和式トイレのために強い抵抗感を持ち、トイレを我慢する子供たちも多く、健やかな成長の妨げともなっております。

そこで、今後本町が教育施設として、快適なトイレの環境整備を進めていくことを期待いたしまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目としまして、本町での小中学校におけるトイレの現状をどのように認識されているか、お聞きしたいと思います。

2つ目といたしまして、小中学校における和式、洋式トイレの現在の整備状況をお聞きしたいと思います。

3つ目といたしまして、各学校における耐震診断の結果に伴うI s値、構造耐震指針をお聞きしたいと思います。また、耐震化補強工事や老朽化対策工事にあわせて、新增築のほか、全て温水付洗浄式洋式トイレに改修すべきと思いますが、最適解をお聞きしたいと思います。

最後、4つ目につきまして、校舎や体育館は災害時には避難場所になりますが、和式トイレでは高齢者や障害者の皆さんにつらい思いをさせてしまうことは、東日本大震災で得た教訓の一つでもありました。

防災拠点として、地域住民が利用しやすいことを踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、車椅子使用者を初め、町民誰もが利用しやすい多機能トイレを早急に整備すべきと考えますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

以上で、私の第1回目の質問にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

1点目のながらこども園における五感教育についてですが、こども園では、乳幼児期に経験することによって、生涯を通して生きる力の基礎となる精神的な強さ、身体的強さを身につけるために、年間カリキュラムを、教育、保育、遊びをバランスよく取り入れ、知力、体力、気力、表現力、そして人を思いやる心、それが自然と身につくような保育を目指しております。

その中の一つに五感教育があり、四季を五感で感じられるように計画、実施をしております。例えば、春には、散歩をしながら植物や昆虫を見たり、触ったりします。夏には、水か

けっこやプール遊び、泥んこ遊びなどで、冷たい、気持ちいい、そして泥や水の感触を全身で感じ取ります。秋には、春に自分たちで植えたサツマイモや枝豆を収穫し、収穫祭で味わっております。冬には、園庭に張った氷をさわったり、霜柱を踏んだり、冷たい感触を感じ取ります。

体幹は、遊びの中から無理なく自然に体を動かし、固定遊具やボール等で遊ぶことにより、腕や足の力で登る、走る、投げるだけでなく、体をひねったり、バランスをとったりして、体の軸としての役割の部分が育まれます。

五感、体幹を養うということは、体力、バランス能力の伸長と、感受性、思考力といった感覚的な能力の育成にもなるので、机に向かって勉強するのではなく、作物づくり、運動、遊び等を通して、この時期にしかできない学び方をたくさん経験、体験することです。

これらの取り組みは、まだまだ道半ばではございますが、ご指摘のとおり後期基本計画にも位置づけ、創意工夫して保育教育に取り組んでまいりたいと存じます。

また、体験農園につきましては、長柄保育所時代から園外保育の一環として、芋ほり遠足を行ってまいりましたが、今年度より園に隣接する畑を無償でお借りし、子供たちの手でサツマイモや枝豆、プチトマトなどを植え、水やりや草取り等のお世話をしながら、作物の成長を見届けた後、自分たちの手で収穫し、みんなで採りたての枝豆や焼き芋と一緒に食べる収穫祭を楽しみました。

土に触れながら成長を目で見て、焼き芋の焼ける匂いを嗅いで、友達と一緒においしく食べ、五感のほとんどを刺激できるよい体験となったことは事実であります。今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。

2点目の敬老祝品贈呈事業についてであります。本町では、米寿及び白寿以上を迎えた高齢者の皆様に記念品を贈呈しております。本年度、米寿をお迎えになられる方は51名で、敷きパットを贈呈いたしました。白寿以上の方は13名で、最高齢は105歳の方でありました。記念品として毛布を贈呈させていただきました。

お祝い品につきましては、皆様に喜ばれる品物をできるだけ選んで、選定しているつもりでございます。よろしく願いいたします。

白寿以上の方々に対しましては、ご自宅や施設等を訪問し、直接本人またはご家族の方にお渡ししておりますが、お元気な方はわざわざ玄関までお迎えにきていただいたり、皆様大変喜んでいただきました。中には後日、直筆での御礼の手紙をくださったり、そういう方もおりました。

今後も、多年にわたり社会の発展に寄与された先輩方の長寿をお祝いし、真に喜ばれる敬老祝品を贈呈してまいりたいと考えております。

また、77歳の喜寿祝いにつきましては、高齢化社会において、ある面ではまだまだお若いといえるところでもあると思います。過去に廃止した経緯もありますので、祝意の表し方も含め、今後検討してまいりたいと存じ上げます。

3点目の福祉推進教育の交流活動についてであります。この活動は社会福祉協議会事業として実施されるものであり、小中高等学校、さらに地域の皆さんが連携を図りながら、地域の助け合い、支え合い、その輪を広げ、誰もが安心して豊かに暮らせる新しい福祉コミュニティの育成に結びつけようとするものであります。

平成26年度は、3月に長柄ダム遊歩道におきまして、きびきび散歩と称し、小学生と地域の皆さんと一緒にウォーキングを実施いたしました。また、中高生は準備運動や途中の誘導などのボランティアとして参加いただきました。高齢化や若年層の人口流出で地域から子供が減っている中、地域の方々と児童・生徒の交流は非常に好評でありました。

また、平成27年度は、長柄小、長柄中の児童・生徒に、独居や高齢者のみの世帯を対象に実施している給食サービスのお弁当の包み紙を作製していただきました。具体的には、中学生にイラストを描いてもらい、小学生に着色していただくなど、高齢者には大変好評でありました。作製した児童・生徒も、高齢者を思いやり、自分たちでできること、心を込めて行うこと、そしてほかの人たちをおもんばかる心が育まれたものと思います。

また、今年19日には、長柄小学校体育館を会場に、茂原高校マンドリン部と長柄中学校吹奏楽部によるふれあい演奏会を開催する予定で、小中高連携による地域とのふれあい活動を行う予定であります。

なお、26年度に実施したきびきび散歩は、今年度も実施される予定と伺っております。

福祉教育は単に児童・生徒への教育だけでなく、地域住民や福祉関係者にとって、児童・生徒を通じて地域を見つめ直す貴重な機会となる価値を持ち合わせておることは事実であります。このことは、児童・生徒に対する未来への投資として、非常に重要と考えております。

そのために、指定期間や指定校パッケージにとらわれず、町全体として今後も取り組むことが必要と考えます。工夫を凝らした交流活動や福祉教育の推進を、ぜひとも検討していきたいと思います。

4点目の民生・児童委員の負担軽減についてのご質問ですが、民生・児童委員法第4条に定める定数基準は、町村においては、70から200の世帯数ごとに民生・児童委員1人の割合

とされております。現在、町の民生・児童委員は15名であります。26年度末の世帯数が2,923世帯ですので、平均で194世帯となり、基準上限の受け持ち世帯数となっております。当然、地区によっては定数を超えている状況であります。

民生・児童委員は、民生委員法第1条で、職責として社会福祉の増進に努めるものとされており、地域福祉の重要な担い手と位置付けられております。また、その定数については、同法第4条に基づき、市町村長の意見を聞いた上、県条例で定めることとなっております。

昨今、民生・児童委員のなり手が不足し、欠員が生じるケースが新聞などで報じられているところでありますが、この主な理由は、見守りなど多様な福祉ニーズに対応するのが困難であるということや、福祉活動を行うにも地域住民の関係が希薄化し、情報などを得ることが困難になっていることが挙げられております。

最近、特に民生・児童委員の重要性がクローズアップされており、担当地域における福祉課題把握などで積極的な取り組みが期待されておりますが、居住自治会以外の区域について、情報や実態の把握が困難であるという指摘は以前からありました。

また、民生・児童委員は、小学校区ごとに設けられている地区社会福祉協議会の役員も兼ねており、さらに今回の介護保険法改正による新地域支援総合事業で期待される担い手でもありますので、その負担はさらに一層重くなるものと想像されます。

民生・児童委員の負担軽減については、議員ご指摘のとおり、定数の見直しやサポーター設置などの取り組みの検討が必要であると認識しております。定数の見直しは県との協議が必要であることから、町独自の取り組みとしては、サポーターの設置が現実的であると存じます。

また、民生・児童委員を含めた各種ボランティアなど、地域福祉の担い手の不足も顕著であり、個々の担い手の負担が増えていること、また担い手自身も高齢化している現状もあり、ご指摘の点も含め、地域包括ケアシステムの推進も念頭に置きながら、早急に検討してまいります。

次に、福祉マップについてであります。災害時において高齢者や障害をお持ちの方などのいわゆる要援護者の避難が遅れて被害が拡大することは、東日本大震災などで現実のものとなっております。

一方、福祉マップが作成されていたことにより、迅速な救助や避難援助などができ、犠牲者を出すことがなかったという事実もあることから、福祉マップの有用性は十分認識しているところであります。

また、マップの作成に当たっては、まず要援護者の把握、名簿調整、緊急連絡先、必要な援護などの情報収集から始め、避難経路や避難場所の確認など多角的な視点で行われる必要があるため、作成済みの自治体においては、地域を再検証し見つめ直すというプロセスが、地域住民の共助の意識向上にもつながったという利点もあるように聞き及んでおります。

現在、町では民生委員の皆様にご協力をいただき、要援護者リストを作成しておりますので、これをベースに必要な情報や業務量などを勘案し、総合的に検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者支援にかかわるボランティアポイントについてですが、介護予防・日常生活支援総合事業の推進とあわせ、高齢者支援活動を通しての地域貢献を奨励、支援することから、導入すべき制度と考えますので、今後実施に向け、先進事例等を検討してまいりたいと考えます。

次に、学校トイレの環境についてのご質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

川嶋議員の質問に対して答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

教育施設における快適なトイレ環境の整備についてのご質問の1点目でございますが、学校は児童・生徒が一日の大半を過ごす学びの場であるとともに、住民にとってスポーツや地域行事、さらには災害発生時の応急避難場所としての役割も担っております。

学校のトイレ環境については、昨今の生活様式の変化に伴い、家庭等において洋式トイレが普及する中であって、学校施設においても普及を進める必要があると認識しております。

次に、ご質問の2点目ですが、平成13年度から計画的にトイレの洋式化に取り組みまして、現在では、長柄小学校においては、和式16基、洋式9基、日吉小学校におきましては、和式7基、洋式17基、長柄中学校においては、和式14基、洋式12基が設置されております。

次に、ご質問の3点目ですけれども、一般的に大規模な地震が発生した場合に、倒壊又は崩壊しない構造耐震指標、いわゆるI s値は0.6以上が安全と言われております。

また、学校施設においては、利用者の安全確保や非常災害時の応急避難場所としての機能、役割等を担っているため、一般施設に比べ高い耐震性能の確保が必要であるという観点から、I s値は0.7以上が求められております。

建築基準法に基づく、この新耐震基準が昭和56年6月1日に導入され、これ以降の建物については新耐震基準を遵守することになっていたことから、これ以前の耐震基準による建物のI s値についてご報告をさせていただきます。

長柄中学校においては、体育館が0.85、日吉小学校においては、管理棟教室が0.79、長柄小学校においては、管理棟教室が0.72、北側校舎が0.63、体育館が0.36という結果でございました。したがって、平成28年度には、0.7の基準値を下回っている長柄小学校の北側校舎と体育館の耐震化補強工事を計画しております。

次に、耐震化補強工事にあわせ、新增築のほか、全て温水洗浄洋式トイレに改修すべきとの点については、校外学習や修学旅行の宿泊所等や中学卒業後等の上級学校や就職先等でも和式トイレがあること、また洋式トイレの占める割合が学校別に見ると大きな開きがあること、さらには各学校における現状トイレの緊急の問題点を把握した上で、関係各課、班と相談し、トイレの洋式化について進めるようにしていきたいというふうに考えております。

最後に、ご質問の4点目ですが、文部科学省が取りまとめた「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」という緊急提言においても、学校が本来果たすべき役割を果たした上で、地域住民の避難場所としての役割も担っていくためには、教育委員会と防災担当部局が連携、協力して対応していくことが重要であるというふうに述べられております。

また、学校教育において、インクルーシブ教育システムの推進が現在求められており、多機能トイレの整備についても、関係各課、班と相談して検討していきたいというふうに考えております。

以上、川嶋議員さんへの答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

力強い先が見えるようなご答弁がありましたが、第2回目の再質問として、要望やら検討やら、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、ながらこども園の五感教育につきまして、実は、私も昨日新聞を開きましたところが、松戸市で組み立て体操が中止、骨折者が10人出ましたと、そのほかに運動会も中止をしていこうかなというように、教育委員会のほうでも検討していこうというようにお話を載っておりました。

これは、一つは、0歳児から6歳児までの非常に大切な期間、五感教育というのは、先ほど町長さんも言われたとおりに、体全体を使って春夏秋冬を味わうほかに、体幹を鍛えると

ということが重要視されてまいります。体幹を鍛えている中で、こども園におきまして、いろんな設備が整っているかと思うんですが、先般の教育懇談会の中では園長先生が、そういう26年度は何も設備はなかったというようにおっしゃっていました。なしということでありました。

しかしながら、睦沢の睦沢こども園を見ますと、いろんな活動をされているんですね。ですから、設備も相当あります。交流活動も今、長柄と行って、大変素晴らしいと思います。ただ、こういういいところは、睦沢園さんの今来ている先生方のアドバイスを十分に受けながら、長柄のこども園にとってもメリットはある教育を進めていってほしいなというように感じております。

その中で、来年28年度から文部科学省の傘下というんですかね、スポーツ庁がこの10月1日に発足されました。この中で、新しい新規事業として、子供の体力向上の課題対策という事業が、新規事業で盛り込まれております。これは先ほど松戸市の例を挙げましたけれども、子供の体がだんだん弱ってきているということで、体力測定も昔の私たちと違って、背筋測定が中止になっている時代で、これも腰を痛めるからと、いろんなことが、書いております。

ですから、そういった、くしゃみだけでも骨折をしてしまうと言っておりますので、高齢者になったらですね、そういう体づくりが、根本的に6歳までの子供たちに必要だと、体力づくりをしてほしいということを兼ねまして、よく言われる健康3原則、「よく食べ、よく動き、よく寝る」ですか、これを十分ご指導していただくとともに、今言ったような形の中で十分前向きな設備、まだまだ睦沢園さんには劣るような、設備が整っておりませんので、先ほど町長さんもバランスと言いましたが、バランスボールとか、体育内でもできるような簡単なトランポリンとか、マットとかいうものが、一つ一つ時間をかけてでも配置されていくことを、私のほうから要望をしておきます。

続きまして、2点目の敬老祝品の贈呈事業なんですけれども、検討するということでありまして、77歳、おっしゃるとおりまだまだ若いです。これから77歳、スタートする時期だと思います。ただ、私がお話ししたのは、過去の事例で、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、この方々がお祝いをいただいていたんですね。ですから当然、徐々に拡大をされてもいいのではないかというように、私は今回質問させていただきました。

これは、財政当局にも大きなメリットがあるんです。実は、今毛布をあげましょう、それから、例えば何かの消耗品や備品を差し上げましょうとなると、財政には当然、財政健全化の中で、支出しなけりゃいけないナマザイが発生してまいります。私はナマザイを発生して

ほしいのだと言っておりません。ですから、財政の班長さんがいますけれども、先ほど言ったように創意と工夫ができれば、この事業は明日でもできるんです。

それには、皆さん方がこの第4次長柄町行政改革大綱をつくっておるじゃないですか、この中に、住民へアウトソーシングをしましょうということで、これを含めた財政削減もしていこうということ、載っております。ですから、品物を購入するだけじゃなくて、例えばここの福祉センターのお風呂の利用券とか、コミュニティバスの利用券とか、また地元商工会とタイアップした商品券とか、広域が利用されているごみ袋、こういった長柄町にとってやはり財源が減少されるような工夫をしていただきたい。

こうすることによって、新しい公共空間が生まれてまいります。ぜひそういう発想を持ちながら、物を買うだけではなく、財政削減も含めた中で検討を十分していただきたいと思えます。

続きまして、福祉教育につきまして、検討ですので、要望ですので、お答えしなくて結構ですので、3番目につきましては、この福祉教育もお話がありましたように、民生委員さん、地区社協さん、一生懸命努力されております。まさしくボランティアです。こういう活動をされている方に大変感謝申し上げ、敬意を表したいわけなんです、ただボランティアだけでも、ナマザイがないとなかなかいろんな交友活動ができません。

ですから、28年度の予算編成につきましては、十分この民生委員、地区社協さんとの協議の上、いい方向性の検討をしていただきたいと、これも要望にしておきます。

続きまして、民生委員・児童委員の負担軽減について、第2回目の質問にさせていただきたいと思えます。

先ほどご説明がありましたとおりに、1人当たり長柄町は194名の方が、1人の民生委員さんが負担を抱えている状況であり、まさしく基準の70から200世帯に入っております。

しかしながら、現状では、194名ということの中で、200世帯以上を持つ民生委員の担当者は5名おるんですね。そしてまた、300世帯を超える世帯を持つ民生委員さんが2人おります。全体の15名の半分以上が200世帯を受け持つ状況でございます。基準内には入っておりますが、一番少ない民生委員さんの世帯と、一番多い世帯を持つ民生委員さんの負担割合は、2.6倍となっております。長柄町でもそういう状況が、民生委員さんが少ない中で、多数の軒数を持っているという状況であります。

特に今後、65歳の認知症高齢者が2025年には700万人に増えると、5人に1人が認知症になるという見通しになって、国家戦略として厚生労働省が中心に、認知症支援策として新オ

レンジプランを策定しました。

先ほど言いましたように、行方不明問題、この前、私も研修に行ってきたんですが、こんな話をしていました。徘徊による交通事故が一番怖いと、損害賠償が一番大変だということで、取り上げておりました。

こんなさまざまな対応が急がれる状況でございますので、住民が住みなれた地域で暮らすことができる社会を目指していただきたいんですが、来年度、ちょうど1年後、この民生委員さんの改選時期に当たります。この改選時期に当たる前に、早目の準備が必要となりますので、もうこの配置の定数の分担につきましては、公平性が保たれるように検討をしていただきたいと思います。

ちなみに、長柄町が長生郡の中で15名、一番少ない数で、茂原市は別ですが、ほかの町村は30名に近い民生委員さんに迫っているという状況ですので、この辺もよく検討していただきたいと思います。

それから、サポーターにつきまして、先ほど町長さんも平成27年4月の介護保険料の改定により、介護保険財政の膨張の側面から、軽度の介護保険料向けサービスの保険財政の切り離しのお話があったと思います。

長柄町におきましても、この取り組みに当たりましては、当然社協、それから地区社協、それからボランティア、特に地区社協では民生委員さん、児童委員さん、このくらいだと思います。ですから、この方々が多くの長柄町の高齢者、今65歳以上2,500人を超える方々を支えるのはなかなか難しいことでもありますので、この事業実施に当たりましては、町では生活支援協議会を設置していき、生活コーディネーターを置いて事業をしていくということになっておりますが、民生委員さんの責務を考えたときに、どうしても負担軽減のためにサポーターを、各自治会、48自治会おりますので、各自治会に働きかけていただきまして、高齢者が住みなれた安心して暮らせる町づくり、いわゆる日常生活自立支援を進めてほしいと思いますが、見解をここはお聞きしたいと思います。

また、これは私の提言なんですが、近い将来、住民が主体となって支援を要するサービスの提供として、地域福祉コミュニティビジネスの認定制度の創設を行っていただきたいというように提言をしておきます。これは地方創生に伴う総合戦略の一つでもございます。最後に、私もパートナーや後援者にもなりたいと、このように思っております。

そして、福祉マップにつきましては、先ほど町長さんが言われたとおりに、災害時要援護者、この名簿登録者数がなかなか、この事務が進まない、現在2,500名と言いましたけれど

も、この1割の250名もいないんじゃないかというように思われます。多分その半分ぐらいじゃないかなというように思います。災害が発生すると、救えるのは125名です。

こんな状況にならないために、じゃあどうしたらいいかと、早目に、100%に近づけるためには、どのような手法があるかということで、このマップにつきまして私のほうからもう一つ提言したいんですが、災害時要援護者登録制度実施に関する条例制度、これを設定していただき、100%になるべく近づけて、災害時でも安心できる対策をとっていただき、福祉マップ、いわゆる災害時要援護者登録マップとあわせて防災マップ、これは総務さんの力がなくてはできませんので、防災マップとあわせて一体化してつくっていただきたく、これは要望とします。

先ほどの条例制定に当たりましては、私も各1,500近い市町村を調べました。どこも、なかなかこういう条例をつくっている市町村はおりません。ですが、だからといって、長柄町がつからないというわけにはいきませんので、この提案を私が提言した限りは、私も責任持ってこの制度の要綱をつくってまいりますので、ぜひ一緒になって検討し、見ていきたいと思っておりますので、早急にも私はつくって提出したいと思っておりますので、よろしく検討してみてください。

最後に3つ、協働ポイントにつきましては、先ほどもありましたように、住民への事業ソーシング、これは先ほどもお示ししたとおりに、ここに書いてあります。これから必ず必須条件であるということが入っておりますので、この協働ポイント制度、これは住民が責任を持って行う報酬のポイントと、付与する大切なものです。ですから、ぜひ導入する方向性を見出していただきたいと思っております。

そして、今後生活自立支援を図る中で、私の考え方でいきますと、財政削減を図るために1ポイント100円相当の程度の換算して、上限を50ポイントと設定し、ぜひ新しい空間を見出していただきたいと思っております。私の質問は、見解を聞きたいのは、1点だけであります。

最後の学校のトイレにつきまして質問します。よくわかりました。進めていくということで、ありがとうございます。

実は、私は10月、11月、2回に分けて、この日吉小学校、長柄中学校、長柄小学校、全部の3校のトイレを見させていただきました。先生方には感謝申し上げます。この現場を見て非常に感じたことがありますので、その感じたことだけお話ししておきます。答弁は結構です。

3校の中で長柄小学校を除いて、今回は長柄小学校、I s 値が0.63、体育館が、私もびっ

くりしたんですが0.36ということで、確かにひびが入っていました。こちらのほうは進めていくと思いますが、長柄小学校を除いた日吉小学校、長柄中学校の教員のトイレなんですね、教員のトイレが全て温水付洗浄式洋式トイレなんですね。子供たちの行く、長柄小学校はそういうものはありませんので、ほかの長柄中学校、日吉小学校を見ると、子供たちにはなかなかついていない。どうして先生方のほうが快適なトイレだろうかなというように感じています。

2つ目は、長柄中学校の体育館、日吉小学校はいつも使われますが、長柄小学校の体育館が避難所となっておるんですけれども、ちょうどプール側、いわゆる南側というんですか、あれは増設をされたと思います。しかも、上に非常口、トイレに非常口という看板がついて、災害時にトイレの中に逃げるのかと。しかも階段があって段差がある。一枚ドアしかなくて、転倒して高齢者はどうなるのかなと。

あの非常口というのにはびっくりして、トイレになぜ非常口で逃げなきゃいけないのかということで、これは後で増設された関係上、ああいう形になってしまったんですが、よく現場を見ていただきまして、片岡班長さん、見解を聞きたいというのは、そういうことをおっしゃったのであって、現場を見て、どのような対策をとらなきゃいけないかというのを教えていただきましたかったです。

長柄小学校と2校を比較したときに、全く公平性がとれていない。言いたいことはまだたくさんあるんですが、そんな状況でございました。

そこで、トイレについて、時間も迫っておりますが、この教育員会だけはしっかりとやりたいと思っております、今日は臨みましたので、聞きました。1点目でI s値が0.63、0.36ということでありましたけれども、これは文部科学省は0.7以下という基準ですので、国土交通省の0.6とはまた違いますので、より厳しく学校施設はなっているというのを把握しております。

では、かつq値、q値の数字、要するにI s値があれば当然q値がなくてははいけません。要するに耐力度ですね。q値の数字も当然0.5から1.0の範囲内でなくてはならないということになっていますが、このq値、q値というのは保有水平耐力というんですけれども、これをお聞きしたいと思います。

2点目につきましては、学校設備改善交付金を使うと思うんですね、耐震化で。そうすると、耐震化工事を行う事業、要するに国庫事業ですね、文科省の国庫事業の中の耐震化工事を使うんですが、その中に、これは学校施設の環境改善交付金というんですが、この中に大

規模改修事業というのがあります。事業の中にはトイレを改修しなさいとか、空調設備を直しなさいとか、いろんな項目が入っております。

ですので、せっかく工事をやられるんだったら、ぜひトイレの改修工事を来年度からでしょうか、この耐震化、ぜひやっていただきたいなというように思われます。やれない理由があるんでしたら、それをお答えしていただきたいというように思います。これが2点目です。

3点目としましては、先ほどの災害時、この体育館というのは非常に東日本大震災でも苦労したということでお話をしました。実は3.11が起きた、この千葉県でも、このライフラインがとまってしまいました。特に断水というのが17万7,254戸あり、停電で34万7,000戸あったんですね。そうすると、トイレという問題はライフラインがとまってしまうと水が流れなくなってしまうんです。

そこで、これは、私は要望なんですけど、ぜひトイレの洗浄水、当然避難されている方の飲料水にもつながります。このことを考えて、広域市町村圏組合の水道部に確認しました。そうしたら、給水車が2台しかない。長生郡市で災害があったときには、なかなか長柄町に行けない。じゃ自衛隊が来るでしょう、各自治体の応援もあるでしょう、これは締結をしておりますから、これは十分活用すべきと思いますが、いざ断水が起きた、災害が起きたときには、給水車がないと何にも身動きができません。

しかしながら、あの浦安市さんでも、3.11のときには給水車がなかったんです、あの液状化現象を起こしたときも。ですから、東京都から、消防局、水道局から給水車が浦安市に入ったんです。必ずそんなパニックが起きてまいります。水は豊富にあるのに、いざというときには何もできないというのが現状だと思います。

そういうこともあわせて、ぜひ長柄町にも今後給水車を配置し、災害時に対応した危機管理を持つべきと考えますので、ぜひ要望をしておきたいと思います。

以上で、私の2回目の質問にさせていただきます。

○議長（月岡清孝君）　じゃ、すみません。1番、川嶋さん、答弁を求めるところのものをちょっと挙げてもらいたいんですけども、再質問に関して答弁を求めているものをお願いします。

○1番（川嶋朗敬君）　先ほども要望と検討事項と見解をお聞きしたいところは、はっきりと申し上げたと思います。

民生委員、先ほど1番から3番までについては要望ですので、執行部のほうからの答弁は要りません。

しかし、4番目の民生委員、そして児童委員の件につきましては、ボランティアのサポーター事業に対して、今後各自治会に働きかけていくのかどうか、そしてこのサポーターのもとで、これからの長柄町の高齢者、いろんな方々の将来を含めた中で、地方戦略としてつくり出していこうとするのか、これを、この4番目の中ではお聞きしたいということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） はい。

○1番（川嶋朗敬君） 教育委員会の3は大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。そうです。はい。

○議長（月岡清孝君） それでは、答弁を願います。

蒔田住民課長、お願いします。

○住民課長（蒔田 功君） それでは、4点目の民生・児童委員の負担軽減につきましての再質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、民生・児童委員さんの負担は年々重くなってまいります。こういった現状を認識しつつ、当面町としてサポーター制度の導入を早急に検討すると同時に、民生・児童委員さんの意見も聞きながら、定数の見直しについても協議、検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（月岡清孝君） では、答弁願います。

片岡学校教育班長、お願いします。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

1点目の、今回の耐震工事に向けて、一緒にトイレについての洋式化を図る上での工事の件についてなんですけど、これにつきましては、また県教育委員会を含めて相談しながら、国庫補助については進めていくような形になりますので、まだ予算等もこの後関係各課と相談しながら進めていかなくてははいけませんので、今後検討しながら進めさせていただくというように形にさせていただければと思います。

それから、I s 値に伴って、もう一つ、q 値のほうなんですけれども、q 値につきましては、現在手持ちの資料の中に詳しい数値を書いたものがございませんので、後ほどまた調査をさせていただいて、ご報告をさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 最後の3回目の質問ですので、簡潔にお話します。

ぜひ自治会48ございますので、一人でも多く、民生委員さんがサポートできるような体制をつくっていただくことを、ぜひ前向きに検討してスタートさせてください。来年の改選時期がございますので。

教育委員会のトイレの関係につきまして、お話で言ったとおり、q値のほうについてはわかりました。

ただ、国庫事業を、先ほど言いましたように、トイレの国庫補助金、交付金を使うに当たっては当然予算が伴います。ですから、先ほども言っているように、町の財源の問題が当然してきます。耐震化工事とあわせて、もしやられるのであれば、それで構いません。ぜひそれをやっていただいて快適なトイレ、しかも長柄小学校の体育館は男女共用ですよ。男の子も女の子も一緒です。一緒にしなきゃいけないんですよ、一つの部屋で。1年生から4年生まで一緒なんですよ、トイレ。今時、家では一緒かもしれませんが、学校で一緒のトイレというのは、ほかの学校を見ても、なかなかこれ、私が行っていたときと何も変わっていないです、53年間。

せめて、男女を、プライバシーを保てるように別々で、ドア一つじゃなくて、別々で、1年生だからいいんじゃないかと、ぜひその辺は子供たちの思いを酌んでいただきたいな、ですから現場を見ていただきたいというのが本音なんです。現場を見て、予算を計上、編成を組んでいただきたい。これが私の願いです。

先ほど国庫補助金のお話をしました。もし予算がないようでしたら、財政班長さん、あるじゃないですか。失礼ながら、茂原はお金がないですよ、借金がありますけれども。お金、ナマザイがなければ事業ができません。じゃ、できないときには何を使わなきゃいけないのか。継ぎ足し単独しかないんですね。ですから継ぎ足し単独事業を進めていき、起債を起こしてもらい、この継ぎ足し単独の場合には、100%を超えた分については当然事業の中に組まれるわけですから、これを十分考えた中で、この28年度からトイレ改修に当たりの考え方をぜひお願いしていきたいなど、強く要望しておきたいと思います。

ありがとうございました。以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時25分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） 次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

傍聴人の皆さん、忙しいところ、また悪天候の中、本会議の傍聴に足を運んでいただきご苦労さまです。私はできる限り、皆さんの役に立つ、皆さんの身近にある、皆さんの関心のある問題を取り上げ、町の姿勢を聞いていきたいと思ひます。そのために、私一人の情報では限度がありますので、皆さんの情報、意見等がありましたら、どうか教えてください。皆さんのかわりに、皆さんの声を町に届けます。今回の質問も町民の声が入っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

最初に、町議の充て職の報酬費について伺ひます。

9月4日、町長に選任された結婚相談員の会議に出席したとき、担当職員より「今日の会議の報酬費の振込先は議員報酬と同じ口座でいいですか」と聞かれ、私は違和感を覚え、「月々の議員報酬をいただひているのだから、今日の会議の報酬費はいりません」と答えました。会議の席では結論は出ませんでした、「上司に報告しておく」ということでした。

町議に当選したから町長より各審議会、各委員会の委員に選任され、監査員は議会より選出され、町会議員として当然の職務なのです。そして、町議は毎月報酬費をいただひているので、委員会、審議会に出席し報酬費をいただひるのは、報酬費の二重どりだと私は考えています。

また、長柄町第4次行政改革の期間を平成26年度まで延長し策定した長柄町行政改革推進プログラムに、議員報酬費の削減等が記載されており、当然廃止すべきだと思います。

そこで、平成27年度の町議の全ての充て職の報酬費の予算額はどのくらいか、委員会により金額は違ひようですが、最少額と最大額の委員会は何か、そして、それぞれの報酬費の金額は幾らかお聞きします。充て職の二重払いを廃止したとき、報酬費が幾らの削減になるかお聞きします。

また、執行部は町議に報酬費の二重払いをしている考えはないのか、長柄町行政改革推進プログラム実現のために、町議への報酬費等の二重払いの廃止をするという考えはないのか、伺います。

先人の議会では、議会定数削減という大きな実績のある行政改革を行いました。現議会でも、議員の充て職の報酬費の二重払いの廃止という行政改革は実現できるはずです。執行部は、ぜひ各委員会、審議会の設置要綱、条例等を見直し、平成28年度の予算より議員の充て職の報酬費の二重払いを廃止して、私の一案ですが、長柄町こども園、川嶋議員の質問にもありましたが、子供の育成のため、知らないうちに子供の基礎体力をつくる巧技台の購入、または1日3,000円という定額のイノシシ退治の猟友会の報酬費等に予算を割り振りまして、役に立つ意義のある予算にするべきだと考えますが、執行部の考えを伺います。

次の質問は、長柄町地域防災計画についてです。

長柄町防災会議の委員で検討し、まとめた、作成した長柄町防災計画であり、まことに恐縮ですが、拝見し、疑問に思った点を本部長の清田町長に質問させていただきます。

拠点給水の実現場所及び注水指定場所が、山之郷浄水場、山根配水池、皿木浄水場、長柄浄水場に指定されていますが、日吉地区、水上地区の住民は指定場所に行くまで、急勾配の坂道を経由していくことになり、法面の崩壊などがあり通行が不可能になった場合、川嶋議員の質問にそれこそありましたけれども、長生広域の水道部の給水車を手配するなど、安易な考えではなく、住民への給水をどのように考えているのか伺います。

また、ライフライン等の耐震対策で、緊急時給水拠点の確保と記載されていますが、長柄町地域防災計画が作成されてから12年経過していますが、給水拠点の確保の検討をしたのか、検討したのならば内容はどのようなものか、緊急時給水拠点の確保をしたのか、確保をしたならば給水拠点はどこにあるのか、そしてどのくらいの規模の給水が可能なのか伺います。

もし検討もしていない、給水時、給水拠点の確保もしていないならば、厳しい言い方をすれば、長柄町の地域防災計画は12年間も何も実行されていない絵に描いた餅です。

私は、長柄町防災会議の委員でもある長生広域の消防本部に、緊急時給水拠点について話を聞きにいきました。そして、平成23年3月11日の東日本大震災を教訓に、緊急防災・減災事業が、時限立法による平成24年度から平成28年度までの5年間を対象にした地方財政対策事業で、飲料水兼用耐震性貯水槽など、地方交付税の70%の交付で設置できると、消防本部の担当から説明を受けました。

本部長の清田町長は、日吉地区、水上地区の住民のために、絵に描いた餅にならないよう

に、長柄町の平地部に、緊急時給水拠点の確保のために、50トンの飲料水兼用耐震性貯水槽を、最後の平成28年度に設置する考えはないか伺います。

次に、ヘリコプターの輸送力確保ですが、ヘリコプターの発着場所として旧昭栄中学校と記載されていますが、今の状況で発着場所として使用できるのでしょうか。私は発生土の置き場、鉾津の敷いた駐車場では使用できないと思います。今大きな災害に襲われ、大事なヘリコプターの発着場所が使用できないなど、災害担当の総務課、発生土担当の事業課、こども園の駐車場担当の住民課などは、災害への危機管理の意識が皆無だと思いますが、私の指摘をどのように考えるか、捉えるか、伺います。

次に、災害で一番大事なことは何だと思えますか。私は情報管理だと考えています。長柄町地域防災計画は、平成15年9月に策定されてから、拝見したところ、この12年間、何一つ加除整理がされておりません。記載事項に防災計画が策定された平成15年以降の資料などもあるのに、どうして加除整理がされていないのでしょうか。それは、情報管理がされていないことと同じことです。

加除整理という机の上の仕事ができないものが、いざ災害の現場で情報管理ができるはずがないと、厳しい指摘ですが、私は考えます。執行部はどのように考えているか伺います。

最後に土砂災害防止法について質問します。

土砂災害特別警戒区域は、県が、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定することになっています。ということは、町執行部は、その区域に住む住民に説明して、意見を聞いた上で区域を指定するのではないですか。

それなのに、区域の住民に何の説明もなく、何も知らない住民に測量会社が突然訪ねてきて、崖の調査をさせてくださいと測量し、ただの崖の調査と思い協力したら、数カ月後、特別警戒区域に指定しましたので説明会に出席してくださいと通知され、区域の指定を受けた地域は家を建築するのに建築確認が必要になり、建築確認の許可がおりるのには崖にブロック積み等の構造物が必要であると、指定区域の住民は、家の建築費のほかにブロック積み等の構造物の工事費と、大きな負担を負うことになりました。説明会の席で、区域からの住民で、家を建築するのに構造物まで費用がかかるならば、指定区域から外してくださいという意見も出たほどです。

私は役場に勤務していたときに、ある地区に土砂崩壊防止など、山の管理によいと、いい事業だと考え、県の出先機関である北部林業と打ち合わせし、治山事業を計画し、事業決定する前に説明会を開きました。そのときのことを覚えておりますが、事業実施するに当たり、

自分の所有する山林でも立木を勝手に伐採できずに、伐採届を提出すると、これがネックになり、住民の同意は得られずに治山事業を中止した経験があります。

それ以上の大きな負担を住民に及ぼすのに、何の説明もなく、お上仕事で、特別警戒区域を指定してから住民説明という過程はおかしくないですか。町執行部は住民のことを考えているのでしょうか。私はさきに述べたように、町議に当選し、行政の監視役となり、自分と比較し、大変残念でなりません。執行部はこの過程についてどのように考えているのか伺います。

また、土砂災害特別警戒区域の指定に当たり、住民に何も説明もなく、勝手に区域の指定をし、住民の家の建築費用のほかに構造物の工事代が余計な負担を負わせることになり、私はメリットが考えられません。

長南町では、傾斜地の宅地裏に、法枠ブロックなどの施工が見られ、区域の指定された箇所は、優先的に法面崩壊防止事業など、公共事業を導入していただけるのでしょうか。また、災害で裏山が崩壊したときなど、町で土砂を処理していただけるのでしょうか。どのようなメリットあるか伺います。

そして、平成27年2月26日の説明会で、鶺谷地区29カ所が区域の指定にされました。長柄町全体を考えると、ほとんどの宅地が対象区域に当てはまると思いますが、町内で鶺谷以外のどこの区域が指定になったか伺います。

また、これらの区域の指定を受けたときに、宅地の評価が下がるので、固定資産税の減額をすると聞きましたが、どのくらいの固定資産税が減額になるのか、具体的に鶺谷地区の場合、何平方メートルの宅地でどのくらい減額になるのか伺います。

次に、土砂災害防止法の区域指定に伴い、指定区域の住民は大きな負担を負うことになり、私は説明会の席でブロック等構造物の工事費に対する補助金制度はありますかと聞いたところ、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、補助金が交付されると、県の職員から説明を受けました。私は分数の足し算をして、それでは工事費の100%が補助金として交付されるのですかと確認したところ、補助金交付の限度額が78万円ですと言われ、いまだに県の補助金制度についてよくわかりませんが、土砂災害防止法に伴い土砂災害特別警戒区域に指定を受けた区域には、町には当然補助金制度があると思いますが、その内容を伺います。

以上をもちまして、1回目の質問を終了させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の議会議員が各種審議会や任意の委員に委嘱されている場合の報酬や報償費のことと存じますが、これにかかわる予算額や最高額などについては、各委員会の実態や性格により異なりますので、一概に比較をすることはなじまないものと考えます。

参考までに、平成27年度の予算額を申し上げますと、報酬では、全体で12の委員会、62万円であり、金額については、監査委員を除き、全て委員長7,600円、委員7,200円に統一されております。報償費の予算額は、12の委員会で総額36万円であり、その金額は5,000円で統一されております。

また、議員の充て職への報酬等は二重払いではないかのご質問でございますが、議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で、また各種委員会においては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例や要綱等により定められております。

廃止する考えはないかとのことですが、これにつきましては、議員皆様のご意見を踏まえた上で考えるべきものと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の町地域防災計画についてのご質問でございますが、この計画の中で給水計画として、給水方法は車両給水、浄・給水場等の拠点給水、ポリ容器等による給水となっております。また、災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を取得することが困難になったとき、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行うこととなっております。

この、ご質問の道路の崩壊等で通行不可能になった場合もこれに当たると考えますが、その際の飲料水の確保は、水源施設が被災し飲料水の確保ができないときは、井戸水や自然水等の飲料に適するものを水源とすることとしています。

以上のことから、給水が不可能となった場合の非常時に対処するため、町では防災備蓄倉庫に飲料水を保管し、また井戸水・湧水供給協力に関する協定、飲料会社等の物資供給協定に基づき、飲料水の供給を受け、対応することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置についてですが、地域防災計画の中で、避難施設において、本格的な応急給水が行えるまでの間、飲料水を確保するため、避難場所等に飲料水兼用型貯水槽、耐震性井戸付貯水槽等の整備に努めることとなっておりますが、現在、給水が不可能となった場合の非常時に対処するため、先ほど申し上げた防災備蓄倉庫の飲料水や

各種協定を締結し、対応することとしております。

今後、拠点施設の避難場所における飲料水兼用耐震性貯水槽の設置については、その必要性も含め、検討したいと考えております。

次に、ヘリコプターの発着場所についてですが、地域防災計画では旧昭栄中学校が指定されているところですが、議員のご指摘のとおり、現在こども園が建設され、発着場所としての要件を満たしておらず、不適切であることは認識しております。

町では、平成25年10月に、その代替候補地について、現地調査を含め自衛隊と協議を実施し、新たに日吉小学校グラウンドを選定したところであります。現在国のガイドラインに基づいた新たな避難勧告等、判断基準の策定とあわせ、地域防災計画においても所要の修正を実施中でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、防災計画の加除更新についてであります。職員は各自で加除年月日の記載を行っておりますが、議員の皆様については、事務局で記載しなければなりません。未記載であったのは事実であり、ここでおわびを申し上げる次第であります。

今後はこのようなことがないように、管理体制を徹底してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の土砂災害防止法は、平成11年6月に広島で発生した大規模な土砂災害により、24名もの多くの人命が失われたことを契機に、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制等のソフト対策を推進することで、住民の生命、身体を土砂災害から守るため、平成13年4月に制定されたものであります。

この法律に基づき、県は土砂災害危険箇所の基礎調査を実施し、地形や地質、土地の利用の状況等について、土砂災害発生のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定をすることとしております。

この区域指定に当たり、県では土砂災害のおそれのある土地所有者に対し、事前説明会を実施しておるところです。町といたしましても、この法律に基づき、災害発生時の情報伝達や警戒避難体制を強化することが町の責務でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

町内における指定状況ですが、県が基礎調査の対象としている土砂災害危険箇所239カ所のうち、平成21年度に22カ所、平成24年度に31カ所、平成25年度に55カ所の計108カ所について県の指定が完了しており、今後も積極的に指定をしていくと伺っております。

次に、補助金制度についてのご質問ですが、これは土砂災害警戒区域や特別警戒区域に指

定された場合、建物の移転費用や対策工事にかかわる補助制度のことと存じますが、まずは早急に区域指定を行い避難体制の確立を図ることが、町民の生命、身体を守るための最優先課題であることから、これを優先しつつ、今後国や県の補助制度の充実に向けた要望等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、鶴岡議員の質問に対して答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） それでは、ご質問の中にありました資産税の件につきまして答弁させていただきます。

ご質問のありました土砂災害特別警戒区域の指定を受けた土地につきましては、指定を受けた翌年の1月1日を基準といたしまして、20%の減額をさせていただきます。課税につきましては、翌年度からということになりますが、指定を受けた1月1日を基準日といたしまして20%の減額をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2回目の質問の整理がよくできていなくて、質問が今度ごちゃごちゃになっちゃうかもしれないんですけども、ちょっと質問をさせていただきます。

まず、充て職なんですけれども、議員の皆さんの理解が欲しいという話でよろしいでしょうか。議員で反対する人はいないと思います。先人の議会では、議員の定数削減というもっともっと大きな行政改革をしております。当然議員さん方にも行政改革の説明はされていると思います。

私が見ました、この長柄町行政改革推進プログラム、これは当然今の議員さんにも説明されていると思いますし、その中に議員の報酬費の削減がうたわれております。その実現に反対する議員は、私はいないと思いますので、ぜひ提案してどんどん進めてもらいたいと思います。議員の定数削減ができたのですから、報酬費の削減ができないはずがないと私は信じております。

次に、給水施設に行けない場合、川嶋議員さんのほうから、長生広域の水道部に2台しかないから、長柄町まで来られないよと、給水車を長柄町で買ったらどうかという話もちよこっと出たんですけれども、私にしてみれば給水車というよりも、せっかく補助金、交付金が出る時限立法、せっかく消防本部に行って聞いてきたんですけれども、時限立法で平成28年度まで交付税が70%交付できると、そういういい事業があるのに、どうして長柄町はそれを

実施しないのか。

それこそ、いろいろ調べたら、もうこの飲料水兼用耐震性貯水槽ですか、睦沢町は2カ所設置しております。茂原市は当然5カ所以上あるかと思えますけれども、そういうことで、町村を調べたら睦沢町が2カ所設置しているということで。また平成28年度、来年度でこの時限立法は終わっちゃいますけれども、7割補助金交付、地方交付税が、来るとなれば、かなりのものになると思えます。

それで、備蓄の倉庫に水が、ライフラインが破綻したとき、あるということですがけれども、私の提案しているのは50トン備蓄できるわけですがけれども、給水備蓄倉庫に、防災訓練であげたペットボトルのことでしょうか、何人分ぐらいそれで対応できるのか。50トンを1日1人3リットルで割り算して何人に対応できるか、ちょっと今計算できませんけれども、50トンあれば、1人1日3リットルだそうですから、極端な話、何万人になるかと思えますけれども、備蓄倉庫にあるペットボトルの水はどのくらいか。

確かに山、坂道を登っていく間に、当然地震、崩壊認めますし、そこにライフライン、一番必要な飲料水を求めることができなくなる。平地部にあれば、50トンのものがあれば、かなりの助けになるかと思うんですけれども、その辺改めてお願いします。

とりあえず、以上で。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 鶴岡議員のご質問にお答えいたします。

ペットボトルにつきましては、現在本数で7,660本を所有してございます。そのほかに、先ほど町長の答弁でもありましたが、井戸水の湧水協定ということで、9軒のお宅と井戸水の協定について交わさせていただいております。そのほかに、ジャパンフーズ、利根コカ・コーラのほうから、災害時の水の供給について協定を結んでおります。

さらに、これは少しになりますけれども、役場等自販機の無料開放などもここで含まれておりますので、これで当面は対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） これで3回目になっちゃいますよね。

○議長（月岡清孝君） はい。

○2番（鶴岡喜豊君） じゃ、3回目でもいいです。

最後に、土砂災害防止法のほうにつきまして、町の補助金、県が、説明会を受けたときに、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の補助金が出るとお聞きしたんですけれども、町長の話では、今補助金はちょっともう少したってから考えると、今避難のことを考えたり、ソフト面が先だという発言だったかと思えますけれども、説明会の席で、県が、町に4分の1の補助金が出るとなっておりますので、ちょっと矛盾しているんじゃないかと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 説明会の際にも県の職員が説明しておりましたが、その際には従来ある補助助成制度、今鶴岡議員がおっしゃられた急傾斜地の事業とか、従来今まであったものに加えて、今度、今回この指定に伴って、住宅・建築物安全ストック助成事業というメニューが追加されたということで伺ってございますが、これの具体的な金額とか予算枠については、今のところ説明がございません。

ですので、そういう事業はあるというのは、町でも認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） もう質問しちゃいけないんですよね。

○議長（月岡清孝君） はい。

○2番（鶴岡喜豊君） 項目ごとに聞いていて、何か再質問するのがごちゃごちゃになっちゃって、よくわからなくなっちゃうんですけれども、この辺何とかならないものでしょうかね。

質問しちゃいけないから、今後、再質問をもう少しわかりやすく再質問できるように、私も努力しますが、執行部のほうも何とか再質問をもう少しスムーズにできるように、私のほうの能力がないと言われるならそれまでですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） それ、要望はよろしいですか。はい、よろしいですか。はい。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、川嶋朗敬君から質問がありました学校の耐震の答弁を片岡学校教育班長よりお願いいたします。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） それでは、午前中、一般質問におきまして、川嶋議員さんからご質問をいただきました耐震診断、長柄小学校におけるq値、qの値についてご報告をさせていただきます。

長柄小学校の北側校舎のq値は0.61でございました。同じく長柄小学校の体育館におけるq値は0.820でございました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

いずれにしても、耐震指針にのっとってのことですので、先ほど言いましたように、0.5から1.0の基準範囲に対しては、倒壊、崩壊、建物がしやすいという基準になっておりますので、その中に今の数値も当然入っておりますので、一刻も早く子供たちの安全のためにぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 質問者には、質問、簡潔に述べられますよう、この後の一般質問のほう、ご協力お願いいたします。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。5番、本吉敏子です。

昨日は、念願でありました長柄町役場1階ロビーにて、ロビーコンサートが盛大に開催することができました。町長を初め、職員の皆様のご協力をいただき、無事終了することができました。本当にありがとうございました。

平成25年第2回定例会で、開かれた町づくりについて、親しみやすく開かれた庁舎にするためにも本庁の1階ギャラリーを有効活用し、ロビーコンサートやイベントの開催を提案さ

せていただきました。町当局からも町民の交流の場として親しまれる庁舎を目ざしている
ので、町民が気軽に立ち寄れる施設の有効活用をしまいたいとのことでした。今回のロビ
ーコンサートの実現に至りました。

参加された皆様から、長柄町の役場はきれいで明るい、ロビーはとても居心地がよい空間
でした。また、とても楽しかった、次回も楽しみにしております、毎回やってほしいなどの
声もありました。

今回だけではなく、次回は6月に開催する予定です。住民の皆様にとってもっともっと身
近に感じられるような開かれた庁舎を目指し、取り組んでまいりたいと思いますので、よろ
しくお願いたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、7項目にわたり一般質問をさせていただきます。

初めに、1項目め、情報発信力の高いホームページの改善についてお伺いたします。

本町の情報発信として、広報ながら、防災行政無線、冊子等があります。現在、その中
でも情報提供や観光案内、イベント、特産品の紹介など、町の魅力について多くの方に情報提
供できるホームページの利用があります。

町のホームページについては、見やすさ、各課の情報の拡充、統一性を図り、チェック体
制も含め魅力的で発信力の高いホームページに改善していただけますよう提案いたしますが、
考えをお伺いたします。

次に、2項目め、公営住宅の居住環境の整備についてお伺いたします。

現在、本町では、公営住宅には、刑部住宅、日吉住宅、鼠坂住宅があります。刑部住宅は
昭和47年に建設された住宅で、浴室が設置され、浴槽も整備されていますが、日吉住宅、鼠
坂住宅においては浴室の設置のみで、浴槽等の設備器具を入居退時に入居者の自己負担で風
呂釜等に対応していますが、古いタイプで取り扱っている業者も少なく、入居者の大きな負
担となっています。また、現在、経済不況の中、電気料金の改定や各種保険料改定など、さ
まざまな費用負担が家計に重たく、特に入居者の生活に大きな影響があると思います。

そこで、3点お伺いたします。

1、公営住宅の耐用年数と耐震についてお伺いたします。

2、今後、公営住宅の環境の整備、改善について当局はどのように考えているのかお伺
いたします。

3、公営住宅の風呂釜、浴槽は公費で負担することを提案いたしますが、考えをお伺い

たします。

次に、空き家の有効活用についてお伺いさせていただきます。

長柄町では、定住促進による地域の活性化を図ることを主な目的として、空き家情報登録制度、空き家バンクを創設されています。空き家バンクは、将来的に使用しない空き家の有効活用を図っていただくとともに、長柄町に定住したい方からの住居の問い合わせに対して物件等の情報提供をしております。また、空き家バンクを利用して、空き家を購入した場合で一定の要件を満たしたときは、長柄町空き家改修費補助金の制度もあります。

長柄町の空き家は70軒以上あると聞いておりますが、残念ですが、なかなか空き家バンクの登録までには至らないようです。

そこで、空き家の有効活用を図るため、空き家に残存する家財道具の撤去費用の一部を補助することを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、高齢者肺炎球菌ワクチンのさらなる推進で医療費の削減についてお伺いさせていただきます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種は、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で最も頻度の高い肺炎球菌による肺炎から高齢者を守るものです。肺炎は日本人の死因第3位だということ、しかも亡くなる方の約95%が65歳以上の方なのです。

肺炎は、発症後に急激な症状が進むこともあります。年齢とともに体の抵抗力、免疫力が低下しています。日ごろ元気で健康的な毎日を送っている方でも高齢になると体調の変化などで、ちょっとしたことがきっかけで肺炎を引き起こしやすくなり、急激に症状が進むことがあります。肺炎は、65歳以上の方にとって決して軽視できない疾患なのです。ですから、肺炎とその予防についてきちんと知っていただくことが大切です。肺炎は、季節を問わず、1年中かかる可能性があります。

以前、平成24年第1回定例議会で質問をさせていただき、平成25年9月より65歳以上の任意接種の対象者の方に3,000円の助成をしていただくようになりました。平成26年10月からは定期接種となりました。65歳の方からが対象となり、平成30年度まで経過措置として70歳、75歳と、5歳刻みで100歳までの方が対象となりました。ですが、まだまだ予防接種率が低いように思います。

そこで、3点お伺いいたします。

- 1、肺炎球菌の定期接種の対象者及び接種率についてお伺いいたします。
- 2、肺炎球菌の定期接種に該当しない任意の接種率についてお伺いいたします。

3、定期接種には個別に通知でお知らせしていますが、期限が近くなりましたら未受診者の方の接種を促す再通知を行うコールリコールを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、認知症対策についてお伺いさせていただきます。

厚生労働省は、平成27年1月、内閣府や経済産業省などで、共同で認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定いたしました。新オレンジプランが目指すのは、認知症の人やその家族が地域の中でともに生きる社会の実現です。

65歳以上の高齢者のうち、認知症患者は全国で約462万人に上ると推計されております。また、10年後の平成37年には700万人を超え、高齢者の5人に1人は認知症患者という推計もあります。認知症が原因で介護が必要になった人の割合は、平成25年には21.4%に増えています。要介護にならず、健康寿命を目指すためにも認知症の予防は大きな鍵を握っております。

そこで、4点お伺いいたします。

本町の認知症対策の取り組みと認知症の方の現状をお伺いいたします。

2、認知症のキャラバンメイト、サポーターの状況、活動についてお伺いいたします。

3、認知症サポーター養成講座は年1回募集をし、開催をされておりますが、対象を、職員はもちろん、また小中学校、PTA、子ども会、商店、農協、郵便局、また消防団、ボランティア団体、老人クラブなどに出前講座に行くことを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

4、認知症の早期発見及び今後の取り組みについてお伺いいたします。

次は、教育委員会に質問をさせていただきます。

読書通帳の導入について。

長柄町の公民館の図書室では、町内、町外ともに利用者が多く、全体で、平成25年度については、貸出冊数1万3,107冊で、利用者数は3,654名、平成26年度では、貸出冊数が1万3,139冊、利用者数は3,851名、蔵書数は、平成25年度は1万6,227冊、平成26年度3月末では1万7,003冊となります。希望の本がない場合はリクエストすれば取り寄せてくれます。一度に10冊まで借りることができます。それでも子供たちは本離れが心配されているところでもあります。

本に興味を持ち、親しんでもらう取り組みとして、読書記録を残し、子供たちの心にする読書の貯金をしていただくものとして、読書通帳という取り組みが、一部の自治体です

が、導入されているところがあります。

小中学生を対象に、預金通帳のような読書通帳をつくり、配布します。読書通帳は、銀行の預金通帳と同じ大きさで、小学校向け、中学校向けの種類を用意して、図書から離れていた子供たちが通帳のきっかけで本を読むようになったなどの反響が寄せられています。読んだ本の冊数に応じて景品がもらえることも楽しみのようです。このような読書通帳、やり方次第ではお金もかからず、比較的簡単に実施でき、児童・生徒、より一層本に親しむ機会になると思います。

そこで、本町におきましても、本を読む子供たちがさらに増える読書通帳の導入を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

最後に、学校教育の推進についてお伺いさせていただきます。

学校を核とした地域力強化プランでは、少子高齢化の進展、人口減少が進む地域において、学級規模の小規模化などによる教育上の課題や学校統廃合の進行による学校と地域の関係の希薄化などの課題について、地域人材による学校の教育活動の支援によって、その課題の緩和、解消や学校や地域の教育の魅力の向上を図っていく必要があります。

本事業は、地域活性化のための仕組みづくりや地域の活性化を直結する施策を有機的に組み合わせ、町全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域創生の実現を目指すものであります。

そこでお伺いいたします。学校、家庭、地域の連携協力推進事業について、本町の取り組み状況をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1点目の情報発信力の高いホームページへの改善についてのご質問ですが、現在、町のホームページにつきましては、職員みずから作成し、情報発信している状況でございます。

ご指摘のとおり、ホームページは、毎月発行の広報とともに、町の情報を発信する重要なツールであります。

ご提案いただきましたホームページの改善につきましては、今後とも閲覧されるさまざまな方々の立場に立ち、見やすく、わかりやすく、魅力的なホームページとなるよう工夫してまいりたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の町営住宅についてのご質問でございますが、初めに、耐用年数ですが、公営住宅は、耐火構造、準耐火構造、木造の3種類の構造によって分類されており、この年限は、公営住宅法施行令で定められております。

まず、耐火構造の住宅については70年、こちらは日吉団地立鳥住宅が該当します。次に、準耐火構造の住宅で45年、こちらは日吉団地鶺谷住宅と刑部団地刑部住宅です。そして、木造の住宅で30年、こちらは味庄団地鼠坂住宅となります。

また、耐震性のご質問ですが、昭和56年の建築基準法の改正、いわゆる新耐震基準以降に建築したものは問題ないものと認識しておりますが、唯一、刑部住宅につきましては、昭和47年、48年に、当時、県営住宅として建築されたもので、まさに旧基準のものでございます。これにつきましては、町では、平成25年度に耐震診断を実施し、耐震性があることを確認しております。したがって、町営住宅の耐震性については問題ございません。

次に、環境整備及び改善についてですが、経年劣化に対応する整備改善はもとより、従来からのカビの問題、また近ごろ多くなってきているシロアリ問題など、主に老朽化への対応を中心とした環境整備に今後も努めてまいります。

次に、風呂釜、浴槽の公費負担についてですが、現在163戸を管理している中で、刑部住宅の31戸のみ風呂釜及び浴槽について設置済みという状況で、他の3住宅につきましては、ご質問のとおり、入居者負担としております。建設当初からの管理形態であり、公平性の点などからも、ご提案の公費負担につきまして、現在、特に変更する考えはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目の空き家の有効活用についてのご質問ですが、県内でも多くの市町村が空き家バンク制度を導入しておりますが、この制度のネックとなっているのが、空き家物件の売買、賃貸借の希望者が少なく、なかなか登録に至っていないというのが実情でございます。

これらの課題を解決すべく、近隣の大多喜町では、空き家の家財道具などの撤去費用一部を補助する制度を導入し、空き家バンク登録への推進をしております。

物件の対象数や形態、地域性など、異なる要因もあろうかと思われませんが、本町の登録数と比較すると、この制度が空き家バンク登録への一助となっていることは想像されます。しかしながら、本制度を活用し、家財道具を撤去し、空き家バンクへの登録を行ったが、何年も売買、賃貸借の契約に至らないというおそれも懸念されます。また、売り主にとっては古くて使えない家財道具でも買い主にとってはまだまだ使える家財道具であるなど、さまざまなケースが想定されます。

町としては、売り主、買い主のニーズを把握しながら本町に合った制度の導入を検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4点目の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種状況ですが、高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種につきましては、昨年10月に予防接種法が改正され、平成30年度までの間に、毎年、65歳から5歳刻みで100歳までの方が定期予防接種の対象となります。生涯で1回ですが、3,000円の助成を受けることができるようになりました。

今年度は388名の方が対象で、10月末の時点で68名の方が接種し、接種率は17.5%となっております。昨年度は142名の方が接種され、合計すると定期接種は210名の方が接種されました。

予防接種につきましては、町が助成を開始した平成24年10月以降、合計で859名の方が接種されており、これら合わせて1,069名の方が助成を受けて接種を済ませたこととなります。

また、任意の接種率については、助成制度以前に接種した方や自費で接種した方もいるため町で把握することができませんので、ご理解いただきたいと思います。

当面は、広報や各種事業を通じて接種の大切さ、助成事業などを周知してまいりますとともに、コールリコールについて検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

5点目の認知症対策についてお答えいたします。

まず、国における認知症対策は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症への理解を深めるための普及啓発等を初めとした各種施策を総合的に推進しているところであります。

町といたしましては、第6期介護保険事業計画において、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、相談体制の充実、認知症予防の推進、認知症サポーター養成講座の開催等を充実させ、サービスの向上に取り組んでいるところでございます。

次に、キャラバンメイトの活用による認知症サポーター養成講座の開催は、平成23年から、総勢44名で、今年度も19名の受講をいただいたところでございます。

その活動は、何か特別なことをすることではなく、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する応援者であることが重要なことと捉え、今後も認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症サポーターの増員を図るために出前講座を検討していきたいと考えております。

認知症の早期発見及び今後の取り組みにつきまして、認知症の方は精神科病院や施設を利

用せざるを得ないという考え方を改め、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指すことから、新たな視点に立った施策の導入を積極的に進めてまいります。

また、早期に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症初期からのアセスメントや家族の支援などを行うチームを整えてまいりたいと考えております。具体的には、医師会を始めとした各種関係機関等と連携して実施してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6点目、7点目のご質問につきましては、教育長から答弁させます。

以上、本吉議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 本吉議員のご質問にお答えします。

6点目の読者通帳の導入についてのご質問ですが、他の自治体の図書館では、主に小学生向けに、読書通帳、読書ノート、読書手帳などの名称で、図書館から借りた本の名称、著者、読書した期日、感想などを借りた方が記入する手帳サイズの冊子の配布やインターネットからダウンロードできるようにしている例がございます。

長柄町公民館図書室におきましても、今後、これらを参考に試行的に作成し、希望者に配布の上、導入の検討をしたいというふうに考えております。

7点目の学校教育の推進についてのご質問ですが、近年、子供を取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しているというふうに言われております。

未来を担う子供たちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組むことが求められています。

本町としましては、地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材を活用し、学校、家庭、地域の連携協力によるさまざまな取り組みを進めております。具体的な取り組み内容としては、書き初めや木材加工等の教科指導における学習支援、読み聞かせ活動による読書支援、稲作や太巻きずし等の体験学習での学習の場の提供と補助、職場体験学習などのキャリア教育での学習の場の提供と講話、部活動指導、校内の除草や通学路等の環境整備、児童の登下校時の見守り、ふれあいこどもまつりや文化祭等の公民館行事を通しての交流活動、公民館主催の書道、絵画等の教室、講座、学童クラブなどがあります。

これらの取り組みによって、学校のさまざまな活動等に地域の大人が多くかかわることで、

子供たちの多様な体験、経験の機会が増え、規範意識や社会参加意識、コミュニケーション能力の高まりも見られ、かつ教員がより教育活動に力を注ぐことができるようになり、学校教育の充実へと結びついております。

教育委員会としましては、今後も地域住民や豊富な社会体験を持つ外部人材を活用しまして、学校、家庭、地域の連携協力によるさまざまな取り組みを推進していきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、情報発信力の高いホームページの改善についてということで、これからもまた具体的に工夫していかれるということで答弁をいただきました。

その具体的にどのような改善を考えているのかお伺いさせていただきたいと思います。

また、公営住宅の居住環境の整備についてお伺いさせていただきます。

先ほど環境整備ということでお話があったと思います。実際的に、老朽化によりカビの問題というのは大きく、今までもたくさんあったと思いますし、またシロアリの問題、また新たに、入居時に携わらせていただいたこともあったんですけれども、そのときに、余りにも良好とは言えない状況でありました。中を見ても、いろいろ壁だとか換気扇だとか、そういうところを見させていただいたときにもこれで次の人が入る予定なのかどうかということちょっと余りにも疑問に思ったことがあります。

また、風呂釜及び浴槽に関しては、今までも何回も提案をさせていただきましたが、現在入居されている方との公平性と先ほどもお話があったと思います。これは、公費負担は考えていないということでしたけれども、居住者にとって良好な生活環境というのはどうなのか、また居住者にアンケートをとってみようかなということ考えたことはあるのか、またこれからアンケートをとることも必要ではないかなというふうに思うんですが、その見解をお伺いします。

空き家の有効活用についてですが、空き家バンクに登録をさせていただいてもなかなか現実には厳しいような状況であると思いますが、先ほど町長のほうから、本町に合った制度ということに、それを導入し、また検討していきたいという答弁だったと思います。それはどんな制度なのか、具体的に教えていただければと思います。また、現在どのぐらいの空き家バンクの登録があるのか、また、今までどのぐらいの契約に至ったのかお伺いします。また、空

き家利用希望者の問い合わせの方がどのぐらい今までいたのかということ、またどういう希望のおうちを探しているという方がいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

高齢者肺炎球菌ワクチンのさらなる推進で医療費の削減というところですが、対象者、また昨年度任意でやられている方の人数がはっきりわからないということでお話があったと思います。接種率が低いというような状況だと思いますが、その理由というのはどういうふうに考えているのかお伺いできればと思います。

コールリコールということで、今までも広報だとか、周知をしてくださっているんですけども、自治会に入られている方は広報だとか、また公民館だとか、役場に来て広報をいただいでいく方、また連絡班だとかの方には広報はお手元に届くと思いますが、届かない人たちのためにはどのように周知をされるのかお伺いをしたいと思います。

あと、認知症対策についてお伺いしたいと思います。

認知症初期集中支援チームを設置ということですが、どのような支援チームなのか。ちょっともう一度、先ほど町長からも少しお話をさせていただいたと思いますが、できれば詳しくお話をしていただければと思います。

あと、教育委員会の読書通帳の導入については、ぜひ試験的にでも、簡単にできます。B4ぐらいの用紙でコピーをして真ん中をちょっとやればすぐできるような体制というか、できると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、最後に、学校教育の推進についてお伺いします。

地域住民の多くの方がかかわっていただきながら、ご協力いただきながら、本町としてもいろいろな取り組みをされているということがよくわかりました。また、素晴らしいことだと思います。

私が質問させていただきたいのは、少子化、また核家族化の進行、就労形態の多様化、家庭の地域の教育力の低下など、子供を取り巻く環境というのが変化していると思います。

文部科学省の放課後子どもプランでは、放課後子ども教室推進事業と、また厚生労働省の放課後児童健全育成事業の一体化、あるいは連携して実施することで全ての子供たちが放課後や週末に安心して活動できる居場所の確保を図り、次世代を担う大切な未来の人材を育成できるのではないかというふうに言われております。

その中で、地域の大人や異学年とのかかわりの中で社会性や規範意識などを身につけ、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに地域みんなで取り組む放課後子ども教室が必要であると考えますが、具体的には、放課後子ども教室は地域の全ての子供が心豊かで健やかに成長

することを願って設置されるものです。放課後や土曜日等には子供たちが教室や公民館に集い、学校では行われない体験活動をするなど、先ほどもありましたけれども、子供にとって安全安心な居場所になっています。また、地域の皆さんには、指導力や協力者として参加協力をいただき、地域の子供は地域のみんで育てていきたいと願っております。

先ほども教育長のほうからもお話があったとおりでありますが、千葉県放課後子ども教室の実施状況は、平成27年2月現在で、27市町村、政令市、中核市を除いて148の放課後子ども教室が行われております。実施市町村、教室とともに年々増えているそうです。

近隣市町村では、白子町では平成25年10月から土曜スクールが始まりました。また、休日の有効活用と学力向上を目的に、第1、第3土曜日、1年生から3年生と4年生から6年生で教室を分け、国語、算数の学習の後に、また学習相談の時間が設けられ、退職した元教員を中心としたベテランの方が指導に当たっているそうです。子供たちからは、土曜日に友達に会えてうれしいとか、またみんなで勉強をすると楽しいという声が多くあり、全小学校で実施されているようです。

また、陸沢町では、アフタースクールとして、家庭学習の習慣化、基礎学習の向上を目指して、平成26年度より陸沢町の小学4年生、5年生、6年生を対象に、毎週土曜日に、地域の方の協力により国語、算数の教育支援活動が行われております。子供たちからは、勉強がわかるようになったとか、また楽しく勉強ができる、保護者からもみずから進んで勉強するようになったなど、高評価で、学校、家庭、地域が一体となって児童の学力向上に取り組んでいるそうです。

先日も中学校の校長先生からも長柄中学校の学力の状況ということでお話がありました。その中では、決して高いほうではないというふうに話をされておりました。ぜひ長柄町におきましても、早急にこの放課後子ども教室だとか土曜スクールだとかということを取り組むことを提案したいと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

ということで再質問は終了いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） ホームページの具体的な改善方法ということでございますけれども、ただいま今現在作成してあります長柄町のホームページは、立ち上げから通常の維持管理、全て職員でやっております。その中で、いかに皆様にとってわかりやすく、見やすくするかということになりますと、やはり他の市町村のホームページを参考にしたり、企業

のホームページを参考にするというようなことで、何よりも町民の皆様方の意見を取り入れながら改善していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 続きまして、白井地域整備班長、お願いします。

○地域整備班長（白井 浩君） 風呂おけ、風呂釜に関してのご質問なんですけれども、ちょっと振り返らせていただければ、建設当時ですが、全国的に、公営住宅のお風呂に関しては、浴室スペースを設けるといのが設置者、管理者のほうの義務づけとなっていたというような背景もありまして、ご自分で入るもの、使うものについてはご自分で購入してという背景があったというふうに聞いております。

一部、今回ご指摘にもありました刑部団地につきましては、議員のご質問の中のお言葉にもありましたけれども、当時、県営住宅だったということで、県営住宅の中でも風呂釜、おけを設置したままというか、非常にレアなケースだということで、1万9,000戸ぐらい県は管理しているようなんですけれども、非常に少ないケースだということだというふうに聞いております。

そのような中ではあるものの、住みやすい環境でないということの部分については、きっちりと真摯に受けとめて、その辺よく調べた上で、住民の方とも相談をしながらというのが望まれるところだというのは十分認識しているところなんですけれども、アンケートについてということでご指摘ございましたけれども、ご存じのように、もう既に入居されている方は、ご自分の風呂釜、おけを持たれている方でございますので、その方たちに入居時の公費負担についてのような形のアンケートというのをちょっといかがなものかなというところもありまして、とはいえ、この件につきまして、こういうようなご意見などをいただいた中でということで、自治会長さんを通じて意見などをいただきながら、伺っていきながらということで考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 続きまして、内藤総務企画班長、お願いします。

○総務企画班長（内藤文雄君） 本吉議員の3点目の空き家の有効活用の中で、空き家バンクの実績ということでございますが、この実績につきましては、先ほど町長も答弁したとおり、少ないということで、実際には1件の登録がありまして、1件成約している状況でございます。

町といたしましても、貸し手や売り手の登録者を今後増やしていくよう、今月号の広報にもこれらについて掲載をさせていただいたところでございます。

それから、希望者でございますが、希望者はやはり登録制となっておりますが、10名程度だったと思います。その方々の希望につきましては、なるべく安価で、自然環境のよいところというようなことで伺っております。

今後も空き家の今の現行の空き家改修補助などの制度とあわせながら、家財道具の撤去の制度もあわせながら検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 三上健康福祉班長、お願いします。

○健康福祉班長（三上清志君） 4点目の高齢者肺炎球菌の接種率の質問でございますけれども、接種率が低いということがありましたけれども、確かに、町長の答弁でもありましたけれども、10月末時点で17.5%ということで、決して高いと言える数字ではないと判断しております。

ただ、対象者の方全員には、町から案内文書を発送してございます。そして、周知している状況でございます。結果的に、本人の意識といいますか、危機感がないというか、そのようなことが低い理由かと思われま。

今後につきましても、自治会に入っていない方への周知という質問もございましたけれども、当面は広報や各事業等で接種の大切さ等を周知していきたいと思っておりますので、ご承知願いたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川島保険住民班長、お願いします。

○保険住民班長（川島 修君） 認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症専門医、いわゆる県内では東金市の浅井病院、千葉市の千葉大学による専門医の指導のもと、個別の訪問支援を行える複数の認知症サポート医が観察、評価を行い、初期の支援を行うものでございます。

そのチーム員には、認知症サポート医、現在、町にはサポート医がおりませんけれども、現在、医師会、また管内市町村との中で誰になっていただけるかということで今協議中でございます。また、病院医療系の職員、施設介護系の職員、また認知症地域支援推進員、地域包括支援センター内の資格を有する職員とした職種からチームをなすものでございます。

業務の主な内容といたしましては、訪問支援対象者の把握、情報の収集、観察、評価、初期訪問時の支援、利用者への説明ですね、専門医を含めたチーム員会議、方針の検討、初期集中支援の実施、受診の勧奨、引き続きのモニタリング等を行える体制と認識しております。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 放課後子ども教室の関連でございますけれども、現在のところ、長柄町としては実施していないというのが現状なわけですが、学力向上の面に関しては、各小学校、中学校とも、放課後、あるいは夏休み等を利用して、教員が子供たちの指導に当たっているというのが現状でございます。

ほかの部分としては、学童クラブのほうで、子供たちが、その中で多少の学習経験、体験経験をしているというのが現状でございますが、学童クラブに入るためにはそれなりの条件が必要で、誰でもというわけにはいかないわけですね。そういった意味で、誰でも参加できる放課後子ども教室の部分については国も積極的に推奨しております。

あるいは、うちの長柄町の場合、ちょっと現状を見てみますと、学童クラブのほうにかなりの人間が入っていると、あるいはまた子供たちが入っていると。それから、土曜日の公民館教室に八十数名が参加しているとか、そういった現状もありますので、その辺の調和を図りながら、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに思っております。

地域の教員のOBの方等から、そういう際にはぜひ協力しますよというようなありがたい声も聞いております。ということで、人材のほうをきちっと確保した上で、他のシステムと協調を図りながら、どのようにやっていったらいいのかという部分を今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） じゃ、次の3回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、ホームページの改善についてです。

できれば、私はもっと具体的にと思いました。それはどういうことかといいますと、知りたい情報に対して、長柄町に関しては文章の文字だけではなくて、表とか絵、また図を入れたり、またイメージ図を入れるなど、一目で見てわかるような、もっと知りたい場合には、関連リンク先を入れてクリックできるようにするなど工夫をして、見る側にとってわかりやすいホームページを提案したいと思いますが、考えを伺いたいと思います。

公営住宅の整備についてなんですけど、これは要望です。

住民の皆様が住んでよかったと、また長柄町はこんなによいところだと、公営住宅はこんなに優遇されているのでぜひまた長柄町に住みたくなったと言っただけることが大切ではないでしょうか。また、公営住宅が足りなくても、もっと必要だというふうになるように

取り組んでいただけたらと思いますので、またこれから先、検討をお願いしたいと思います。

あと、高齢者肺炎球菌ワクチンのさらなる推進の医療費削減なんですけど、先ほど何で接種率が少ないのかということでお伺いさせていただきました。その回答では、本人の危機感がないからではないかというお話を聞いていたと思います。

私が聞いている中では、ちょっと費用が結構高いということが、やっぱり高齢者の方にとってはとても、3,000円の助成をいただいているんですが、それでもちょっと高いという方も多く耳にしております。この費用が高いのならば、低所得者に対して無料にするとか、医師会との連携だとかというのがあると思います。でも、長南町に関して、医師会とは別に無料にしていたりとか、いろいろな工夫の仕方ということがあると思います。

また、人数が多くなれば、先ほどコールリコールというお話をさせていただきましたけれども、そんなに、電話でやることだってできるのかなというふうに思いました。あと、また個人通知を出すようにするなど、広報とまた事業関係の中でアピールをしていくということであったと思いますけれども、個人通知を出すようにするとか、またいろいろな工夫の仕方ということがあると思いますので、これは強く要望していきたいと。また、皆さんが、一人でも多くの方が、危機管理というか実感できるようにアピールをしていただきたいと、周知をしていただきたいというふうに要望いたします。

認知症対策についてですが、本町としまして、認知症になった場合は、家族支援ということが、家族の問題というのがとても大きな課題があると思います。その家族支援についてはどのように本町としては考えているのかお伺いしたいと思います。

最後に、教育委員会には、先ほど中学校の夏休みと放課後とか、夏休み期間が、中学校で勉強の補習をしたりとかということでお話がありました。本当に、子供たちはもっとやっていただきたいということの声が多かったということも聞いておりますので、これは要望ですが、本当に前向きに検討していただきまして、中学3年生に関しましては高校受験ということもありますので、その辺を、どこが一番先にやっていったらいいのかということも検討していただきながら前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） ホームページの関係でございます。

ただいま本吉議員さんのほうから細部にわたる具体的な提案がなされたということでございます。これも含めまして、今後改善に向けて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 川島保険住民班長、答弁を願います。

○保険住民班長（川島 修君） 認知症の家族支援につきましては、ご本人、ご家族が困っている状況の状態を情報収集と、これが解決するために地域のボランティア、また専門職、民生委員等と連携し、家族支援を行っていくということからと考えます。

また、さらに認知症カフェ、いわゆる集会の場ですね。この開設をすることで、本人、家族、行政、専門職、交えた中での集会の場をつくるのが、この相談体制を築くことも家族支援に当たるのかなと考えるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

最後に、先日、認知症サポーター養成講座に参加させていただきました。

参加された方からは、もう少し早くこのような講座が開催されていたら認知症の両親に優しく接することができたと思いますと、またこのような講座をたくさんの方に知っていただきたいということで語っておりました。

今後も出前講座で一人でも多くの方に認知症の理解者、また家族の応援者になっていただけますよう強く要望し、最後としたいと思います。ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で本吉敏子君の質問を終わりにします。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 次に、4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） こんにちは。4番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様方には、暮れのお忙しいところ、ご苦労さまでございます。7月の町議選におきまして、皆様方のご支援により、本壇上に立てましたことにお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は、本町力丸に生を受け、60余年生きてまいりました。本町を愛する思いは誰にも負けないと自負しております。

私の人生とともに本町も変貌してまいりました。幼少時代通学したトンネルは切り割りとなり、千枚田のような農地も土地改良され、山林もゴルフ場にと変わりました。また、数年前、圏央道が木更津市から東金市まで開通し、平成32年には、力丸自治会に隣接します茂原市国府関岩出地区に仮称茂原長柄スマートインターが完成を目指し、現在、計画が進行中でございます。力丸自治会の一人として、インター完成は大変喜ばしいと思う反面、非常に気になる点がございます。

それでは、議長の許しを得ましたので、質問をしたいと思います。

まず、1項目めの生活道路及び通学路の安全について。

町道1203号線と町道1457号線、これは桜谷から力丸を通って国府里に抜ける道路、これが1203号線、1457号線は、飯尾部落から国府関のほうに向かうこの線を申します。この力丸交差点は、地元住民の生活道路及び児童の通学路になっており、数年前より事故が多発し、力丸自治会住民も過去に巻き添えになっており、危険な交差点でございます。

本交差点の車両進入台数を、10月19日から10月23日の5日間、朝7時から8時、夕方5時から6時の1時間に対して進入台数を調べたところ、5日間平均約230台の車の進入がありました。これは、秒数に直しますと、15秒に1台の進入車両があるということになります。この数字が多いか少ないかは判断には問題あると思えますけれども、この状態がある現状のものが、茂原長柄スマートインターが完成しますと、本交差点の道路はインターのアクセス道路とし、利用車両の増加が見込まれます。ますます危険な交差点になると考えます。早急に信号機の設置を検討していただき、遅くともインター完成時には信号機が設置されている状況、これがベストと考えますが、いかがでしょうか。考えをお聞かせください。

2点目、今申しました力丸交差点の十字路から北上し、菅田日吉停車場線、これは鼠坂から役場に向かう道路のことです。町道1203号線とぶつかっておるんですが、これ1203号線は、本力丸部落の自治会の通学路となっておりますが、路側帯の白線も消えて、ないところがあり、またあっても側道の幅が狭く、児童の歩行に支障を来すところが多々あります。このような箇所には、ちょっと表現が悪いかもしれませんが、スクールゾーンを設け、児童が安心して通学し、楽しい学校生活が送られることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。考えをお聞かせください。

3点目、児童の通学路に雑木が覆いかぶさったり、倒竹が多く、非常に危険な箇所が多くあるように思われますが、通学路の点検及び整備はどのようにしているのか、また今後どのようにしようとしているのか考えをお聞かせください。

次に、2項目めの鳥獣被害対策の電気柵事業についてでございます。

1点目、町はイノシシ対策として電気柵設置を推奨しているようですが、現在設置されている自治会数及び総延べ距離数をお聞かせください。

2点目、電気柵の安全対策はどのようにされているのかお聞かせください。

3点目、電気柵設置後、草刈り等の管理が大変と思われそうですが、電気柵以外の方法を町として考えておるのかお聞かせください。

4点目、茂原市では、民間企業に除去を依頼していると、9月29日、NHKニュース「おはよう日本」及び11月9日、テレビ朝日夕方4時50分からの「Jチャンネル」にて放映がございました。本町では、茂原市のように民間に依頼することについてどのように考えているのかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願ひます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

1点の信号機の設置についてのご質問ですが、本件につきましては、さかのぼりますと、平成23年度に、力丸自治会を初め、千代丸、飯尾、山根の4自治会長連名の要望書が町に提出され、また本年6月の力丸自治会S I C事業説明会におきましても、交差点の安全対策、とりわけ信号機設置についてのご意見やご要望を多数頂戴しているなど、承知しているところであります。

町といたしましては、これらを受け、平成24年度以降、茂原警察署及び県警本部と要望や協議、また現地の立ち会いなどを行ってまいりました。今のところ、残念ながら交通量の問題などから設置は極めて難しいとの回答を受けている状況でございます。道路管理者といたしましては、看板の追加や減速を促すための道路鋸を車道に設置するなど、今できる交通安全対策を講じてきたところであります。

いずれにいたしましてもS I Cの供用開始という地域の大きな変革の機会をしっかりと受けとめ、交通量の増加に対応した安心安全な道路づくりをしていくことを第一に、今後とも県警との協議を続け、対策を模索してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目のスクールゾーンに着色歩行帯の設置についてというご質問でございますが、平成24年、全国で登下校中の児童・生徒が死傷するなど、痛ましい事故が相次いで発生したこと

はまだ記憶に新しいところですが、こうした状況を踏まえ、通学路における交通安全の確保に向けた効果的な取り組みを推進するため、町教育委員会、千葉県長生土木事務所、茂原警察署、各小中学校、学校PTA代表、そして町事業課という、それぞれの立場が連携する長柄町通学路安全推進会議が平成25年に設置されました。この中で、さまざまな視点から、かつ定期的に通学路合同点検を実施し、町内の通学路の危険箇所の把握や対策、改善を実施しているところでもあります。

ご質問の路線につきましては、現段階では、その合同点検の際に指摘されておりませんが、S I Cから県道日吉誉田停車場線に通じる路線でもあり、将来交通量の増加なども予想されるため、道路整備計画路線と位置づけているところでもあります。

町といたしましては、それらを総合的に判断し、優先順位に従い計画的に実施していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

3点目の通学路周辺の竹木等の点検及び対策ですが、こちらも日ごろの道路パトロールはもちろんのことですが、地域や保護者の皆さんの目が危険回避に何よりも有効と考えるところでございまして、加えて、先ほどの通学路合同点検及びその組織の活動は、その意味からも期待されるものであります。

支障物件対策といたしまして、基本的には、その土地の所有者の方に行っていただくというのが大前提ではございます。しかし、速やかに片づけなくてはいけないことから、実態といたしましては、主に役場職員による伐採や撤去、大きなものなどは町内業者に委託をして対応している状況となっております。

危険な作業でないもの、また比較的軽微なもの、そういったものにつきましては、協働の町づくりの観点から、これまでどおり、できるだけ地域のお力を賜ればありがたいと思っておるところでございます。

今後も道路管理者として、より安全な通学路を心がけ、努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、鳥獣被害対策電気柵事業についてのご質問ですが、町では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵や箱わなを購入し、農作物の被害防止に努めているところであります。

電気柵については、平成25年度から交付金を活用し、要望のあった自治会に設置しております。現在、4自治会、14キロメートルに電気柵を設置しております。

事故安全対策については、電気柵を設置する際、講習会の実施、プレートによる注意喚起、

町で年1回の確認検査をしております。また、テレビ報道された、電気柵に安全な装置がなく、家庭用電気が制御されないまま流れる状態だったことにより発生した静岡県での死傷事故受け、再度、設置管理者に対し注意喚起と点検をお願いしたところであります。

次に、電気柵以外の方法についてですが、電気柵と箱わなをセットで仕掛けるのが有効な方法でありますので、箱わなの設置について推奨しております。今後、さらに有効な手段について、町鳥獣被害防止対策協議会と協力し、研究してまいります。

次に、民間企業の活用についてですが、茂原市では、テレビ報道されたとおり、アルソック千葉株式会社に箱わなの設置、管理、処分までを委託しています。本町でも参考とするため見積もりをお願いしたところですが、大変に高額でありました。

今後、メリット、デメリット、よく検討した上で、民間の活用についても考えてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、三枝議員の質問に対して答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、ご答弁ありがとうございました。

いろいろ聞くと、問題があると思います。

1つ目のところで、生活道路、通学路、これらは重なっておるわけなんですけれども、信号機につきまして、確かにそういう制限があるということはある程度耳にしております。しかしながら、あの道路ができて、私もずっとそこに住んでおりますが、二十何年たって、常々、もう日に日に車が増えておるわけです。

実際、私もこの10月19日からの台数を調べたときに、有志の方と調べたんですが、1日、朝晩やらせてもらいました。実際、ここにおりますけれども、山根議員さんのおかげである程度のことはしていただいておりますが、にもかかわらず、実際止まらない車もいます。当然そこにある場所がわかっている方でも多分そういうことをしている方、いらっしやると思うんですね。ただ、S I Cができた時点では、もっと地元をわからない方が増えるということが懸念されるわけです。

ですから、その辺も考えていただきまして、台数が少ないとか、そういうこともあると思いますけれども、ぜひ、こんなことを言っちゃいけないかもしれませんが、S I Cができたときに、便乗という言葉は悪いかもしれませんが、つくるということを強く持っていただいて、各方面と交渉していただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。これは要望でございます。

それから、あとは、2点目、1203号線の北上する通学道路、これは確かに、今町長さんがおっしゃったそういうことはわかるんですが、実際問題、今日、明日の問題なんですよ。

それで、あるところには白線が引いてあって、その白線の脇には側道みたいな若干の道路、歩くところはあるんですが、場所によっては、白線なのか路肩しかないのか、わからないところがあるわけです。これをこのまま野放しにしておいていいものかどうか。

実際問題、私も歩いてみたんですけれども、対向車等が来ますと、非常に不安に思います。対向車を運転されている方も当然道路だと思って、当然そうなんですけれども、白線がないんですから、オーバーしてもいいというふうな形で来るかもしれませんので。

もう常々言っていますけれども、少子高齢化、子供さんが非常に少ない時代、町長もおっしゃいましたけれども、悲惨な事故があちこちで起こっております。こういうことも踏まえまして、このことについては、白線を引く作業であれば大金というお金はさほど動かないんじゃないかと思しますので、その辺も検討してもらえるかどうか、それをちょっとご質問いたします。

それから、あと雑木の件なんですけど、この件につきましては、私、議員になる前から結構気になっておりまして、これ正直な話、力丸だけの問題でないです。

あるときに、場所を言っていないかわからないんですけれども、はっきり言っちゃいますと、別所から大加場に抜ける道路、これは本来、私の小さいころトンネルがあったんですね。そこが今、切り割りになりました。その切り割りの先に竹林があるんですが、逆に、今度そこは竹林じゃなくて、竹のトンネルです。それを通学路で児童が使っているわけですね、現状。これも地主さんとの問題もあるかもしれませんが、積極的にやっぱり出向いていただいて、町で処理できる問題であれば解決してもらおうと。でなければ、そのまま専門の方に依頼するとか、そういう方法も考えてもらったらどうなのかなど。実際問題、危ないので、そこ通れば一目瞭然だと思います。これは要望ですね。要望で結構です。お願いします。

それから、あと電気柵の件なんですけど、これ自治会数云々という、距離をお聞かせくださいと私が質問しまして、一応、4自治会というお話を聞きました。

これをなぜ質問したかといいますと、力丸部落に今やろうかというお話で検討はしておるんですが、書面で町のほうから通達というんですか、希望みたいな形が来るわけですよ。それが、去年、昨年と、私、実際問題、見たんですけれども、書面が届いてから2週間ぐらいで検討を出してくれとか、そういう短期間に回答を迫ると、迫るという表現はあれですけれ

ども、回答をなささいということなんですね。

これちょっと、そういう事業自体大きい事業に対して、ちょっと時間的にもらったほうも検討する時間もないし、今回もそういう形で結論が出なかったわけですけども、じゃ、来年にしようかということになったわけですけども、この通達も早くしていただきたい。こういう事業を推奨されるのであれば早くしていただいて、これは質問なんですけれども、これを仮に提出してからどのくらいの期間がたったらそういう実施がされるのか、受理されてからですね。それをお聞かせください。お願いします。

その後、安全対策は別にとということであれば問題ないと思います。

それで、あと電気柵を設けた云々というときに草刈り等とここに書いてあるんですが、あるところに行きますと、電気柵も結構今いっぱいございます。ですけども、メッシュというんですか、鉄でつくった格子になったもの、これで覆っているところもあります。そうしますと、これは素人考えなんです、草刈り等の作業も比較的楽になる、要するに、電気柵ですと、いろいろ気を使わなかったりして、あるいは壊したりなんかすると思うんですね。そういうものであれば、支給してくれればいいということで、そういう方法もいいんじゃないかなということも、これは国が云々ということになると思うんですけども、町のほうで検討していただけないかなということ、これは質問でございます。

あと、テレビの放映の件なんですけれども、これはテレビですのでマスコミですから、いいところしか流さないのは、これは当たり前のことなんです。ですけども、実際問題、今これ長柄町だけの問題じゃないと思うんですね。全国的な問題だと思っんですよ。

これは島だったかどうかわかりませんが、ある場所においては、数年前は、要するになかったんですけども、ここ何年間でイノシシが人口の何倍かに増えたということで、このままいくと、そこに住めなくなってくるというふうな場所があるみたいなんです。

それは極端な話かもしれませんが、実際問題、こういうふうな、例えば電気柵等で、あるいは柵等で追い払うだけだと、根本的にはどこかに行くしかないわけです。ですので、駆除方法、捕まえる方法、さっき言いました箱わなとかあると思いますけれども、もうちょっと、町長もおっしゃっていましたが、いい方法がないのかどうかを検討して、絶対数を減らしていかない以上は、必ず現状打破ということにはならないと思いますので、その辺も含めて、ちょっとこれはお考えいただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 初めに、要望ということで伺った信号の関係なんですけれども、まずもって、皆さん、交通量調査のほう、朝も夕方もということで、連日にわたってということでやっていただいたということで、皆さんの地域を思う行動とか、その辺に心から感謝申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

私どものほうとしても、平成26年に、地元の要望を受けて実態をということで、それこそシルバー人材センターのほうにお願いをしちゃったんですけれども、交通量の調査を実施いたしました。そのときのデータ、26年6月だったと思うんですけれども、その時のデータと比べても、今回の三枝議員が先ほどおっしゃった数字は、二、三十台増えております。190台の後半から200台ぐらいだったというふうに記憶しておりますので、おっしゃるとおり、通行量等については増の傾向にあるということは役場としても承知しております。

せんだっても県の警察本部交通規制課のほうに行ってまいりまして、この件について茂原市とともに、二宮まで通じるこの路線ですので、協議してまいりましたが、その際にも信号機の問題は地元からの熱い要望だということで申し上げてまいりました。

町長の答弁にもございましたけれども、残念ながら、今のところ、県警としてはおおむね時間当たり1,000台という数字を基準として捉えているということで、200台ちょっと、300台行ったかなというぐらいだと非常に難しいというようなことを言われております。

おっしゃりたいことは、スマートインターチェンジが開通、供用開始することに伴って通行量は増えるだろうと、それを捉えてということですので、こちらとしても、答弁のとおり、それまでの間、一生懸命要望等の活動も行っていくし、また他の安全対策はないのか模索をしてまいりますので、ご理解のほどお願いしたいというふうに考えております。

区画線につきまして、非常に危険だということで、これまでもお伺いしてまいりました。まだ実施できていないところなんですけれども、再度確認をいたしまして対応の方向で考えてまいりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それから、竹木についてもご要望ということだったんですけれども、本日もこのような天候で、まさに別所、大加場の、あの路線あたりは、竹が随分いっちゃっているのかなというふうにも懸念されるわけなんですけれども、先ほど、やはり答弁にもありましたけれども、まずは、第一には、個人所有地の土地の所有者に対してご連絡をして、何とかありませんかというのがまず第一で、でないときに私たち職員が出向く、または委託するという、この形

をとっておりますが、しかしながら、早急性、緊急性とか、そういうようなことから、そのままにしておけないというようなことがあろうと思いますので、今後も、まず第一には職員対応ということになろうと思いますけれども、しっかりとやっていきますので、また足りない部分がありましたらご指導いただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（月岡清孝君） 森田産業振興班長、お願いします。

○産業振興班長（森田孝一君） それでは、鳥獣対策の防護柵の件なんですけれども、設置に対しての要望の取りまとめ期間がちょっと少ないというところがございますが、何分、国からの調査というものが、いつあるということがはっきりしておりません。

平成25年度からこの事業を国の交付金をいただきながら進めておるわけでございますけれども、平成27年につきましては、やはり4自治会、15キロ要望し、今年度、年内に配布を予定しているところがございます。28年度につきましては、7自治会の20キロというところで、現在、要望をしているところがございます。

何分、この交付金につきましては、全国でかなりの件数があるというところで、全部の手を挙げたところがつくわけではないということで聞いております。毎年調査があるというところで、自治会のほうでも考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、電気柵以外のメッシュ等で、そういうものに変えたらどうかというところがございますが、メッシュのほうの柵の設置ということであれば、かなり電気柵等よりは、管理のほうは楽になるかと思えます。

ほかの町では、現に、メッシュ等の柵を設置して実施しているところございますが、やはり囲まれてしまって、電気柵と違って移動ができないという分、また違った面で管理が難しいというところを聞いております。この辺につきましては、電気柵以外をさらに協議会と検討しながら設置のほうを考えていきたいと思えます。

以上でございます。

〔「期間がない、申し込んでから」と呼ぶ者あり〕

○産業振興班長（森田孝一君） 要望期間が短いというところの……

〔不規則発言あり〕

○産業振興班長（森田孝一君） 申請してからの設置までの期間というところがございますけれども、要望を受けてからの事業につきましては、次の年度になります。ですので、毎年と

どうか今年度につきましては、春先に要望を受けまして、来年度の設置に向け国のほうに夏ごろ要望してございます。実際わかるのが、翌年の秋ごろに、実際要望どおり交付できるかどうかというところが国から来るようになっております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

いろいろ聞かせていただきまして、若干、ちょっと理解しがたいということもあるんですけども、ぜひ、町民が非常に困っておるわけですので、その辺も重々考えていただいて、執行部の方にもご協力いただきたいと思いますと思っておりますので、ご答弁ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 以上で三枝新一君の質問を終わりにします。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時35分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時36分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大岩芳治君

○議長（月岡清孝君） 次に、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩芳治でございます。

通告順に従い、これより一般質問いたしますけれども、その前に、清田町長に提言いたします。

私、今年の7月に議会選挙がございまして、皆様のご支援をいただきまして、無事何とか登壇することができました。

私は胸におさめておこうかなと思ったんですけども、長柄町の玄関、正面に向かって右側に公示版がございましてけれども、そこに張り出された当選者、次の方は農業委員会に当選しましたという文言の、当選の、その中に議員の名前が羅列されました。私はある職員から、

「いや、手違いで申しわけありません」というふうに言われたので、胸におさめておこうと思ったんです。しかし、今回、また公示板、長柄町の議会の告示の案内が出ていないんですよ。

私は、町長、町長の指導力、そして危機感の欠如によるものだというふうに思わざるを得ないんですね。これからもうちちょっと職員に指導力を発揮していただきたいと私はこのように思います。後で、その件についても答弁があるかと思えますけれども。

それでは、私の、次の2点について質問をいたします。

1点目は、長柄町ふるさと納税寄附金について、2点目は、公用車の使用及び管理体制についてであります。

まず最初に、ふるさと納税の質問ですが、平成20年に総務省通達により始まったふるさと納税寄附金制度であります。我が長柄町は、総務省通達より6年遅れて、平成26年4月より、この制度の取扱要綱が決定をしたようであります。

地方自治体の体力、すなわち住民福祉や住民サービス、あるいは豊かな生活や生きがいのある町づくりは、自治体の財務力があればこそ思っております。総務省のふるさと納税制度は、田舎の地方自治体の財務力強化には願ってもない千載一遇のチャンスだと私も思っております。

今、全国的にふるさと納税制度について各自治体が本気になって知恵を出し合って競争しております。楽天やソフトバンク、JTBなど、ふるさと納税関連サイトが急増しているのも事実であります。また、謝礼品についても、大手のデパートと提携し、デパートの商品を謝礼品としたり、地元の農産物や特産品だけでなく、さまざまな体験利用券などもあります。

我が長柄町でいえば、上野にありますふる里村の翠州亭の食事券や宿泊券、あるいは秋元牧場地先にあります長生庵のそばなどの食事券、また心に残る乗馬体験やゴルフ場利用券なども考えられます。謝礼品とすれば地域の観光の活性化にもつながるものと考えますが、そして私も想像しておりませんでした。意外に人気のある謝礼品はお米であります。

皆さんも見たことはあるかと思えますけれども、先月発売された「ふるさと納税完全ランキング」宝島社で出しておりますこの本なんですけれども、これによりますと、納税実践者300人に、複数回答ではありますけれども、1位は牛肉、100票、2位は何とお米ですね、96票、3位は果物、58票、4位魚介類、51票、5位豚肉、37票などとなっております。先ほど申し上げましたが、お米は1位の牛肉とわずか4票しか差がありません。

長柄町にも4カ所の営農組合や大規模営農でお米を栽培している人もいます。水上第2営

農組合では、高山山麓天然有機水で、水上川かわせみの里のコシヒカリを栽培しておりますし、長柄地区の農家では、無農薬有機栽培や減農薬有機栽培でコシヒカリを生産、販売している人もいます。このようなお米は、長柄町の貴重な財産として、また返礼品や謝礼品として全国にアピールできるものと確信しております。

総務省のふるさと納税ポータルサイトを検索しますと、長柄町は、平成24年度の寄附金の実績は1件で10万円でした。25年度は3件で13万円、26年度は18件で43万3,434円であります。そして、平成27年4月から9月までの実績は22万円であります。

この数値だけを見れば着実とは言いがたいが、長柄町のふるさと納税寄附金は毎年それなりに寄附金が集まっており、地方の特にメジャーな特産品や名産品がない地方の自治体は、この程度の寄附金しか集まらないのかなと思っておりましたけれども、私の見識不足、認識不足、調査不足でありました。郡内の隣町の睦沢町のふるさと納税寄附金、清田町長や職員の皆さんは、今年の4月から9月までの睦沢町の寄附金はどのくらいだというふうに想定しておりますか。調査したことはありますか。長柄町の22万円に対して、睦沢町、4,239万7,500円です。どうですか、皆さん。これで何とも思いませんか。

私は、今回の一般質問することに当たり、この総務省のポータルサイトで睦沢町の寄附金の金額を見たとき、本当に頭からハンマーで殴られた気がして、茫然自失となりましたよ。

その後、睦沢町のふるさと納税担当職員に確認したところ、間違いありませんという返事でした。

そこで、私はその職員に尋ねてみました。睦沢町さんの謝礼品は主などんな品物を送っているんですかと聞いたところ、「大岩さん、ほとんどむつざわ米ですよ、お米ですよ」と言われたんですよ。1万円の寄附金でむつざわ米15キロだそうです。

むつざわ米とは、有機肥料、減農薬で、安心してこだわったエコ米で、ふるさと納税、この雑誌ですけれども、全国で、銘柄で18位にランクされております。

この雑誌への掲載は、確認したところ、無料だそうです、睦沢町は。宝島社のこの雑誌はメジャーですよ。どこの本屋さんに行っても売っていますよ。この雑誌に掲載するのは無料なんです。全国の書店にあります。

また、近隣の大多喜町もこの雑誌の中で取り上げてあります。チケットや体験型の謝礼ランキング、大多喜町は第2位にランクされております。どうですか。

私は、私を信頼し、支援してくれた有権者や町民に、まことに申しわけないという気持ちと行政の監視やチェックする一員として、恥ずかしさで体が硬直いたしました。しばらく何

も考えられませんでした。陸沢町、たった半年で4,200万円ですよ。

そこで、町長、質問いたしますけれども、町長の答弁に支障を来すような数値だと思いますけれども、寄附された方々への謝礼品は、米、イチジク、季節の野菜となっておりますが、町長は、この程度の謝礼品でも寄附金が集まっていると思うのか。また、町長は、ふるさと納税について、今後どのような対策を考えているのか。寄附金を期待しているのか。

私は、私の思うのに、陸沢町と長柄町は、環境、それから人口規模、全てをとってもそんなに差はないような気がいたします。そういうところで、ふるさと納税が何百倍という開きがあることが事実なんですよ。

ふるさとの納税については以上であります。

次に、公用車の使用、管理体制について質問いたします。

町の公用車は、何課でどのように車両や鍵、そしてまた運行記録や事故記録などを管理しているのか伺いたいと思います。

また、公用車の運転者が免許取得者であることをどのように確認しているのか。違反や事故があった場合、執行部は確認しているのか。職員は違反や事故を報告する義務があるのか。以上について町長の明確な答弁をお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 大岩議員のご質問にお答えします。

1点目のふるさと納税寄附金についてお答えいたします。

まず、これまでの寄附実績であります。平成26年度で19件、51万3,434円でありました。本年4月から本日までの実績につきましては、23件、47万円であります。

次に、返礼品の種類につきましては、議員の言われたものに加え、11月からイチゴ、米とマイタケ、米とみその新メニューを追加したところであります。

現状及び今後の対策についてですが、本年7月から総務省が推進している全国の郵便局での寄附が可能となる制度に参加いたしました。また、ふるさと納税サイト、ふるさとチョイスに、11月1日から掲載いたしました。まだ1月余りではありますが、他県から5件、5万円の寄附の申し込みがございました。

今後も魅力ある返礼品を追加し、寄附実績の向上と、ひいては町の産業振興につなげてまいりたいと存じます。

2点目の公用車の使用、運行管理体制についてお答えいたします。

公用車については、総務課財政管財班で一括管理しております。管理方法は、役場組織内のコンピューターネットワークで管理し、使用者が日時と行き先をパソコンに入力し、鍵を受け取るシステムになっております。また、車両内に備える日誌にも日時、行き先、目的、走行距離を記入しております。一括管理になじまない公用車についても、所管課で同様の管理をしております。

また、職員の運転免許証については、毎年度、当初に写しを提出させて、全職員の資格の有無について確認をしております。交通法規違反、交通事故の報告義務については、公用車、私用車にかかわらず、交通事故等に係る職員の懲戒処分等に関する取り扱いに基づき、速やかに町長に報告することとしております。

今後も公用車の使用に当たっては、法の規定を遵守し、適正な使用に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、大岩議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

ただいま町長のほうから、平成27年、今日まで、23件、47万円という報告がございました。

先ほど来、睦沢町さん、睦沢町さんとお出しておりましたよね。川嶋議員のほうからもこども園の充実ぶり、あるいは鶴岡議員からも災害時の貯水槽の設置等について、非常に称賛されておりました。

睦沢町では、平成26年度は、もう既に2,946万円来ているんですよ。長柄町は51万円。同じような自治体でどうしてこのような差ができるのか。町長にお伺いしますけれども、睦沢町さんと長柄町の違いはどこにあるのかと考えておられますか。そして、ワンストップ特例というものを実行しているのかと。それからもう一つ、返礼率ですね。長柄町はどのように考えているのか。

睦沢町さんの職員に聞きましたら、おおむね40%を目指しておるそうです。大多喜町さんは、特例で、非常に人気のあるのは商品券で、返礼率70%相当、これでは、しかしながら、返礼した商品は町内の特産物や名品と比べ、それだけマーケットが潤うわけですよ。ですから、多く返したからといって自治体にそんなに遜色あるわけじゃないし、赤字になることはありません。

今、社会では、過剰ぎみだとか過熱ぎみだとかと言いますけれども、集めた者勝ちなんです。先ほども言ったように、財源がなければ住民サービスだってできないわけです。そう

いう面で、私は、先ほど言いましたけれども、このふるさと納税というのは地方にとって千載一遇のチャンスなんです。集めた者勝ちなんです。地場の産業もすごく潤うんですよ。お米、先ほど言ったように、ゴルフ場の利用券もそうだし、全ての野菜の詰め合わせもそうです。ぜひ町長には目標を持って活動していただきたい。

このように、ふるさと納税については再質問いたします。

それから、公用車ですけれども、先ほど町長の答弁の中で、町長車等は一括管理になじまないというような答弁が書かれてある。町長車等というのは議長車かどうかわかりませんが、特別な存在なんですか。町長車だって普通の公用車だって同じじゃないですか、公用車が、住民から見れば。開かれた行政というのはそういうことなんですよ。例えば、町長車や議長車の運行記録をつけないというような特例になれば、共産圏的発想ですよ。独裁政治的な発想なんですよ。明るくすること、ガラス張りにすることが民主主義の根幹じゃないですか。

もう一回聞きますけれども、公用車等というのはどのような車を指しているのかお伺いいたします。

それと、私は一括管理ということはよくわからないんですけれども、一括管理とはどのような管理の仕方でしょうか。

以上について質問いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） ふるさと納税についてでございますが、議員ご案内のとおり、ふるさと納税につきましては、昔は返礼型と、今も同居しておりますが、返礼型になって、最近ちよっと話題になっておりますのが交流型と。この前、NHKでやっていましたね。大多喜町のゴルフ券は、あれは本当にふるさと納税になるのかどうかと、クエスチョンかかっていました。あれはおかしいんじゃないかと。お金じゃないかと。しかも、本来納税しなくてはいけな市町村に行かないで、ゴルフ券の、例えば1万円出して5,000円のゴルフの利用券をもらうということは、これはいかなものかということで問題提起されておりました。

よくよく考えて見ると、品物じゃなくて、ある面では金券でございます。この辺のところも交流型として最近はやってきておるので、少し課題が上がってきております。

そして、私、大多喜町の町長さんに聞きました。「相当お金が集まりますね」「そうなんだよ、おかげさまで」という話をしました。商工会が一生懸命やってくれているという話も

していしました。「どのくらいなんですか、率は」と言ったら、返礼は50%、手数料25%、したがって町に入るお金が20%、下手すると、20%切るということはないんですが、20%近くになっちゃうと。だから、100円いただくと20円ぐらいかなと、町に入るのが。だから、1,000万円の売り上げがあっても、実際は、返礼の代金と手数料とかかかってしまう。

我が町は、そういった面で50%を目指しております。したがって、返礼品の内容についてはおのずと50%の値段をつけるわけにはいきませんという形をとりますから、どうしてもこれは競争したらうちのほうが下がりますよね。これを50%で米をやるよということになれば、これはもう出てくるんですが、そういったことであります。

睦沢町についても、4,000万円ですが、これは非常に、睦沢町、市原町長、取り組みが早く、非常にいろんなところで出しておりました。これも町の産業が中心になって、農業者、それから道の駅、それから商工会、そういった方々と協力していろんな返礼品があるよと、期間限定でこういうのもあるよと、こういうのもありますよと、これは1年中出せますよと、というようなことをきめ細かく、いわゆるプログラムの中に入れて、そして宣伝していたというようなことは聞いております。そういった意味を含めると、本町が少し出遅れているのかなという気がいたします。

しかしながら、この町の、いわゆる産業活性化するために、今議員がおっしゃったように、そういう方法を活用する手は当然あります。私も今考えておるところでありますので、これから先生のほうにもいろいろお知恵があればおかりしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） まず、ワンストップ特例というのがあるかどうかということ、これは当然、実施しております。それから、返礼率は、長柄町の場合は、1万円以上寄附いただいた方に対しまして、送料込みで5,000円相当額のを返礼しております。したがって、2万円でも3万円でも同じ5,000円相当額というようなことでございます。

その根拠なんですけれども、町長も言われたとおり、27年4月1日付で、国から、本来ふるさと納税というのはそういうものじゃないだろうと、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼金、送付する行為を行わないことということと、それは何かと具体的に言いますと、換金性の高いプリペイドカードと換金性の高い金券に、例えば東京ディズニーランドの入場券なんかというのはインターネットで売ってしまして、すぐお金にかえられるというようなも

のになっておりますので、それに類するような、お金にかえられるようなものにつきましてはまずいだろうと、当然うちのほうもゴルフ場も考えてみたんですけれども、金券に相当するのではなかろうかというような考えで、今、ちょっと躊躇^{ちゆうちゆう}しておるところでございます。

それから、もう一点、高額、または寄附金に対し返礼割合の高い返礼金ということでございます。ほかの市町村のことを云々するような立場はございませんけれども、70%近い返礼率というのはいかがなものかというようなことも考えられるかと思えます。長柄町につきましては、じゃ、50%がどうなんだよと、50%がよくて70%が悪いのかよということにもなりかねませんけれども、言われますけれども、長柄町の場合は50%でしていると。そのかわり、2万円、3万円につきましても5,000円の返礼というようなことで考えております。

もう一点、国からの通達なんですけれども、良識ある対応を行いなさいよと。それから、県は市町村が良識ある対応を行っているか指導しなさいよというようなことも来ておりますので、非常に過熱^{かんとく}ぎみで、ふるさと納税につきましては、賛成の意見、それから当然反対の意見も今出ております。こういう制度の中で、いかに寄附金を集めるかというのが、当然、私どもの仕事の範疇^{はんちゆう}でございますので、努力していきたいと思っております。

それから、町長車の関係でございますけれども、公用車とは何だということでございますけれども、ここで言っている公用車というのは、例えばながら号とか何かも入っていると、そういうことで、私たち一般の職員が使うような車でないものも含んで公用車等というふうにあらわさせていただきました。町長車につきましても、当然、一般の我々が乗るような車じゃないものですから、等の中に含んでいるというふうに解釈していただければなというふうに思います。

管理につきましては、当然、今の中の管理の中、常にチェックをしながらよりよい管理方法を模索して進めていきたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 2つ目の長柄町と睦沢町のお米の違いというような質問をしたと思うんですけれども、なかった。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 長柄町と睦沢町のお米の違いというようなことでございますけれども、基本的には、お米の質に余り違いはないかと。いわゆる山の手と海の手、長生郡ありますけれども、山の手のお米はおいしいということで、長柄町も当然、睦沢町と同レベルのお米だというふうに思っております。

じゃ、大岩議員の言われたように、なぜそのような形でということであらうと申されましたけれども、無農薬米ですか、そういうものに力を入れているというようなことでございますので、うちのほうも無農薬米、長柄町でつくっている方がごくごく少数しかおりませんので、産業振興班と協力しながら、もしそういうものをつくっていただける方がいれば積極的に取り入れていきたいというふうに考えます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

今、石井班長から話を聞いたんですけれども、公用車が、ちょっと順不同で申しわけありませんけれども、まず最初、公用車のほうから。ながら号は、町長車が、あるいは議長車が公用車の範疇^{はんちゆう}じゃないと、その線引き、はよくわからないんですよ。特別に、じゃ、選ばれた車なんですかということなんです。私は、町長車、ながら号の運行記録、つくらないっておかしいじゃないですか。ながら号だって、町長車だって、議長車だって、みんな公用車でしょうよ、運行記録ぐらいつくれ。

例えば、防衛機密じゃないけれども、表へ出せないもの、あるかもわかりません。そういうのを除外して、私は全ての運行記録を白日のもと、皆さんに出すべきだというふうに思いますけれども、じゃ、町長車の運行記録というのはつけていないんですか、ほかの車はつけてあっても。

それが第1点と、それから、今、ふるさと納税の寄附を集めるのは、趣旨に反するとか、県の指導があるとか、脱法行為じゃないんですよ。私は、脱法行為はまずいと思いますけれども、総務省から通達があったものを、多少はあるかもわかりませんが、やはり一生懸命集めるべきと私は思います。

私もこの本で初めて知ったんですけれども、宮崎県の綾町は人口7,000人ですよ。何と平成26年度、9億4,000万円も集めているんですよ。9億円ですよ。仮に80%送っても1億8,000万円、2億円実財源ができる、自由に使えるお金ができるんですよ。どうしてこういうところに目を向けて、先ほど来言っています。住民サービスは財源がなくちゃできないんですよ。いま一度この取り組みについて、町長の姿勢を私は聞きたい。

ちょっと待ってください。あっち行ったりこっち行ったり、よくわからないんですけれども、じゃ、とりあえずその2点、町長車と公用車と運行記録をつけているのか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 先ほども申し上げましたように、ふるさと納税をやらないとは言っておりません。程度問題があるということが一つあります。これはルールです。今そこが問題になっているんじゃないかということ指摘させていただきました。

私は、町の産業を育てるために、健康食品だとか米だとか、そういった意味の我が町の産物についてのふるさと納税返礼品については、何らこだわらない。逆に、推薦してやってほしいと思います。ぜひともそういったところへ生産者の皆さん、そのほかの関係の皆様方、また、例えば6次産業でも結構です。町の商工会のほうからとか、そういう提案があればぜひ私は登用して、この町の返礼品としてふるさと納税は推進していきたいということを言っております。

先ほど言ったのは、金券にかかわるような内容云々ということが石井のほうから申し上げました。その件については、やっぱりそのとおりだと思いますが、決してふるさと納税を停滞させるとかそういうことではありません。産業振興を図るためにも私は推進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 石井財政管財班長、お願いします。

○財政管財班長（石井正信君） 町長車の日誌でございますけれども、つけておりませんでした。しかしながら、大岩議員さんのこの質問があるということで、全部再チェックをいたしまして、早速日誌を置いてつけてもらうということにいたしました。遅きに失した感がありますけれども、改善をさせていただきました。

それで、ふるさと納税でございますけれども、ふるさと納税につきましては、例えば、Aという人物がBという自治体に住んでおりまして、本来ならばBという自治体に納税するはずだったものをCという自治体が、私のほうに寄附していただければ70%お返ししますよということ、そういうような仕組みになっております。そうしますと、Bという自治体に対して我々は何ら関知しておりませんけれども、おのずから良心的に、そんなに、Bという自治体に本来は納める税金をこっちのほうでもらうということでもありますから、おのずから節度があつてしかるべきなのかなというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

私は、町長、停滞させるために質問しているわけじゃないんですよ。

それでは、私はもう3回質問しましたから答弁は結構ですけれども、何か話を聞くと、じゃ、睦沢町はその趣旨に反するような、そういう方法でというのは聞こえなくもないんです

よ。90%をお米、返礼品が40%とっているんですよ。それで、これだけの、9月まで4,200万円ですよ。でも、お米は、睦沢町さんに聞きましたら、お米の予約はもう受け付けられませんという、完売だと言っていました。町長、ご存じかもしれません。

この歴然とした差を見たときに、いや、これから一生懸命やるんだ、気持ちはわかりますよ。数値目標を決めて、2,000万円、2,000万円だという、そのくらいの気持ちでなければ私は寄附金は集まらない。私は、決して趣旨に反する、あるいは脱法行為をしろと言っていないんですよ。まともな方法でも集められるんじゃないかというふうに私は思うわけですよ。

これは、何でそうするかといいますと、単にお礼の品をあげるだけじゃないんですよ。例えば、お礼品につながって、心のふるさとだと思っただけ、そして寄附者の方から長柄町、また直接来ていただけるような機会をぜひ設けていただきたい。そこまで、ふるさと納税というツールを使って長柄町をアピールしていただきたいんですよ。ぜひ目標を持って、ふるさと納税にもうちよっと力を入れていただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 以上で大岩芳治君の質問を終わります。

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（月岡清孝君） 次に、3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番の池沢でございます。

一般質問も私で、今日で6人目になって、皆さんお疲れだと思えますけれども、もう少ししばらく我慢をしていただきたいと思います。

それじゃ、私は、次の事項について質問をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の今回の質問は、内容的には端的でわかりやすい、恐らく質問になっているというふうに私は考えておりますので、町長さんにも簡潔にお答えいただければというふうに思います。

まず、公務員の職員は、法律や条例等を遵守して業務を遂行することが義務であります。今回の私の質問は、このような観点から質問をさせていただきます。

1点目が、長柄町表彰条例の運用についてでございます。

この件につきましては、本年3月の町議会定例会で、月岡当時の議員から一般質問がなさ

れましたが、平成25年度以降の功労表彰該当者で、町職員については表彰委員会に推薦する以前に表彰対象である旨を伝えたところ、全員が口頭で辞退をされたとの答弁でありますので、次の点について町長にお聞きいたします。

1点目が、表彰条例第3条第1項第5号の町職員であった表彰対象者を表彰委員会に諮る前に事前に伝える理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目が、さきの答弁で辞退者の自主的な判断によるものと解釈しているとのことですが、表彰条例の正しい運用の仕方といたしましては、表彰委員会というものがございすので、表彰委員会規則にのっとりた表彰委員会の意見を聞いた後に、本人からの辞退が書面に出た時点で功労表彰者から除外をすればよいと思ひますが、町長の見解をお伺いしたいと思ひます。なぜ長柄町、町の職員だけをこのようにするの、その辺が私としては見えないのでお聞きをいたします。

次に、2点目でございます。

長柄町の職員の定員管理についてお聞きいたします。

まず、行財政改革を推進するに当たっては、極力、人件費の増額を抑えることが必要であると思ひますが、長柄町として、職員の今後の定員管理につきましての基本理念をどのように清田町長はお考えなのかお聞きいたします。

また、参考に、次の点についてお聞きいたします。

長柄町の職員数及び人件費につきまして、正職員、臨時職員に分けて、平成23年度から平成27年度までの、27年度は今年度でございますのでまだ決算は出ておりませんが、もし予算ベースでわかりましたらお願い申し上げます。27年までの5カ年間の人数及び職員人件費の推移についてお示しを願ひたいと思ひます。

私の質問はこの2項目でございますので、内容的にはわかりやすい質問になっていると思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願ひます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えします。

1点目の表彰についてのご質問ですが、町では、町政の振興に寄与し、また衆人の模範と認められる行為があった方を表彰し、自治振興を促進することとしております。

表彰条例第3条の要件に該当する顕著な功績のあった方に対し、功労表彰として、表彰状及び記念品を贈呈しております。この中には、町職員についても一定の要件を満たす方で、

誠実に職務を遂行され、この功績が顕著な方については表彰の対象となっております。

ご質問の平成25年度における功労表彰対象者として3名の町職員が在職年数等の要件を満たしていたところですが、議員もご承知のとおり、その前年度の受賞者より、受賞の挨拶の中で見直しを求める発言があったことから、自主的な判断により辞退されたものと思われま

す。今後は、表彰条例及び表彰規則に照らし合わせ、適正な運用に努めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2点目の職員定数管理についてお答えいたします。

平成23年度から27年度までの職員数と人件費についてのご質問ですが、27年度途中でありますので、26年度の数値を申し上げます。平成23年度の職員数は109人、人件費6億5,723万円、26年度では103人で、6億2,335万円であります。また、臨時職員は、平成23年度中は17人から21人の範囲で、2,301万円、平成26年度では18人から28人で、4,878万円あります。

今回の第5次長柄町行政改革においても、定数管理は、人口減少などの社会経済情勢を踏まえながら地方分権等に伴う住民のさまざまなニーズに対応することができるよう、職員の適正配置に努めてまいります。そのためには、民間委託の推進や地域協働などの現在の取り組みを一層推進することはもとより、住民サービスの質を損なうことのないよう、職員の能力向上に向け、意識改革に努めてまいります。

しかしながら、職員の状況を見ると、昨今は、育児休暇制度の充実により、休暇期間の延長や病気休業等が増加傾向にあり、実質の職員数はさらに減少している状況であります。これを補完すべく、臨時職員の数は年々増加傾向にありますが、職員の補充は、住民サービスに支障を生じさせないことを念頭に置きながら必要最低限に抑制してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、池沢議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ただいまのご答弁、ありがとうございました。

何点か第2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目の表彰条例の関係でございますけれども、先ほど町長さんからは、今後は条例規則にのっとり運用を図りたいという答弁でございましたけれども、この内容は、今後は、私も先ほど質問いたしました、表彰委員会に諮った後に個々の選択に任せるという考えであるのか、ちょっとその辺をもう一度はっきりさせていただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いを申し上げます。

それと、人件費の推移でございますけれども、23年度は109名で、26年度が正職員は103名ということで、これは私の想定していた数よりもすばらしい数字ではないかというふうに私は現在答弁を受けて考えておるところでございます。

たしか、私がいたころは105名程度の職員で運用をしておったわけですがけれども、それから2人ほど減って正職員は103名ということで、皆さん頑張っておるなという気はいたします。

しかしながら、この臨時職員ですね。臨時職員が、23年度は17人から21人であったものが、26年度になりますと18人から28人というような数値に上がってございますけれども、確かに答弁の中で、休職者も増えたり、そういうことの事情もあるかもしれませんが、現状では、派遣職員という者もいらっしゃると思います。今、派遣職員がどこに何名派遣をされておるのかということと臨時職員の配置先がわかればご答弁いただきたい。

もう一点、休職者が、現在のところいいですけども、何名の方が休職、休職の内容はどのようなものかお示しをいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それでは、表彰条例の件でございますが、今、池沢議員のご発言どおり、これは、やはり表彰委員会にお諮りをした上でというふうにしたいと思います。よろしくお願いたします。

そのほかの臨時職員、その他については、ほかで答弁させますので、お願いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 池沢議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

派遣職員は、まず1点目、何人いるかということでございますが、26年度における本町からの派遣ということで申し上げますと、先ほど26年度は103名ということで定員管理をさせていただいておりますが、この中に、宮城県の山元町に復興支援ということで1名行っております。あと、S I Cの推進をするために茂原市のほうに1名、あと社会福祉協議会に1名でございます。

この定員管理のほかでございますが、ほかの定員管理とは別になりますが、広域市町村圏組合のほうに2名、あと陸沢町と交流人事をしておりますので、これについては数量は増減ありま

せんが、交流人事をしておるところでございます。

あと、臨時職員の仕事をしている場所ということでございますが、これにつきましては、総務課のほうの予算で、町長の運転手が1名、学校の用務員が2名、あと一般事務で1名、住民課の所管になりますが、介護認定調査員が2名、それからこども園の関係になりますが、園長先生と保育士さんの関係で7名、あと調理師さんと用務員さんが1名ずつということで、こども園の関係で9名でございます。

次、教育課のほうにまいります、特別支援教育の支援員ということで、各学校に3名、それから、公民館に臨時さんが1名ということで、それから事業課のほうになりますが、事業課のほうで、地籍調査の事務ということで1名、その他の一般事務ということで、もう一名ということで、二十数名の臨時の方がいらっしゃいます。

あと、現在の休業されている方でございますが、現在では、今、育休が6名、あと病気休暇が2名ということになっております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

ただいま派遣職員が5名ですか。休職が、育児休暇が6名で、病気療養休暇が2名ということで、かなり多い方が休職したということでもありますね。

それと、それに伴って臨時職員が増えたんだということになると思いますけれども、しかしながら、臨時職員というものは、半年期限、契約期間がまず半年になるかと思えますけれども、雇用期間が。それで、また更新で1年でございますけれども、そのような方が臨時雇用になっていると思えますけれども、この方を試験もなしに正職のほうにしたとか、そんなようなことも何か私は若干耳に入ってきているのがありますので、やはりこれは、職員は試験を受けて初めて正職員というふうな形をとるべきだと思いますので、今後、そのようなことは起きないようにひとつお願いを申し上げたいと思います。

それと、あと表彰条例の関係ですけれども、先ほど町長さんからご答弁いただきましたとおり、条例規則に今後のはのっとってやっていただけるということでございます。あくまでも表彰を受ける受けないは、個人のこれは自由でございますので、事前にやはりこの人、例えば2人、3人が対象になったときに、この人は辞退しましたよと行って次に行けば必ずその人も辞退せざるを得ないような状況になりますので、それは、あくまで条例がある以上は、この条例規則にのっとって運用を図っていただきたいと思っておりますので、これは質問じゃござ

いませんので、私の考え方として述べさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で池沢俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 3 時 40 分といたします。

休憩 午後 3 時 3 2 分

再開 午後 3 時 4 0 分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 次に、6 番、山根義弘君、お願いします。

○6 番（山根義弘君） 6 番、山根でございます。よろしくお願いします。

昨日開催されました第 1 回ロビーコンサート、町民の有志の方々のご努力によりまして記念すべきコンサートとなりました。規模は小さくてもそれを支える人々は限りなき大きな力を占めているということがわかりました。これからの町づくりになくてはならない人たちのパワーを強く感じました。会場の一体感に、清田町長も涙を流されて感激されていたのではないのかなというふうに思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、たびたび一般質問等において、組織の危機管理について述べさせていただきました。今回も危機管理に起因する質問を中心にお聞きしたいというふうに思います。

1 項目めでございます。長柄町課設置条例の改正についてでございます。

先般、町執行部より町の設置条例の改正について説明を受けました。現行の機構組織であります大課制を改めまして、町長部局では、事実上、8 課 20 係に再編成しようとするものでございます。

本件につきましては、昨年 12 月定例議会におきまして、私のほうからも町の機構改革について提案をさせていただいた経緯がありまして、今回、議案上程されるとのことで、大変感謝を申し上げるところでございます。しかしながら、この機構図案を拝見いたしますと、

大きな問題があるというふうに思います。

1点目は、審議官、あるいは危機管理監に相当する位置づけの部署がございません。組織としての業務執行における危機管理や職員の人事管理としての危機管理、さらに地方分権にふさわしい機構改革として明確な位置づけが必要と考えます。これについては、2項目めの行政運営組織としての危機管理についても関連してまいります。

2点目につきまして、「明日の長柄町」を作り上げていくという組織体制が不明でございます。言いかえれば、喫緊の課題や清田町政の実現をどのような体制で対応していくのか、重点施策を牽引していくきっかけを作る部署が必須要件というふうに考えます。

もし、機構の図案において、企画財政課、企画政策係に「特命」というふうに記されておりますが、この部署が重点施策を牽引していくきっかけを作る部署に相当するとすれば、これも問題が2つあるというふうに思っております。

通常の業務内容の概要から察して、町長からの「特命」を消化するという事は、労力的に不可能に近いものではないかというふうに思います。また、組織上の「係」という位置づけでは、役所の組織はなかなか動かないのが実態でございます。それは職員が一番よくわかっていることだというふうに思います。よって、「まちづくり」を推進するための特化した「課」と同等の位置づけが必要だというふうに考えます。

以上、2点につきまして、町長の見解をお聞きいたします。

2項目めでございますけれども、行政運営組織としての危機管理についてでございます。

先般、行われましたプレミアム付商品券、第2次販売において、整理券の配布時刻の前倒しやセット数の割当措置、あるいは割当人数等の対応に、住民からは、公費の不公平配分であり、町の監督責任を問う旨の苦情の声が上がっております。町執行部は、町商工会のほうに委託したものでありまして、また、住民からの苦情は1件もなかったというふうに弁明しておりますが、本件に対する苦情は、私だけでなく、他の議員にも寄せられているというふうに聞いております。

行政運営組織としての危機管理意識の希薄さがプレミアム付商品券の第2次販売計画の甘さとなって露呈したと言わざるを得ないというふうに考えます。あえて今さら商品券の第2次販売方法そのものについて物議を持ち出すつもりはございません。問題は、日常業務における行政運営に当たって組織としての危機管理についてどのように考えているのかが重要であるということから、町執行部の組織としての危機管理についてお聞きいたします。

次に、3項目めでございますけれども、放課後児童健全育成事業、学童クラブについてで

ございます。

本事業は、長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、2カ所の学童クラブで実施されております。本年度については、通常期においては、2カ所で48人の利用、さらに夏休みには17人の利用者があったというふうに聞いております。

施設や運営の適正化に起因する事故は、事業者側からして決してあってはならないことから質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。事業者の自己評価と公表について、平成26年度における結果内容と公表手段についてお聞きいたします。

2点目でございます。事業者職員の一般的要件として、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないとしておりますけれども、どのような職能を持った職員が対応しているのかお聞きいたします。

3点目です。事業者職員の知識技能の向上について、事業者は研修の機会を確保することになっておりますが、平成26年度における状況はどうかお聞きいたします。

4点目、事業者は、職員、財産、収支、利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備することになっておりますが、平成26年度における概要はどうなっているのかお聞きいたします。

5点目でございます。苦情対応について、過去3カ年の状況をお聞きいたします。

6点目、保護者との連携、連絡について具体的な事例をお聞きいたします。

7点目、関係機関との連携について、関係機関名と具体的な事例をお聞きいたします。

8点目、事故発生対応について、過去3カ年における事故件数と内容についてお聞きいたします。また、損害賠償に当たる事故はなかったのかお聞きいたします。

9点目でございます。長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と放課後児童健全育成事業実施要綱が、これ両方ともなじんでいないというふうに私は感じておるんですけれども、いかがかお聞きいたします。

4項目めでございます。障害者対策についてお聞きいたします。

先般、住民の方から「災害時の障害者への配慮が欠けている。」との相談を受けましたので、町地域防災計画書を再確認いたしました。

防災計画における避難所の開設において、開設の方法を読みますと、「避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等、引き続き救助を要するものに対して、避難所を開設し、収容、保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、災

害時要援護者や女性への配慮、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成をする」と定めております。このように、健常者と障害者、ともに災害時要援護者の一くくりでまとめられておりました、ペットの配慮をしても障害者への配慮はしないのかというふうに言わざるを得ないと考えます。

そこで、お聞きいたします。

1点目でございます。風水害や地震等における避難所開設計画で、障害者と健常者とを一緒にした対応は障害者側に負担がかかるため好ましくないとの指摘がございますが、町はどのように対応するのかお聞きします。

2点目、障害者にとっても住みよい町づくりについて、町はどのように取り組んでいるのかお聞きいたします。

5項目めでございます。有害鳥獣駆除対策に関する問題点についてお聞きいたします。

いわゆる狩猟法に基づく有害鳥獣駆除対策は、現場において数々の問題が発生しております。また、従事者側からも是正措置が求められておりますが、以下の提案についてどのように考えるかお聞きいたします。

1点目、わな猟における狩猟免許と登録制度について、施設賠償責任保険に加入しないと県へ登録できないということでございますが、保険料が高額であり、その対応措置が望まれるところでございます。

2点目、狩猟免許従事者を各集落単位で育成していくことが肝要であるというふうに考えます。これは、まさに長柄町の人口に対して、例えばイノシシの数のほうが多くなってしまいうような、そういう状況に陥っては困るわけです。そういう中で、やはり各集落単位で駆除をしていくということを積極的に進めていただきたいというお願いでございます。

3点目でございますけれども、免許更新手続等において、管理者である県と市町村の連携により、狩猟免許従事者への利便性を図る必要があります。これにつきましては、議員の中にも狩猟免許従事者の免許を持っておられる方がおられるんですけども、今年、その更新手続において、更新手続をするための講習会、それがもうラストの1カ所、1日だけのときになって県のほうから連絡が来ました。もしくは、その日にそれを受けられないともうその免許の更新ができなくなってしまうんですね。

私ども、いわゆる車の運転免許、これさえも更新手続、忘れてしまうと。その連絡が来て初めて、ああ、今年そうなのかということでございます。そんなことがありまして、これについては、県の担当のほうに、私のほうからも強く申し上げました。ところが、それは、ど

うちやらこうちゃらという中で、町との連携をとればそれで済むじゃないかというお話したんですが、手続はこれ県ですから、じゃ、県できちんとやれよという話ですが、何かわけのわからない答弁をしております、どうもこれは市町村との連携が全くとれていないというようなこと。よく言えば、管理者は県であるということから、市町村にそういうことをお願いしたでは、それは申しわけないというようなふうにとればそれはそれまでかもしれませんけれども、我々とすればそういうものじゃないということです。ですから、県と市町村の連携をきちんととっていただけるように、町のほうからお願いをしたいというようなことでございます。

4点目です。以上のことから、趣味や実益を目的としない有害鳥獣捕獲において、イノシシを初め、ハクビシンやアライグマ等のわな捕獲につきましては、狩猟法に対する規制緩和が必要であると思います。そこで、わな捕獲特区の申請を検討願いたいというふうに考えます。

5点目ですが、捕獲報奨金対象獣にタヌキ、あるいはアナグマを追加していただけないかということでございます。

6点目が、免許更新手続における諸経費を補助していただきたいということでございます。これにつきましては、最初の登録するための、登録といいましょうか、免許取得するときには諸経費のほうを補助していただいているんですが、その後の更新手続においてはございません。ぜひともその辺はお願いをしたいということでございます。

6項目めでございます。長柄町福祉振興基金についてお尋ねいたします。

本基金は、平成26年度決算資料によりますと、1,230万円の残額を有したまま、ここ数年基金残高にほとんど変化はございません。もし放置されたままだとすれば、財産の休眠状態が今までも続いて、そして今後も継続していくことになり、町執行部の怠慢と言われても弁明できないと考えますが、本基金設立後の経緯と、今後、本基金の運用の見通しはあるのかお聞きいたします。

最後に、7項目めでございます。教育行政についてお聞きします。

1点目ですが、文部科学省は、本年10月27日に、平成26年度に認知されたいじめの件数が小学校で過去最高の12万件超となったと発表しました。

今回は、今年7月に岩手県矢巾町で中学3年生の自殺問題を受けて再調査した結果、当初の集計より3万件増えたということで、いじめ認知に関する自治体側の取り組みの甘さが露呈したと言われております。

そこで、本町において、昨年度における小中学校のいじめ認知について、当初の調査結果及び再調査の実態をお聞きします。

2点目ですけれども、会計検査院なんです、国庫補助で整備された学校施設について抽出で調査したところ、火災報知機や消火栓の不良、雨漏りについて、異常があるにもかかわらず1年以上放置されていた事例が約4万件、そして3年以上の放置が1万6,000件以上あったというふうに指摘しております。

そこで、本町の小中学校校舎の点検状況と補修状況について、定期点検はいつどのように行っているのか、また直近での点検結果はどうであったかお聞きいたします。

以上で私からの1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

1点目の長柄町課設置条例の改正についてですが、この件につきましては、本定例会にご提案させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

課設置条例改正に当たっては、先般、課の骨格についてお示しさせていただいたところであります。その際、各課が所掌する事務について、まだ確定はしておりませんが、作業中の組織図の資料で説明させていただいたところであります。

私は、昨年、山根議員のご質問の際に、次期行政改革において組織機構の見直しをしたいとお答えしたところであります。

大課制は、当時、第4次行政改革において、住民の多様なニーズに柔軟に対応するため、縦割り組織からフラット化し、横型の組織に見直したものであります。

施行以来7年が経過いたし、この間、セクショナリズムの解消は図れた反面、フラット化した環境のもと、職員個々が担当別という意識から業務の共有が薄れ、個々のストレスも増える状況が見られるようになりました。外からのご意見につきましても、議員を初め、町民の皆様からも窓口がわかりにくくなったというご指摘もありません。

また、私、町長就任から1年が経過し、私は、公約に掲げる、高齢者の医療・介護の充実、子育て支援、教育の充実、産業振興、生活基盤の維持推進の政策実現に向けた取り組みに、さらには、現在策定中の地方創生総合戦略を推し進めるためにも組織見直しの基本方針を定めたところであります。

ポイントとしては、現在の大課制における班を基本とし、増やさず、班を課とし、私の命

を受けた副町長が政策の実現に向けた企画をつかさどり、その事務について課を統率し、管理すること。管理職である課長のもとに次期管理職候補職員として係長を置き、係の機動的なチームを統率しつつ、ほかのセクション相互の協力支援調整を担当させることといたしました。

先日、説明会の際、いただきました議員皆様のご意見につきましては、今後の事務分掌規則を初めとする規則等の見直しに反映させてまいりたいと存じます。

議員ご質問の危機管理監の位置づけと、「明日の長柄町」を作り上げていく組織体制のご質問でございますが、先ほどの見直しにあつてのポイントにも申し上げましたが、危機管理や町の重点施策についても私の命を受けた副町長がその任として先頭に立ち、職員を統率して政策の実現に向けた企画を立て、業務の執行に当たることといたします。

また、重点政策に取り組む上で、組織の中に企画政策係を設けております。このご指摘の係では、政策推進が不可能ではとのご指摘でございますが、この担当につきましては組織図には示しておりませんでした。副町長の直轄とした機能を考えております。その任に当たる職員につきましては、適材の職員を配置し、業務に当たらせることにいたしたいと考えております。

2点目の組織としての危機管理については、先ほどの答弁に加え、町政運営を着実に進めていくためには、町民からの信頼が不可欠であります。

日常業務における事務処理のミスは、町民からの信頼を失い、町政運営に支障が出ることを全ての職員が強く認識し、特定の個人の資質の問題にするのではなく、組織としてのコンプライアンスの取り組みを進めていく必要があることから、平成26年度に長柄町コンプライアンス行動指針を定め、職員が共通の認識を持って行動し、役場が町民から信頼される組織を目指すこととしております。

その行動指針においては、法令遵守はもとより、服務義務、公務員倫理の徹底について取り組み、町民の要求や期待に応え、信頼されるよう全力を挙げて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の放課後児童健全育成事業についてのご質問でございますが、26年度の結果内容と公表手段については、本条例の施行日が関係法令の施行日と同じく、本年4月1日からの施行でありますので、平成26年度の自己評価は実施しておりません。平成27年度分から、条例に基づき自己評価を行い、ホームページの公表を検討しておりますので、ご理解賜ります。

次に、職員の職能ですが、現在9名の指導員が登録しており、ローテーションにより子供

たちを見守っております。指導員は、元教諭が2名、幼稚園教諭経験者が2名、2年以上の学童指導員経験者が5名でございます。

また、職員研修については、県や関係団体の研修は可能な限り参加しているところであります。26年度においては、県や関係団体も子ども・子育て支援法施行に伴う準備の都合で研修は実施されませんでした。本年は、県の研修に参加する予定であります。

次に、各種帳簿については、運営の一部を委託している町社会福祉協議会で、勤務計画表、業務日誌、出勤簿、学童台帳、指導員勤務簿、給与台帳、総勘定元帳など、現況を明らかにする帳簿を整備しております。

過去3年間の苦情については、24年度、25年度、それぞれ1件ずつ、子供同士のトラブルによる苦情がありました。町職員、社協職員、指導員、保護者により話し合いで解決することができました。

保護者の連絡体制でございますが、基本的には、毎日の迎えの際、指導員に声をかけていただき、その日の状況を連絡しています。また、開設時間の変更や予定については、学童クラブ入り口の掲示板に掲載し、保護者は必ず確認するようお願いしております。

なお、3月には、新年度の説明会を開催し、学童クラブでの決まり事などを説明し、夏休みには保護者会の役員さんが中心となって行事を実施していただいております。

関係機関との連携につきましては、各小学校、町社会福祉協議会、連絡を密にしながら運営に当たり、台風や雪などによる臨時休校や早期下校の際の早目の対策を心がけておるところであります。

次に、事故発生状況ですが、24年度は、子供同士によるけんかで2名がけが、25年度は、グラウンドで遊んでいるときに打撲した子が1名、27年度は、遊んだときに骨折した子が1名おりましたが、管理責任を問われるような事故ではありませんでした。

条例と要綱がなじんでいないとのご指摘ですが、本来であれば、本条例第14条において規定を定めるべきですが、条例施行以前に制定した要綱を運用している状況でありますので、早急に見直しを行い、条例に則した規程を制定したいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

4点目の障害者対策についてお答えいたします。

災害時の障害者への対応につきましては、長柄町地域防災計画の第1章、災害時要援護者対策計画に沿って支援体制をとることとしております。

また、この防災計画とは別に、高齢者や障害者の避難支援に関し、必要な事項を定めた長

柄町災害時要援護者避難支援計画を平成23年度に策定いたしました。この計画では、要援護者として、身体、知的、精神障害者、要介護認定者、ひとり暮らしの高齢者等に該当する方で災害時避難支援を希望される方は台帳に登載し、災害時避難に関する発令があった場合は、その情報を電話、戸別訪問等により伝達し、避難誘導等の支援を行うものであります。

要支援者の方々は、健常者に比べて大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、肉体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、優先的に場所を確保するとともに、健康状態の把握に努め、状況に応じて施設等への緊急入所の対応を図ることとしております。この台帳の作成については、地区の民生委員さんのご協力をいただき、昨年、自治会長会議の際にも趣旨をご説明したところであります。

障害者の福祉ニーズは、障害の程度などにより多種多様であります。本町においては、3月時点における身体、知的、精神保健福祉の各種手帳保持者は438名おります。各種の福祉サービスが必要な方については、家族の負担なども考慮し、適切なサービスやその情報を提供できるよう心がけております。また、比較的自立した生活が可能な方には、町障害者福祉会など、各種障害者団体や各種サービス関係についての情報を提供できるように努めております。

障害をお持ちの方が、できる限り住みなれた本町での自立生活を継続できるよう、今後も町障害福祉推進計画に基づき支援を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目の有害鳥獣駆除対策についてのご質問ですが、議員におかれましては、みずから有害鳥獣捕獲の免許を取得し、地域のために日ごろより活動をされ、大変感謝を申し上げますところでございます。

まず、施設所有管理者賠償責任保険については、新年度予算において、加入すべく、対応してまいりたいと考えております。

次に、免許従事者を各集落単位で育成することについては、現在、町で50名を超える免許保有者がおりますが、まずは町の鳥獣被害防止対策協議会と連携をしながら講習会等を充実させ、これらの活動を通して、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、狩猟免許更新手続の利便性向上については、免許保有者が手続漏れのないよう、更新申請の通知について、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、わな特区ですが、実際に活動まで行われているのは少数の自治体にとどまっております。今まで特区でしかできなかったわな免許を所持していない方でも補助者として従事できることが、平成24年の法改正により明確になりました。

農産物被害の防止は、行政、猟友会、地域の協力が必要であり、特区申請については、免許保有者や町の鳥獣被害防止対策協議会と協議し、今後検討してまいりたいと存じます。

次に、捕獲報奨金対象獣にアナグマやタヌキを追加することについては、県の許可が必要であります。被害調査の実施や捕獲計画の作成を行う上、捕獲期間の制約や獣種により被害地域のみと限定されてしまうなど、指定の利点が少ないことから、追加することは考えておりません。

次に、免許更新経費に対して補助ですが、現行の新規取得者を対象とした補助を引き続き継続し、新規取得者の拡充に努めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6点目の長柄町福祉振興基金については、福祉活動の促進及び生活環境の形成等を図るため、国から平成元年度に、特別措置として福祉振興基金分が地方交付税に算入されたことを受け、福祉活動の財源として、平成3年に長柄町福祉振興基金条例を制定いたしました。

平成5年度まで交付税措置がなされ、合計で1億7,400万円ほどの基金高となりました。その後、平成9年度に1億6,000万円を一般会計に繰り入れ、高齢者の福祉施設の充実を目指し、長柄町福祉センター建設費に充当いたしました。平成14年度に250万円を一般会計へ繰り入れ、16年度、17年度に寄附金として40万円を積み立てましたが、その後の運用はしておらず、毎年の利息分が積み立てられ、現在、1,230万円ほどの基金残高となっております。

今後、この基金については、廃止も含め早急に検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

7点目の教育行政についてのご質問については、教育長に答弁いたさせます。

以上で山根議員のご質問にお答えいたしました。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

7の教育行政についてのご質問の1点目でございますが、平成26年度に認知されたいじめ調査につきましては、最初の調査が6月に、再調査が9月に実施されております。本町においては、いずれの調査も同数でありまして、認知件数は小学校が4件、中学校が16件で報告いたしました。

内訳としては、「冷やかしかからかい、嫌なことを言われる」が12件、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」が4件、「仲間外れ」と「軽くぶつかられたり、遊ぶ

ふりをしてたたかれたりする」がそれぞれ2件というふうになってございます。いじめの発見については、アンケートなど、学校の取り組みによるものが最も多く14件、本人からの訴えが4件、学級担任による発見が2件となっており、全てにわたりまして問題は解消しております。

次に、ご質問の2点目ですが、消防設備の保守点検については、毎年2回、専門業者により点検を実施し、点検結果報告書により報告するようになっております。

本年度、1回目の保守点検は6月に行われ、小中学校ともに何点かの不良箇所があった旨の報告を受けています。これらの不良箇所については、予算計上した上で速やかに対応したいというふうに考えております。

また、学校施設については、毎学期末に教職員により点検を行い、その結果を学校管理報告書にまとめて、教育委員会へ提出するようになっておりまして、本年度につきましては、大規模なものとして、1学期に日吉小学校の4年生と5年生の教室に雨漏りがあったという報告を受けましたので、2学期からの授業に支障が出ないように夏休み中に工事を行ったところ、学校からの雨漏りはおさまったという報告を受けております。

これらを含めて軽微な補修もありますけれども、順次対応してまいりますので、ご理解を賜りますよう、今後ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

2回目の質問を自席からさせていただきます。

1項目めの長柄町課設置条例の改正についてでございます。

本件につきましては、私は、昨年12月の定例議会において、本年の4月からぜひ実施していただきたいということをお願いした経緯があります。それについては、町長のほうから、そうはいうけれどもというような形の中で、1年遅れという形になったと思います。1年遅れということになれば、それだけ目的とする果実を得ることが遅くなるだけで、何の得にもならないどころか、損失になってしまうというようなことでございます。

今回、本条例の改正ができなければ、さらなる損失を招くことになってしまいます。かといって、いまだ本条例の議論が不十分であるというふうに私は感じております。今後、議案についてのまたご質問等が議員のほうからあるとは思いますが、その議論のほうも不十分であるというようなこと、これを見過ごしてしまうということについても逆に効果の期

待が薄い組織改正となってしまうというようなことが考えられます。よって、まずは執行部の上程案を受け入れる反面、速やかに執行部と議会との協議をもって調整するという設置案で妥協するしかないというふうにひとつ考えますけれども、町長のお考えはどうかお聞きします。

2項目めの行政運営組織としての危機管理についてでございますけれども、町の議会議員として1期4年、私ごとでございますけれども、1期4年において、残念ながら4人の職員が退職するという事態を目の当たりにしてきました。

これは、個々の職員の意識の問題が主因であるというふうに思いますけれども、今回のプレミアム付商品券の取り扱いについては組織そのものの資質を問われることでありまして、全庁を挙げての危機管理体制が問われております。町の危機管理に対する責任者は、当然町長が負うこととなりますけれども、実務上の危機管理者が不明確であるために、こういった事態を招くことになったのではないかというふうに考えます。

清田町長は、過去に、私の一般質問において庁内の組織体制を刷新すると約束をなさいましたので、ぜひ審議官、そして危機管理監に相当する位置づけを十分検討願いたいと思います。

それについては、副町長がそれに当たるというようなお話をいただいております。そもそも、副町長という立場、これ地方自治法167条の部分なんですけれども、いわゆる昔の助役制度から副市町村長制度のほうに移行していったときの、この条文の解釈の問題がなかなか理解されていないという部分があるように思います。

167条では、「副市町村長は、市町村長を補佐し」ということで、これは当然、当たり前のごとでございます。さらに、「市町村長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督すること」とされております。また、167条の第2項では、「市町村長の権限に属する事務のうち委任を受けたものについて執行する」というふうに規定されているということでございますけれども、とにかく昔の助役という形のものから、地方自治法の改正によった新しい制度、副市町村長制度ですね、これについて十分理解をなされた上で、今回のこの条例の改正に当たっていただきたいというふうに思いますし、鈴木副町長につきましては、十分なご期待を申し上げて、よろしくお願いを申し上げたいというふうに考えます。

3項目めの放課後児童健全育成事業、学童クラブについてでございますけれども、事業運営において、町、あるいは受託者、そして利用者側としてのそれぞれの立場の中から課題等

はないのか、2回目でお聞きしておきます。

次に、4項目めの障害者対策でございますけれども、今回の町地域防災計画書作成に当たって、この担当のほうは総務のほうであると思っておりますけれども、住民福祉部門との連携はどうなされたのか、参考のためにお聞きしておきます。

それと、5項目めの有害鳥獣駆除対策についてなんですけれども、過去に私のほうから、平成24年か5年だったでしょうか、やはり、この有害鳥獣の特区をぜひ長柄町から情報発信をして特区を申請願いたいというふうにお願いをした経緯がございます。そのときに、担当のほうからは、特区というような長柄町だけという形の中では非常に難しいというようなお話もあった中で、いわゆる緩和措置として、先ほど当局のほうから説明がありましたけれども、補助者制度というものができたのでというようなことで、私もそれならということで、それ以上のお話はしないで納得したということでございます。

今問題となっている部分だけでなく、今後、いろんな問題が出てきます。私どもは、趣味や実益を目的としていないというようなところ、いわゆる狩猟法に縛られるという形は、もはや私どもの活動を阻害するだけであるというようなことでございます。そのようなことから、わなの捕獲特区、あるいは何かほかにいい方法があればご検討をぜひお願いしたいと申し上げておきます。これは答弁は結構でございます。

次に、6項目めでございますけれども、長柄町福祉振興基金についてでございます。

本基金は、長柄町福祉振興基金条例にその根拠がありますが、条例制定の目的が非常に抽象的かつ曖昧であります。

そこで、平成3年3月12日、つまり24年前に制定された折の議事録を調べてみましたところ、某議員から、何のための条例なのか不明瞭との指摘がやはりなされておりました。しかし、本基金条例に当たっての議会での質疑応答自体が、これも非常に曖昧な形で終わっておりまして、修正もないまま可決されたということは非常に残念に思います。

約20年間にわたって当該基金の運用がなされず、お蔵入りとなってしまったと。そのことの1つについては、条例の、この目的を明確にしなかったことに起因しているのではないかとこのように考えます。これも危機管理の一環であると、非常に、危機管理というもののスケールを大きく捉えれば危機管理の一環であるというふうに考えますけれども、町長はいかがお考えかお聞きしておきます。

7項目めの教育行政については、教育長のほうの説明で十分了解いたしました。

以上で2回目の質問のほうを終わります。よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員の2回目のご質問についてお答え申し上げます。

まず、課設置条例のことにつきまして、議員の皆様方に、いわゆる原案と申しまししょうか、お示しが遅れたこと、まず前もっておわび申し上げなければならないというふうに思っております。これにつきまして、実施計画をもとにしながら、しかも地方創生、その他の考え方等もありましたものですから、ちょっと私どものほうで組織をうまくまとめられなかったという部分がありまして、本当にこの件につきましては、提示、遅れて申しわけなかったというふうに思います。

したがって、先ほども私の答弁で申し上げましたとおり、この4月の見直し実施に向けて、これから議員の皆様方のご意見をお伺いしながら、やはりこれを進めてまいりたいというふうに思うところであります。その辺のところはご理解賜りたいというふうに思っております。

2点目の危機管理についても、先ほどお答えしましたとおり、やはりこの辺が私ども役所の中の考え方、組織、事務内容、そういった面で、ご指摘のとおり、緩んでいた部分もあるのかなというふうに、これは率直に反省しなければなりません。

一つ一つの、やはり事業について、誠心誠意、どういう状況が生まれてくるのか、考えられるだけの未来を想定しながらの、いわゆる事業計画実行、そういったものを我々がこれから技量的につけていかなきゃならない、そういうコンプライアンスをきちっとやっていきたいというふうに思っております。先ほど先生のほうからご指摘がありましたように、そのコンプライアンスにつきましても、やはり私の命を受けた副町長を今度は筆頭に、やはり各課制の縦のラインをきちっと明確にしながら副町長が横から串刺しを入れると、縦横を柔軟させるということで、やはりきちっとその辺のところはやっていきたいというふうに思っているところでございます。2点目の危機管理については、よろしく願いいたします。

3点目の学童クラブの質問につきましては、健康福祉班長に答弁させますので、4点目にまいります。

4点目の地域防災計画作成に当たりまして、この件に住民福祉部門との連携はとれているのかとご質問でございます。防災担当部局におきまして素案を作成し、各関係所管部局に意見照会及び協議をし、計画案を各担当課長も含めた防災会議に諮り、町地域防災計画を作成しております。また、先ほども申し上げましたとおり、この防災計画に基づいた災害時要支援者避難計画により、要援護者の迅速かつ安全な避難の実施に向け、さらに連携を図ってま

いりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 3点目の学童クラブの運営において、それぞれの立場で課題等あるかというご質問でございますけれども、クラブの運営につきましては、スムーズな運営ができるように、町、社会福祉協議会、指導員の3者で話し合いの場を設けまして、問題点、また要望などについて話し合っているわけでございます。

その中で、大きな課題といたしますか、何点がございませうが、夏休みの指導員でございます。昨年までは、旧の長柄保育所、1カ所で行っていたわけなんです、その時点でも臨時の指導員ということで、一、二名の臨時指導員の方の応援をいただいております。

本年から、第一、第二、そのように2カ所、平常どおり、2カ所で夏休みの学童クラブを運営しておるわけですが、当然、指導員の人数が足りないと、町長の答弁でありましたけれども、現在の指導員9名だけでは大変な負担がかかるということでございまして、教育委員会や長柄中学校の協力を得まして、長柄中学校卒業の教育実習生のほうに声をかけました。その結果、3名の学生さんの協力と町民の方1名、合計4名の方の協力を得てこの夏休みを乗り切ったわけでございますけれども、来年以降、この4名以上の臨時の指導員が確保できるかといいますと、今、現段階では確定しておりません。新年度に入りましてから早急に募集等をすると思っておりますけれども、常に補充できる体制づくりというか、そのようなことで努めてまいりたいと思っております。

また、第一学童クラブにつきましては、長柄小学校の空き教室、1教室ですが、使用しているわけでございますけれども、毎日15名から20名程度の子供たちが利用しているわけでございます。ふだんの授業ですと、それこそおとなしく机に座っているわけですが、授業ではございませぬ。授業が終わってから、中には遊んでいる子もいれば、宿題や本を読んだり、静かにしている子もいるということで、指導員さんのほうからも、ちょっときついというお話もございませぬ。この辺もこれから教育委員会、また学校と協議連携しまして、環境整備のほうに努めてまいりたいと思っております。

続きまして、福祉振興基金条例でございませぬけれども、町長の答弁でありましたけれども、平成9年度に一般会計に繰り入れ、その後14年と17年に寄附金を積み立てたということでございませぬけれども、その後、運用されていないということでございませぬ。町長の答弁がありましたけれども、今後も廃止の方向で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 順序が狂ってしまうかもしれませんが、今、2回目の長柄町福祉振興基金についてのご答弁については、私は、ご答弁いただいたんですが、違う趣旨でお聞きしたつもりでおるんですけども、これはいいとします。

それでは、3回目、質問させていただきます。

1項目めの長柄町課設置条例の改正についてでございます。

本件における議員説明会では、議員サイドから多くの質問が噴出しました。その大きな原因は、執行部と議会のコミュニケーションが希薄であったというふうに考えます。長柄町の明日を左右する大きな事象であるにもかかわらず、改正案をいきなり説明して、理解しろと言われても意見の衝突は避けがたいというふうに予測できなかったのかどうかですね。常識的に考えれば、いきなり議員説明じゃなくて、事前に所管の常任委員会、あるいは全員協議会において改正案に至る前段で協議すべきであったというふうに考えますけれども、町長はいかが考えるかお聞きいたします。

3項目めの放課後児童健全育成事業についてでございますけれども、これについては、これからも常に保護者、事業者、町、そして関係機関との連携を密にして、安心安全な事業の推進を図っていただきたいというふうに思います。これは要望でございます。

次に、4項目めの障害者対策についてでございます。ぜひ障害者にもやさしい、安心安全な町づくりに今後ともご努力をいただきたいというふうにお願いたします。

6項目めの長柄町福祉振興基金でございます。

今回は、福祉振興基金条例を取り上げて、条例の改廃をも念頭に置いての質問をさせていただきましたけれども、その他、町の例規集、全ての条例、規則、規程、要綱等の見直しをすべきだというふうに考えます。なぜなら、町のこの例規集は、行政事務執行の、いわゆるバイブルに当たるものだというふうに私は考えますので、誤字・脱字等の初歩的な間違いのチェックを含めて、随分あります。申しわけありませんけれども、暇なものですから、よくよく見させていただきました。非常に多いです。ぜひ、チェックを含めて、再度目を通していただき、適切な管理をしていただきたいというふうに考えますけれども、それについて、最後のご質問ということでよろしくお願いたします。

以上で3回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それでは、1点目の課設置条例のことですが、まことに申しわけございませんでした。私どもが、本当にある一定の手続をとらないために、議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。しかも、明日の長柄が見えないぞと、目玉は何だぞと、お叱りを受けました。ある面ではまさにそのとおりであります。これから皆様方の意見を十二分に反映させていただく中で、役場組織を職員、心を含めて一枚岩にするために、町長、副町長を先頭に、職員のコンプライアンスも含めて徹底的に町民に尽くすことをお約束申し上げます。皆様方には本当に申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

そういったことで、ぜひともこれから皆様方にいろいろご助言をいただきながら課設置条例のいわゆる事務分掌、そういったもの、事業をこなすご意見を、課をどういう課がいい、ある程度、原理原則は皆様方にお示しさせていただきまして、そういったところでこれからぜひともご意見、ご尽力賜りたいというふうに思っております。

それから、あとありますが、4点目の障害者対策について、これは先ほども申し上げましたとおり、現在、町地域防災計画について修正中でありますので、ご指摘のありました点についても安心安全な町づくりを目指し、わかりやすい表現に改めたいと思います。

6点目、これも私のほうで皆様におわびしなくてはなりません。例規集の間違ひについてのご指摘でございますが、本当に町政運営の、いわゆるコンプライアンスについて欠けると指摘がありました。まさにそのとおりであります。これから気をつけてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

あと、ほかのことについては担当から申し述べさせます。

○議長（月岡清孝君） 山根議員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 以上で山根義弘君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎延会の件

○議長（月岡清孝君） ここで皆様にお諮りいたします。

本日予定していた議事日程、消化できる見込みがありません。本日の会議、これで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎休会の件

○議長（月岡清孝君） 次に、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、あす12日から13日まで休会といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、あす12日から13日まで休会することと決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（月岡清孝君） 再開は、14日月曜日、午後1時といたします。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時46分

平成27年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年12月14日(月曜日)午後1時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第 1号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 長柄町課設置条例の全部を改正する条例の制定について
議案第 3号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 6号 平成27年度長柄町一般会計補正予算(第3号)
議案第 7号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 8号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 9号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 平成26年度決算認定について(委員長報告)
- 日程第 9 発議案第 1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第10 長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(12名)

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 川嶋 朗 敬 君 | 2番 | 鶴岡 喜 豊 君 |
| 3番 | 池 沢 俊 雄 君 | 4番 | 三 枝 新 一 君 |
| 5番 | 本 吉 敏 子 君 | 6番 | 山 根 義 弘 君 |
| 7番 | 古 坂 勇 人 君 | 8番 | 関 民之輔 君 |
| 9番 | 大 岩 芳 治 君 | 10番 | 神 崎 好 功 君 |

11番 星野一成君
欠席議員（なし）

12番 月岡清孝君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	田中武典君	住民課長	蒔田功君
事業課長	池上了次君	会計管理者	松本昌久君
総務企画班長	内藤文雄君	財政管財班長	石井正信君
税務班長	若菜聖史君	保険住民班長	川島修君
健康福祉班長	三上清志君	産業振興班長	森田孝一君
地域整備班長	白井浩君	兼 教育課長	佐川和弘君
学校教育班長 兼 給食センター長	片岡正直君	兼 農業委員会 農事務局長	森田孝一君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林敬二	議会書記	安部吉輝
議会書記	山口二美代		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成27年長柄町議会第4回定例会を休会前に引き続き、直ちに再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第2、議案第1号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

今回の条例制定の趣旨でございますが、番号法の施行に伴い、番号法第9条第2項の規定

に基づき、福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税等に類する事務について番号法に規定する特定個人情報を利用するに当たり、町条例にも規定する必要性が生じたため、本議会に上程するものであります。

番号法第9条の規定により、番号法別表第1に掲げる事務については、個人番号を利用することができますが、番号法に規定されていない事務については、原則利用することができません。

ただし、番号法に規定されていない一部の事務において、特定個人情報を有する住民票情報や地方税情報を必要とし、かつ独自に利用しなければならない場合は、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例に規定し、かつ特定個人情報保護委員会へ届け出をし、その承認を得た上で利用できることとなります。

このようなことから、特定個人情報を有する住民票情報、地方税情報が必要とされる重度心身障害者医療費助成事務及び子ども医療費助成事務の2件について、国等の改正案を参考に条例制定するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 2点ほど伺います。

第3条の中の3行目に、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものということなのですが、想定で結構でございますけれども、どういうものが施策として考えられるのかお聞きいたします。

それと、次のページです。先般、議員説明でいただいた資料と内容が少し違うのですが、なぜそれを変えたのか、それについて伺います。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 山根議員さんのご質問にお答えいたします。

第3条の地域の特性に応じた施策を実施するというところで第3条に定められておりますが、これらの具体的なものというのは、今、具体的にそういう案件が出てきたら検討するというところで、例えばですけれども、図書カード等にひもづけして使用するとか、そういうことは

検討している自治体があるそうですけれども、そのほかにつきましては今のところ余り聞いておりません。

それから2点目の、山根議員さんがおっしゃっているのは、多分、第4条のところに町長または町教育委員会ということで文言があったということで議員説明会のときに山根議員さんからご質問がありまして、内部で検討いたしました。が、準則というか、示されたものに教育委員会部局が入っております。うちのほうもこの辺は安易に入れてしまったんですが、実際に今、教育委員会での取り扱いする事務がございませんので、今回の議案ではここを削除させていただきまして、将来的にそういう案件が出てきたときに、別表とともにこの辺は改正していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 2点目の当初の説明会と違うということで、これについては議会は条文のチェック機関じゃ、条文というか、条文の内容のそのもののチェック機関ではありません。条例に対してそれがどうであるかという監視をする部分です。ですから、私のほうから、農家のおとつあんからこのような指摘を受けるということは非常に恥ずかしいことだと私は思います。ぜひ気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、議案第2号 長柄町課設置条例の全部を改正する条例の制定について、議案第3号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町課設置条例の全部を改正する条例の制定について、議案第3号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

現在の大課制については、行政の総合力の向上を図るため、平成20年度から大課制として取り組んでまいりましたが、先日、山根議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、その課題を踏まえ、私の基本理念を推し進めるために、来年4月に組織の見直しを実施しようとするものであります。

今回の改正は、現行3課を6課に改めるものであります。

また、議案第3号の職員定数条例の一部改正では、議会事務局と監査員事務局について兼務とするとともに、各事務局の定員を所要の人員に整理しました。

この改正により、私の掲げる主要施策の実現と地方創生関連事業などの推進に向け、一層効率的な組織の実現を図ろうとするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ただいま町長さんのほうから果敢に進めていくということで、わかりました。

私のほうから、要望も含めまして質問をさせていただきたいと思います。

先般の山根議員さんの質問にありましたが、今後の地方分権、創生総合戦略ですか、こういうあらゆる含めたものについて我が副町長の鈴木副町長が管理職員として進めていこうと

いうことで十分理解をしたところでございます。

そういったところでお聞きしたいことは、まず、全国でもそうなのですけれども、長柄町におきましても特に人口減少に伴う税収の落ち込み、これは財源不足が発生するということが当然考えられます。それから、私も一般質問でしましたが、超高齢化社会を迎えるに当たってさまざまな対応も考えていかななくてはならないというように思っております。

そうした中で、まず優先する課題は何なのかということをご自分なりに考えたならば、この長柄町においては、若者の働く場の確保とそして定住促進のための施策が必要ではないかというように考えております。

あと私のほうでまたデータを調べましたら、平成23年から自然動態を上回る人口が減少になっておるのが社会動態でございます。この社会動態の歯どめにつながる長柄町の強みを生かした課の体制になっているかをお聞きしたいと思います。

2点目につきましては、これほどこの市町村でも問題化されるのですが、公務員を取り巻く負のスパイラル、これが非常にどこの市町村でも持っております。これを何とか脱却をしなければ、住民サービスの向上がなかなか図れないというのが現状ではないかと、このように思います。

そこで、職員のモチベーションアップをするためのマネジメントとなる課の体制についてなっているかどうかお聞きしたいと思います。

最後の3点目につきましては、男女雇用機会均等法、そして男女共同参画社会基本法、他法令もございますけれども、この法を見たときに、女性も男性も互いに人権、また母性も尊重しながら性別に関係なく能力を発揮しているこの長柄町における職員も多くおります。そういった女性の方を登用する管理職も考えた課の体制になっているのか、これをお聞きしたいと思います。

最後に要望なのですが、私、総務課さんの分掌事務の主なものを拝見させていただきました。この中にぜひ要望として入れていただきたいことがございます。それは、税務につきましては午前中解消されましたので、新しくできます企画財政課のほうにぜひ要望で入れておいてもらいたいのは、プロモーション活動。メディアを通したPR作戦、まあ、戦略というんですか、こういったものをとったり、またホームページの中に写真を使ったイメージ戦略、こういう活動できる事務をぜひ要望して、最終的には長柄町に外からフィルムコミッションなりを使った中で引き寄せるような魅力ある分掌事務を進めていただきたいなというように要望いたしまして、私の質問にいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それでは、川嶋議員の3点のご質問に対して答弁をいたします。

山根議員の一般質問と重複するところがございますが、地方創生、また危機管理、この町をどうするかというようなこと、課題は山積であります。これはもう十二分にわかっているところでありますが、過日の山根議員の答弁でもさせていただきましたけれども、私の命を受けた副町長を軸として各関連、各課長との連携を中心にしながら、その機能を生かしていきたいというふうに思っております。縦の系統と先ほど言いました。いわゆる副町長オールマイティーになって、そしていろいろな課題に向け、解決に向けてどういうチームをつくるかというような形になっていくかというふうに思います。

具体的に今、事務についてはこれから事務分掌をまだまだ先生方のご意見をいただきながら検証していくところではございますが、この担当部署については、私が掲げる施策の普通財産の活用とか、例えば人口減少対策、定住対策、そういったこと、地方戦略プロジェクト、こういうことが仮に今度は出てくる可能性があります。そうした場合にこの辺のところは副町長を中心として特命の機関を中心にプロジェクトチームをつくって、単課だけでなく多課、多くの関係の課を、多少二、三とか網羅していく中で、そしてプロジェクトチームをつくりながら政策を展開していくと、課題解決に向けていくと、そういうチームにしていきたい、そういうふうに思っております。

これもしかり、とにかく4月から、あくまでこれは机上のプランでありまして、だからといって失敗は許されない、これはもう腹に据えてあります。しかしながら、これから完璧なその組織内容云々というよりも、人間が営んでいく難しさ、町民全体を取り囲んでいく難しさ、それは4月からスタートさせていただく中でどうやって変化していくのか、それに素早く、私が今答弁させていただきました、このような考え方を基本に柔軟に、しかもスピードアップして町民の皆様方のご期待に応えられるように進めてまいりたい、そういう気持ちでおります。

したがって、長柄町のこの課制については、基本的には私はそう考えておるところでございます。

2つ目でございますが、職員のモチベーションはどうなんだと、大丈夫かと。大課制やってきて、それで何でって、課制をしいたために職員のモチベーションが下がらないかと。私は決してそう思いません。逆に縦のラインが課長を中心にして縦のライン、上から下という言

葉は失礼ですが、そのラインがきちっと私は団結して集約されて、そしてある面では一致団結する力が増えるんじゃないかと。そこに横から副町長の横串が入って、そして悩みその他解決していくというような縦と横のラインをきちっとセットしていく。そういう意味で、私は逆に職員のモチベーションは下がらないと思います。

それともう一つは、やはり人間づくりだと思います。褒めること、けなしちゃいけません。職員は失敗することもあります、人間ですから。でも、そこで失敗をある程度、まあ、許すこともできないこともあるでしょう。でも、やはり褒めて、そして伸ばしてあげる。次は頑張ろうじゃないかと、間違えるなど、税金もらっているんだよと、しっかりしよう、やろうというような形で職員を伸ばしていくと、そういうモチベーションで、私は低くなることとは考えておりません。高くしていくのが私の仕事であります。よろしくお願いします。

3点目の男女共同参画につきましては、まさにそのとおりであります。世の中、男性も女性も半々であります。昨年度、山根議員から町として男女共同参画はどう考えているんだと質問がありました。女性の地位向上ではありませんが、できるだけ職務の内容をイーブンに持っていくと、鍛えていくというような形でこれからも行政に当たりたいというふうに思います。

4月から、この課制をもって、それも男女共同参画もあわせて役場の中の人づくりも邁進していきたい。あわせて町民の幸せをぜひつかみとっていきたい、そのように感じております。

よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

私、大課制がいいとか課制がいいとかということではなくて、私のほうもいろいろ上司と部下といろんな経験をしてきた中で、係長になることの大切さ、責任を持つことの重大さ、組織づくりとしては課制のほうがすばらしい職員の育成につながってくると思います。縦割りではなく、横との十分、副町長さんを中心の核としてしていただきたい。そして、残念なことに長柄町は、女性が管理職1人もいませんし、優秀な女性の職員が私が見ている中で大勢おります。行政評価がされていると思いますが、ぜひプラス思考の方向性で登用していただきたいというように思っておりますし、最終的な落としどころは住民のサービスの向上につながっていくことがこの課制の意味でありますので、住民は多分この課になってわかりやすくなって動きやすくなってくると思いますので、ぜひ声を聞きながら進めていただきたい

というように思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私のほうから質問させていただきます。

大課制の設置条例の改正についての質問でございますけれども、大課制を廃止して長柄町課設置条例を改正することについては、私は選挙の公約にも挙げたので賛成です。

しかし、この条例改正に伴い、当然職員の職の設置に関する規則なども改正されると思います。そして、規則につきましては議会の承認を受けるものではなく、町長の決裁で決定します。

本会議を前に11月16日、説明会を開催したときに、私は上下の等級で同じ職名があるのはおかしいと質問しましたが、覚えていますか。茂原市役所に勤務していた川嶋議員さんがいますが、9級の部長、8級の部長などいません。9級は部長並びに相当職名の技監等で、8級は次長及び副技監です。田中課長はそんなことはないと言っていました。説明会のときは資料を持参していませんが、今日は資料を持参してきました。田中課長ならそんなおかしい職員の職の設置を制定しないから、そんなことはないと言ったんだと思いますが、長柄町では、過去に私にとってそんなおかしいことがあったのです。

また、10月9日の決算委員会の際、主査と主査補と副主査の職名について質問しましたが、もし、主査と係長という職名を設けるとしたら、どちらが上席になるのでしょうか。町民の誰にでも理解できる規則を制定していただきたいと思います。

そして、田中課長には、私の職名に関する考えを大変よく理解していただき、早期退職できたことを感謝しておりますが、私が長生広域に派遣され、早期退職の勸奨を受けているときに、派遣元の長柄町での職名は管理職でもなく、5級の主査でした。平成15年に長生広域に派遣され、派遣先で努力し、認められ、7級の主幹の管理職まで昇格したのに、長柄町に帰任したら、6級の副主幹にすると言われ、何を説明しても聞く耳を持たない長柄町でだめだと考え、私は千葉県市町村公平委員会に提訴するなど、自分たちで解決できず、長柄町の恥だと考えましたが、仕方なく長柄町を千葉県市町村公平委員会に……。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡議員、すいません。質問の内容として。

○2番（鶴岡喜豊君） こういうことがないようにということで例を挙げて説明しております。

私は、選挙で、それこそ41年間の公務員としての実績をもとにという公約を挙げておりまして、私の実例を挙げて質問しているんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 個人の名前等……

〔「個人の名前は入っていないと思いますけども」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 田中課長等がいろいろ出ていました。

〔「それは、もう説明会のときに田中課長が言ったことで」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ぜひ簡潔にお願いします。

○2番（鶴岡喜豊君） 議長のほうから注意されましたので、気をつけて質問したいと思えますけれども、要は長柄町の場合、出向先、派遣先と派遣元の職員の人事異動、職員の職、職員の給料がリンクされておらず、職階についての管理が全然されていないのが最大の原因だと思っております。今後、こういう規則についても変更が、改正があると思えますけれども、長柄町よりも現在も派遣されている職員がおり、長柄町の条例等の改正により、そういう派遣されている職員等に不利益が起きないように、その点につきましてどのように考えているか、お伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） ただいまご質問いただきました。主に職員の職の設置に関する規則に関連したご質問と解釈しておりますが、この中で1点、主査補と主査、この辺の上下関係についてはどういうことだということでございますが、今現在の職員の職の設置に関する規則におきましては、主査が5級、主査補につきましては4級という職階に定めているところでございます。

それから、総合的なご質問の内容につきましては、広域市町村圏組合、そういった外と町職員の間における権衡が保てているのかどうかというところのご質問だと思いますが、これにつきましては、派遣の際に十分その都度、派遣先と私どものほうと協議の上、本人の、職員の理由なき不利益というものがないような形でその都度調整を図っているところでございますので、ひとつご理解をいただければと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 最初のほうですけれども、主査と主査補の5級と4級ではなく、主査と係長がどっちが上席かということです。同じ5級に入っているかと思うんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 現在の職員の職に関する規則の中におきましては、係長という職を設けていない規則になっております。

その以前の規則につきましては、私の記憶するところでございますと、4級主査補が係長と同等職にあるというふうに記憶してございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 係長と主査補が4級ということで、じゃ、主査のほうが5級で上ということによろしいんでしょうか。失礼。係長と主査補が4級で、主査が上によろしいんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長、お願いします。

○総務課長（田中武典君） 現在の職の設置に関する規則で申し上げますと、係長という職を置いてございませんので、現在の規則におきましては、主査が5級、主査補が4級という職階の規則に定めているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今のやつは、ですから係長を置いていないからそうなんですけれども、私が聞いたかったのは、規則が変わると思って、その規則につきましては議会の承認なしだと思わんですけれども、今度係長って出てきますよね、課制になりまして。その係長を置いたとき、では、係長が何級で、主査と係長でどちらが上席かと、それだけです。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長、お願いします。

○総務課長（田中武典君） 職員の職に関する規則につきましては今後の制定になりますが、これにつきましては、ただいまのところ検討中でございますので、軽々にどちらかが上、どちらかが下という結論につきましては、現在のところ、その発言については私のほうからは慎んでおきたいというふうに存じます。

また、規則制定に当たっては、その辺を考慮の上、内部で統一をした形で規則案を制定したいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 係長と主査につきましては、わかりました。

2点目で、途中で議長から注意されたのでごちゃごちゃになっちゃったんですけれども、

肝心な職階の管理、それは現在、長柄町はされているんでしょうか。もしされているのであれば、私もう退職しましたので、私の職階、以前から、もめたときから見せてくれと言っていたんですけども、見せることができるんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） ちょっとご質問の趣旨が私に理解できませんので、大変恐縮ですが、再度ご発言いただけますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） はい。鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 職階の管理って、私も広域に行って勉強してわかったんですけども、職員が採用になってから退職するまで、高卒で入ったら42年間、42年間なら42年間全部給料額、異動先、全部42年間分、全部管理されているかということです。

長柄町は、広域なんかに派遣しちゃうと、その後は派遣先に任せっ放しになっちゃって管理がされていないから、長柄町は行った人が幾らの給料をもらっているかもわからない、どこに広域の中で異動になったかもわからない、そういう体制だというのを身にしみて思いましたので、今度、課も改正になりますし、直してもらいたいと。くどいようですけども、行政経験を生かして議員になりましたので、直していきたいと思っています。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 職員の経歴につきましては、給料額、それから職階全てにおきまして職員の履歴書を作成しております。この履歴に基づきまして、全てを管理しているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡議員、今日はこれです。課の設置条例と定数の条例ということで今質問を受けていますので。

○2番（鶴岡喜豊君） それに関係する質問ならいいんじゃないですか。

○議長（月岡清孝君） 私のほうからはちょっとずれているのかなと思ひまして、それで言わせていただきました。

〔「私はずれていると思っておりますので、恐縮です」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 鶴岡議員、では、こちらでよろしいでしょうか。

○2番（鶴岡喜豊君） はい、いいです。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 何か順番に質問しているみたいで、恐縮でございますけれども。

先般のこの機構改革の見直しについての説明会に当たりまして資料をいただきましたけれども、見直しに当たってのポイントということで、6項目ほどございます。

まず、1点がセクショナリズムの解消の云々。

次に、町民から見ると業務の境界がぼやけてわかりにくい。

3番目がフラット化のまた云々。

4番目が職員個々が担当別という意識から云々という。

次にフラット化、大課制にしろというような、まあ、文章を全部読みませんが、そのような説明が見直しに当たってのポイントとしてございました。

これをよく読んでみると、住民サービスからした場合、2点目の町民から見ると業務の境界がぼやけてわかりにくい。これは当然ぼやけてわかりにくければ直して、直すことが住民のサービスにつながると思いますが、あとの5項目をよく読んでみますと、これはあくまでも職員が、大課制にしろ、課制にしろ、職員の意識が変わらないことには、この課制をどのようにしても私は変わらないというふうに感じております。だから、職員のまず意識改革をすることが、まず第一条件じゃないかというふうに私は考えます。

そこで、ご質問いたしますけれども、現在の、まあ、関連があるから規則のほうもちょっと質問いたしますけれども、この課制の変更に伴いまして、事務分掌規則、職員の職務分類基準に関する規則、職員の設置に関する規則、管理職手当の支給に関する規則、この4規則を課制の変更に伴って改正をしていかなければいけませんけれども、先ほど田中課長からは、まだ煮詰まっていなくて。当然ですよ。課の条例が可決されないうちに、全てが確定するものじゃございませんけれども、ある程度案として考えていなくちゃ、このような質問が出たときには全くわかりませんというようなことだと、規則では議会のほうに対しての説明、説明というか、議会の議決がございませんので、内部の問題ですので、もう少し内部の案として固めて、ここに質問があった場合にすぐ答えられるように私はしておいたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。

管理職手当の関係につきましても、現在の管理職手当の支給は課長と班長と会計管理者、この3職の方だけでございます。今後、新たな課制になった場合には、どこまでが管理職手当の支給対象にするのか、それも全く見えませんということだと、この課の設置条例に付随した問題でございますので、判断が非常にできなくなっちゃいます、いいか悪いかの。そのようなことで、規則についてもある程度、まあ、案でよろしいですから含みを持って、職

員の皆さんは持っていないと、全然わかりませんということじゃ議論にもなりませんので、ひとつよろしくをお願いします。

それと、ちょっとお聞きしますけれども、事務分掌規則の中で、大課制の現在の事務分掌規則の中で、4条第4項の中で所属職員の職務の配置及び担当業務は課長が定めるということになっています。これは大課制に、職員の人数を増やせないという行政改革のもとで横の連絡、課の内部の連絡を密にして、まあ業務は忙しい課、班もございますし、時期的によっても暇なときと忙しいとき、当然これはあるわけでございますので、課長にこの人事権を持たせたわけでございます。そんな中で、この二、三年ですけれども、ここに課長さんが2人いますけれども、課長の権限でこの人事管理を、課の中の人事管理というものを行った経緯があるのかどうか、それぞれお聞きをしたいと思います。これは町長じゃなくて、課長の権限ですから課長さん方にお聞きします。

そのようなことで、課制の設置については、もう少し規則のほうも吟味した中で議会のほうに提案をしていただければ非常によろしいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

1点は、課長権限で人事異動を行ったか、班の人事異動です。行ったことがあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 今の制度の中で課長の権限で職員の配置について異動を行ったことはございます。ただし、それを行うに当たって、その上司である副町長、そういった方に制限、制限と申しますか、やはり助言をいただいた上で行った経過はございますが、単独で行ったという記憶はございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

池上事業課長。

○事業課長（池上了次君） ただいまのご質問ですけれども、実際、病欠、それと不祥事等によりまして定員、人員が欠けた事例はご存じだと思います。そういった関係から、臨時、そして新採という形で、中途、新採という形で調整を図っていただきまして、相談の上で人事の補強をしていただく、そういったものはございます。

よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 課長権限で人事配置をしたことがあるかということですが、基本的に4月の配置については、先ほど総務課長も申しましたとおり、上司に相談をした上で各課長で配置をしております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3名の課長さん、ありがとうございました。

私は、独断というのは、全然ほかの方に相談しないでということではなくて、基本的には、これ課長の権限で、規則でなっていますので、課長が副町長に相談をしながらやるというのは当然でございますけれども、4月の異動じゃなくて、私の言っているのは、その中間の異動なんです。

例えば例を出しますと、税務班、総務課の中の税務班、総務班、財政管財班ありますけれども、税務班は3月の申告時期になると非常に忙しい部署でございます。そういうときに総務課の職員の中には税務班を経験した職員もいますので、そういう職員をいっとき忙しい時期に異動させて業務の執行を円滑にしたのかということをお聞きしているんで、4月1日では全く、それは課長さん方のまた異動の中の話ですけれども。

要は大課制にしたのは、途中でそういう人事異動ができるよって、課長の権限で人事異動ができるよというものを持たせて、自分の課の中の業務を年間うまく執行してもらおうということがあれの大原則でございましたので、今言ったように途中で人事異動が課長の発案のもとに行われたのかということをもう一度お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長。

○総務課長（田中武典君） 大変恐縮に存じますが、その当時、池沢議員も副町長の職にあったかとは思いますが、その中でご記憶にされているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私が離れてからのことを聞いているんで、私がいるときのことじゃございません。離れて3年目ですから、この3年目の間にそのようなことがあったのかどうかということをお聞きしております。

○議長（月岡清孝君） 田中総務課長、答弁願います。

○総務課長（田中武典君） 職員の事故等に、まあ、事故と申しますか、その事案ごとに年度途中で急遽行った経過は数度ほどございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、私が主体としている業務の繁忙で人事異動を行ったことはないということで理解してよろしいですね。

次に、先ほど聞きましたけれども、規則関係で鶴岡議員からもありましたけれども、職員の職の設置に関する規則で、今現在7級までが定められております。新しい課になった場合に、7級制をどこまで下げるのか。例えば6級どまりでいくのか、現状の7級。だから、課長職というのが、まあ、2つできるのはおかしいですけども、現在の課長さんは7級の職員になっていると思います。班長さんは6級の職員でございますけれども、この辺の取り扱いを、じゃあ、どう考えているのかお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 今の冒頭、繁閑に応じて職員の異動は一切ないということではないというふうにお答え、それは修正させていただきたい、お答えさせていただきたいと存じます。

それから、職階の7級制を今しいておりますが、現在のところ何も答えられないということではいかがなものかというところのご質問もございますので、私のまだ私案という形の中で、これから内部でもんでいくことになろうかと思いますが、課制をしいた際に課長の職におきましては、7級課長、6級課長が現在のところ想定されているところでございます。

過去にもそういった課の課長を置いたケースもございますので、その辺を無理のないものかどうかをこれから内部で煮詰めていきたいと思っております。

それから、管理職はどこまでが管理職なのかというご質問につきましては、現在のところ、6級職までを管理職というところの立場に考えております。これにつきましては、説明会の際に、課長を今の現班長の数よりも細分化することなく、その辺については合理化を図った上で、大きな課につきましては繁閑に応じて副主幹という任を置きたいというような考え方を持っております。その副主幹については、管理職の手当額につきましては別といたしまして、管理職の位に位置づけるというような考え方で現在のところ検討しているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

ただいま管理職で副主幹も管理職という位置づけにしたいということでございますけれども、その辺は今後、課設置条例が議決されたら固めていくところだと思いますけれども、安易に副主幹とか、そういう職を置くことのないように私は提言をいたしまして質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

今まで議員の皆さんの質問を聞いて、課長がいろいろ答弁してはいたんですけども、仮に質問というのは、その趣旨説明をしなければ、その質問の内容が理解できないような場合のみ、その趣旨説明ができるということ、それが質疑の時間なんです。ですから、その趣旨説明までを遮ることはできません。

それから、質疑時間は要望や、まあ、失礼ですけども、要望や、お願いや、そういうものもあくまでも質疑ですので、条件付きの賛成、反対できませんので、質疑の時間はやはり質疑に重点を置いた質問を議長のほうから、そのように指導を、アドバイスをお願いいたします。

それでは、私も大課制については、今まで非常に疑問を持っていたんです。ですから、この機構改革については、おおむねはいいと思うんですけども、この中で私は理解できない、あるいはちょっと聞きたいことあるんですけども、私はどうしてもこの税務・住民班は、仕事の内容は私からすれば全く違うのに、1つの課に持っていくという、その整合性がよく理解をできない。それから、こども園を学校教育課、そしてまた健康福祉課ですか、両方のほうに事務所はあるようですけども、この辺のところはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

本来は一問一答式なんですけれども、時間がないですので少しずつ聞きたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） このたびの課設置条例の改正に伴いまして、附属資料で、作業中ではございますが、骨格図をお示しさせていただいたところでございますが、そちらにおき

まして税務住民課という形で位置づけさせていただいております。

これにつきまして、今大岩議員さんのほうから関連性のない2つの課をまとめることについてはいかかなものかというご指摘がございましたが、執行部といたしましては関連が密にあるという判断のもとに課を1つにまとめさせていただいた次第でございますので、その辺につきましてはご理解をぜひ賜りたいと存じます。

それから、こども園に関してでございますが、これにつきましては説明会の際にご説明させていただきましたが、現在のところは健康福祉班の所掌事務になっております。課の設置条例、この新たな組織図の中におきましては健康福祉課の中に置いてございます。これにつきましては、管理体制を引き続き万全を期したいというふうに考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

今、田中課長のほうから説明がございましたけれども、大課制のときは、税務班は総務課の範疇の中に入っていたんです。住民課は住民課として独立していたんです。大課制を廃止して課から係長に分割したのに、大課制のときは別で、今度細かく分類したら住民課の、何か私からすれば整合性がないんですけれども、どうしてこれが1つになるのか、もう一度よろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） この件につきましては、あくまでも大課制の課というものが3つ、それに今度執行部につきましては8課という形にしておりますが、この8課というのは、もとの大課制の下にある班というものを基本に考えております。

この辺の分割した、統合した、その辺の解釈につきまして理解ができないということでございますが、これにつきましてはあくまでも執行部側といたしましては合理化を図っているという観点から課を設置したものでございまして、この辺につきましては認識の違いかなというふうに解釈しますので、ひとつよろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 課長からすれば、そのような答弁しかできないとは思いますが、これについては水かけ論になっちゃいますので。

それから、清田町長にお伺いしますけれども、清田町長の中の公約の中に、先ほど来話しております若者定住促進とか子育て支援とか、それから少子化対策とか関連性があるんですけども、そういうものの意気込みといいますか、パッションがあるにもかかわらず、全体の機構図の中で特命という1つのくくりの中で片づけるんじゃないかと、しっかりとこの係とか、私はそういうものまではここに、機構図の中の1つの中に入れてほうがいいんじゃないかと思えますけれども、その辺がこの機構図の中で見えないんです。その辺のところをどのように理解したらいいのか、お伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田町長。

○町長（清田勝利君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、基本的にはこういう組織図、機構図という形で提案させていただいているところでございますが、問題の浮上によって、今議員がおっしゃいました個々にするといろいろあります。若者の定住とか子育て支援とかたくさんあります。それが大きなテーマの中で、例えば人口減少対策、その中にまず入ってきます。そういう大きな中で小さな項目が今度は当然出てきますから、そういう大まかなところで、まず町の課題として当然これから出てくるわけで、これを私は1つの課を今から決定するのではなくて、先ほど申し上げたようにプロジェクトチームをつくっていきましょう。単課だけでできるものではありません。ですから、副町長をキャップに、その辺のいわゆるベン図を今度は人口減少対策という形でどういうことが人口減少対策になっているのか、それを単課だけでやるのではなくて、いろんな課と相談しながら特命の副町長がその辺を絡めて政策課題にしていくと。そして課題解決に向かっていく。

したがって、この機構図の中に、例えば若者支援対策課とか、そういうことは後々いろんな、その課ですといくのかとか、やはりいろんな問題が来る可能性もありますから、その辺のところは柔軟にかつ自由に作業チームができる、いわゆる機動性のあるプロジェクトチームを想定しております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ただいま町長や執行部のほうから、^{もろ}縷縷組織改革について説明がございました。

○議長（月岡清孝君） 大岩さん、反対討論ということで。

○9番（大岩芳治君） そうです。討論です。反対がないのに賛成の討論できないじゃないですか。

私は、組織改革するのは私は前から思っておりました。大課制については、先ほど来いろんな話が出ておりましたけれども、聞いてのとおり、私はまだまだ議会の中で理解できない部分が多々あるんじゃないかな。執行部のほうも、それなりにやろうという、改革しようという気持ちはわかりますけれども、まだ本格的にどの程度だというのは固まっていないような気がします。ですので、説明もこれからこれからというような話が随分出てきます。ですから、私は、この機構改革賛成なんですけれども、議会運営上、条件つき賛成はできませんので、今の時点では、まだ時期尚早という意味で私はこの案には賛同できません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 賛成者の発言を許します。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 議案第2号につきましては、賛成という立場から討論をさせていただきます。

ただいま大岩議員さんのほうから言われました。まだ理解できないことは多々ある、煮詰まっていないと。それは私もそのとおりだと思います。ですから、あえて私は一般質問でこれを取り上げさせていただきました。

その理由としては、私は一般質問の中でもお話ししましたとおり、今年の4月から、ぜひ新しい課制を執行していただきたいというお話を去年の12月の定例議会の中でさせていただきました。

町長のほうからはいろいろあるというような形の中で、結果的に1年間遅れてきたわけですが、新たな課をつくるに当たって、ただ形としてつくるわけじゃないということは、皆さん、これ重々わかっていたいただいていると思います。

その中で、これを今回4月1日執行できなければ、やはり年度という形がありますので年度途中というわけにはいかなくなります。そうしますと、さらにもう一年遅れるということでございます。

町長の任期は4年しかありません。我々も4年しかありません。その中でそれが非常に中

途半端になってしまうと、全く意味のないものになってしまうというおそれが十分あります。

だけど、大岩議員の言われるとおり、確かに煮詰まっていないという部分もあります。ですから、それをどういうふうにするかという形の中で、一般質問の中で町長にそれはお答えをしていただきました。

不十分であるけれども、とにかく一步踏み出そうよという話でございます。そして、それには我々議会と十分コミュニケーションをこれからとって、その中でよりよいものをつくっていきましょう。仮に、今ここで十分煮詰まったとして、4月1日から執行したとしても、その中で必ず問題は出てきます。その中でまたやらなきゃいけないという部分はあります。であれば、今ここでとにかく制定をして、これから皆さんと十分話し合っていく、これが一番ベストだと私は思います。

ですから、そういう意味で私は賛成ということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） ほかに、ありますか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） すみません、大岩議員、反対というようなことでございますけれども、一昨年の町長選挙におきまして、町民に支持された清田町長でございます。この提案、私は賛成したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町課設置条例の全部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 長柄町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第4号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、平成27年第1回議会臨時会においてご承認をいただきました長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、町が作成する納付書及び納入書に、法人の場合に記載すべき事項とした改正規定の削除と法人番号に関する条文を加えるものであります。

なお、詳細につきましては、税務班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） 長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の提案理由について、補足説明をさせていただきます。

お手元の議案第4号、次のページに添付されております附属資料の新旧対照表をご覧ください。

改正の内容は、第1回議会臨時会でご承認いただきました長柄町税条例等の一部を改正する条例のうち、新旧対照表では1ページでございます。長柄町税条例第2条の用語に関する記述のうち、第3号の納付書及び第4号の納入書の規定に、法人にあつては、事務所または事業所の所在地とその名称及び法人番号を記載することとした改正規定の削除と、新旧対照表同じページでございますが、第36条の2第8項、第63条の2第1項第1号、次のページ、

2 ページにまいりまして第89条第2項、第139条の3第1項、3 ページ目にまいりまして第149条第1号に規定されます法人番号の規定について条文を加えるものでございます。

いずれも、地方税法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、改正するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第5号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

条例附則の介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置の施行に伴い、その円滑な実施を図る上で、実施時期を平成29年4月1日から平成28年3月1日に前倒しし、サービスの充実・向上を図ろうとするものであります。

また、番号法の施行に伴い、介護保険料の徴収の猶予並びに減免に係わる申請書類の添付に際し、個人番号の記載事項を要することから所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、保険住民班長に補足説明させますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 補足説明をさせていただきます。

議案第5号議案に続く附属資料1、新旧対照表をご覧ください、ご説明させていただきます。

まず、保険料の徴収の猶予第9条並びに保険料の減免第10条中につきましては、町長提案理由のとおり、番号法、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、それぞれの申請に際し、申請書類記載事項に個人番号を要することから、その所要な改正を行うものであります。

次に附則第8条、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置では、平成27年3月6日、27年第1回定例会に介護保険料の改正、あわせ事業の実施時期について提案し、ご承認をいただいたところでございます。その中で、法の規定により、その施行期日は平成27年4月1日でありましたが、事業への円滑な移行には一定の準備期間が必要であることを踏まえ、市町村が条例で定める場合には、その施行期日を平成29年4月まで猶予できるとされており、本町含め管内市町村足並みをそろえ、法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、体制整備の必要性等を鑑み、その条例の整備として長柄町介護保険条例附則にその1条を加えたものであります。

そこで、ご提案申し上げます条例の一部改正につきましては、議案並びに長柄町介護保険条例新旧対照表をご覧くださいと、附則第8条中、総合事業の実施時期の平成29年3月31日を平成28年2月29日と改めることで、同事業の上限額の設定に関し、特例措置が講じられること、既存の事業で移行できる総合事業の費用も活用しながらサービスを充実させていけること等メリットもあること、さらには国、県の指導から予防給付から総合事業への移行をさらに広げるよう示されたこと、あわせまして管内市町村間での連携、協議を重ねた結果、同様のサービスでスタートさせることが地域的にもサービスに偏らないこと等の理由から、総合事業への早期着手することが効果的と判断するものであります。

以上のことから、本事業の実施時期の前倒しを図りたいことから、本条例の一部を改正いたしたくご提案するものでありますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます、補足説

明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、教育委員長としてご活躍いただいております高橋智恵子氏が12月16日をもって任期満了となりますが、高橋氏を再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

高橋氏は国府里にお住まいで、昭和58年に東邦大学薬学部をご卒業後、薬剤師としてご活躍され、現在は医薬販売業を営んでおられます。

また、平成5年4月からは、長柄小学校及び長柄中学校の学校薬剤師として、教育衛生環境の整備にご尽力をいただいているところであります。

さらに同氏は、温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともにすぐれており、また本町の教育全般に精通されており、教育委員として適任でありますので、ここに議員皆様のご同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採択したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ご異議ございませんので、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立多数。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第6号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第7号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8

号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第7号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。2,141万8,000円を追加し、補正後の予算総額を35億7,922万2,000円とするものであります。

歳出での主な内容を款別に申し上げますと、1款議会費、2款総務費、4款衛生費、6款商工費では人事異動に伴う人件費の増減、3款民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金の増、臨時福祉給付金の増、5款農林水産業費では、都市農村交流センターの燃料費の増、7款土木費では、小中学校の交通安全プログラムに係わる路面標示改善工事の増。

歳入は、国県支出金、前年度繰越金等を充当いたします。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、補正額は235万4,000円の増額で、補正後の予算総額は12億1,450万3,000円となります。

歳出での主な内容は、実績見込みによる療養給付費の負担金の増になります。

歳入では、療養給付費等の交付金の減、一般会計の繰入金の増であります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、補正額は400万円の増額で、補正後の予算総額は7億2,299万2,000円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、地域密着型介護サービス給付費の増であります。

この経費の財源といたしまして、前年度繰越金を充当するものであります。

最後になりますが、浄化槽事業特別会計補正予算で34万6,000円を追加し、予算総額を6,464万6,000円にするものであります。

これは、浄化槽用のプロアーの修繕料等の追加であり、歳入は一般会計から繰り入れるものです。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 補足説明を申し上げます。

議案第6号 一般会計補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げますと、本補正予算全般的なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは、平成27年度当初予算編成時と本年4月1日の人事異動による職員の人員配置が異なるためのものであります。一般会計と国民健康保険特別会計を合わせました人件費トータルの金額は変わっておりません。したがって、2節給料、3節職員手当、4節共済費に係わるものは説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の9ページをお開きください。

まず、2款1項10目無線共聴施設設置事業費、15節工事請負費の45万円の増は、県道市原茂原線の通称刑部バイパスの改良工事等により生じた電柱に共架してあるテレビ難視聴対策用光ケーブルの移設費用のためのものでございます。

2款2項2目賦課徴収費、23節償還金、利子及び割引料12万9,000円の増は、法人町民税の確定申告により生じた還付金及び還付加算金であります。

2款3項1目戸籍基本台帳費、18節備品購入費の48万9,000円の増は、マイナンバー制度開始に伴う顔認証システム導入に伴うものであります。

10ページに移ります。

3款1項1目社会福祉総務費、18節2万9,000円の増は、現在使用しております生活保護受給者用プリンターが故障したため買いかえるためのものでございます。

5目国民健康保険費、28節繰出金の1,323万5,000円の増は、国保会計への繰り出し分です。詳細は国保会計で説明させていただきます。

6目福祉センター費、11節修繕料は、長柄温泉用のお湯をためる水槽の熱交換ポンプの修繕になります。

9目臨時福祉給付金事業費180万円の増は、給付する人数の増によるものであります。この経費につきましては、全額国庫からになります。

3款2項4目こども園費の13節委託料の150万5,000円の増は、千葉市にある保育園への管外保育の委託が生じたためのものでございます。

4款1項4目環境衛生費、28節繰出金34万6,000円の増は、浄化槽事業特別会計へ繰り出すものです。浄化槽ブローア一等の補修に対して繰り出しするものでございます。

5款1項3目農業振興費、19節22万4,000円の補助金の増は、水田自給力向上対策事業、これは飼料用米作付に対し10アール当たり1,500円の補助金を交付するもので、取り組み者、団体と個人で6事業者15万1,600平米に対するものでございます。

11ページでございます。

5款1項5目都市農村交流事業費、11節燃料費の75万円の増は、交流ターミナルの食堂施設が営業を再開したため増加見込みとなったものです。この費用は全額事業者が負担するものであり、歳入といたしまして同額を雑入で見込んであります。

15節工事請負費の18万4,000円の増は、食堂施設、直売所、町負担分の電気料を明確に分けるための電気メーターの設置費用であります。

7款2項1目道路維持費、14節使用料及び賃借料1万6,000円の増は、長富地先及び道脇寺地先の簡易な道路舗装を自治会など関係者と共同により実施することになり、町は重機の借り上げを負担するものであります。現計予算の不足分を増額するものでございます。

15節工事請負費183万5,000円の増は、町内小中学校の児童・生徒の通学の安全性を確保するため、県土木、県警、学校、PTA、町合同で通学路の合同点検を行った結果、改善の必要性が生じた4カ所で自動車等運転者に対し注意喚起の路面標示を行うものであります。

7款4項1目住宅管理費、13節委託料の17万3,000円の増は、日吉団地の立木の枝が電話線に支障を与えていることから枝の剪定を行うものでございます。

14節使用料2万円の減は、当初予算では日吉団地の消火器をリースすることで計上してありましたが、公益社団法人全国公営住宅火災共済機構の補助金を活用することとし、補助要件であります買い取りとし、18節備品購入費に8万8,000円を計上するものであります。

9款2項1目学校管理費、11節消耗品10万円の増は、長柄小学校3、4年生を対象とした特色ある道徳教育推進教育事業を実施するものでございます。

次の12ページになります。

9款5項1目保健体育総務費、11節光熱水費13万7,000円の増は、町民体育館1号館、これは給食センター脇の旧勤労者体育館になりますが、利用頻度が向上したため電気料の増によるものでございます。

10款1項1目農業用施設災害復旧費、19節補助金3万8,000円の増は、針ヶ谷地先の水田畦畔の崩れの補修費の増になります。農地及び農業用施設に係る小規模災害復旧事業費補助金交付要綱に基づくものでございます。

次に、これらの歳出に伴う歳入についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

14款1項1目2節国民健康保険基盤安定国庫負担金610万9,000円は、国民健康保険特別会計繰出金のうちの国の負担分でございます。

14款2項1目2節は臨時福祉給付金事業費に係わる補助金180万円であります。

15款1項2目2節国民健康保険基盤安定負担金323万1,000円は、国民健康保険特別会計繰出金のうちの県の負担分でございます。

15款2項4目1節農業費補助金、水田自給力向上対策事業補助金22万4,000円は、飼料用米作付面積に対する補助金でございます。また、飼料用米生産拡大推進交付金17万3,000円につきましては、本年度更新した庁用車の財源として充当いたします。よって、歳出の2款1項1目の財源構成が変わるため本目更正となります。

16款2項3目1節債権売払収入76万8,000円は、千葉国際カントリークラブの会員脱会に伴う債権収入であります。

次に、8ページの20款3項2目1節雑入380万9,000円のうち、産業振興班所管分75万円は、都市農村交流ターミナルの食堂施設のガス使用量相当額であります。また、住宅防火施設整備補助金12万1,000円は、町営住宅日吉団地の消火器設置に伴う公益社団法人全国公営住宅火災共済機構からの補助金でございます。また、後期高齢者医療給付費負担金返還金293万8,000円は、平成26年度事業費確定に伴う千葉県後期高齢者医療広域連合からの返還金であります。これらの財源になお不足するものは、19款1項1目1節前年度繰越金520万4,000円を充てるものでございます。

次に、戻りまして4ページ、第2表 債務負担行為の補正の欄をお願いいたします。

現在町は、入札事務の効率化を図るため、千葉県内の地方自治体で組織する千葉県電子自治体共同運営協議会に参加し、入札の執行を電子入札で行っております。このたび協議会にて新たなシステムの構築を行うこととなりました。この経費の初期投資5億4,714万2,688円のうち、長柄町負担分の281万8,800円を平成28年度から平成30年の3カ年で負担することとなりますので、このたび債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、議案第7号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）になります。

歳出からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費45万円の増は、人事異動によるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費は、財源振りかえのための本目更正です。

3目一般被保険者療養費、19節負担金125万9,000円の増は、本年度上半期の実績から年度末の見込みを推計し、不足が見込まれるための増でございます。

以下、2款1項4目から6款1項1目は、財源の変更による本目更正であります。

次のページになります。

8款2項1目13節委託料64万5,000円の増は、人間ドックの受診者増によるものでございます。

次に、歳入です。

6ページをご覧ください。

5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分1,088万1,000円の減は、退職者医療制度における退職被保険者の減によるものでございます。

次に、10款1項1目1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分23万7,000円の増、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分1,221万8,000円の増につきましては、低所得者の財源措置である2割軽減対象者も新たに財源支援の対象となったためでございます。

また、3節職員給与費等繰入金45万円は職員手当に充当するもの、また5節事務費繰入金33万円の増は、高額療養費支給システム改修費に充てるものであります。

次に、議案第8号 介護保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款1項7目地域密着型介護サービス給付費400万円の増は、現状の実績から年度末までの不足分を計上するものでございます。

歳入につきましては、6ページの8款1項1目1節の前年度からの繰越金を充てるものでございます。

次に、議案第9号 浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明になります。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項2目施設管理費、11節需用費34万円6,000円の増は、浄化槽プロアーのダイヤフラム等の修繕費の増になります。

歳入につきましては、6ページ、5款1項1目1節の一般会計からの繰入金を充てるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 平成27年長柄町浄化槽事業特別会計補正について質問させていただきます。

まず、平成16年度から町設置型の合併浄化槽になり、平成27年度までの11年間で補正予算をとるほど修繕費が必要になっております。11年間で何基の合併浄化槽を設置したのかお聞きします。これが1点。

次、どのメーカーの合併浄化槽がよく修繕されるかお聞きします。これが2点。

そして、修繕ばかりしているメーカーの合併浄化槽は長柄町で設置しないように指導できないか伺います。それが3つ目。

長柄町で平成元年度から補助金型の合併浄化槽を設置していますが、その数は396基にも達しております。町に寄附された補助金型の合併浄化槽は何基あるのか伺います。これが4つ目。

そして、寄附をされていない補助金型の合併浄化槽のくみ取り、水質管理等の個人の管理はされているのか確認、追加の確認をしているのか伺います。これが5つ目。

最後に、合併浄化槽の耐用年数は何年でしょうか。平成元年に設置してからもう27年、30年近くたちますけれども、合併浄化槽、水質汚濁防止法にのっとって大事なことでありますけれども、基準水準に満たしているかお聞きします。

この6つお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 鶴岡議員のほうからの6点のご質問かと思えます。

まず、1点目の11年間で何基の浄化槽を設置型でということで493基でございます。

また、修繕をよくやっているメーカーですが、ご存じのことで質問かと思えますが、フジクリーンというところのメーカーのものでございます。

3点目のそういうメーカーに対して指導等はできないかということですが、平成22年ぐらいからこの辺の修繕が発生をし始めているというふうに聞いておりますけれども、いろいろと町のほうにも呼んだりとかして改善するよというところで聞き取りやら改善の方向性や

らの協議をこれまで重ねてまいりましたので、今のところ指導しているという状況でございます。できるだけ、この業者につきましては、事故が起きているというか、修繕が絡んでいるのが7人槽、10人槽に非常に多く発生しているという傾向がありますので、できる限りそういうようなものについては他のメーカーを使うように請負業者等を指導しているという状況でございます。

それから、以前の県の補助金があった当時の浄化槽のうち何基寄附されているかということ。43件です。

それから、寄附を受けていないものについて町で追跡の確認、これは浄化槽法の11条の検査かと思えますけれども、その個人が毎年の法に従って検査を行っているか否かの追跡の調査を行っているかということだと思えますが、現在行っておりません。

それから、最後の耐用年数ですけれども、メーカーのほうとしては耐用年数は30年というふうとうたわれております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 追跡確認をしていないということですが、もしそれで平成元年から設置したものについて保守点検されていないで、そのまま流されちゃっている、そういうものがあるとしたら、一番最初に言いましたけれども、根拠は、大もとは水質汚濁防止法のためでございますけれども、公共水域の管理ということでございますけれども、そういうものがせっかく補助金を出して合併浄化槽を設置したのにされていないと、よくないことだと思えますけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） おっしゃるとおり、流れ出てしまっている、浄化槽から出てしまっている、そういう浄化槽の場合、きっと生水のような非常に汚いものが地中に出てしまっているのか、または川に出てしまっているのかという状況かと思えます。

これについては、あくまでも個人設置というような考え方で、これまで特に町のほうでは個人所有物と、今となつてはそういう形で考えておきまして、当時のことを振り返ってみますと、竣工した段階で浄化槽の保守点検業者と清掃業者ですか、そちらのほうは実績報告ということで町のほうに上げていただくと。こういう業者と清掃の契約をします、こういう業者と保守点検を行いますということで、各おのおのの個人さんが町を通してということで実

績報告を出していただくということになっておりますので、その個人が保守点検業者とそういう契約のもとに毎年の浄化槽法の法律に基づいてやっていただいているものということで、その後の追跡は行ってないと。町で追跡というか、確認をしているのは、入れたときの7条という浄化槽法の検査、そして7条検査を受けてから翌1年後の11条検査を受けたというところまではおのおの追跡をされているというふうに承知しております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

それでは、最後に耐用年数30年とお聞きしましたけれども、もう少しで30年に達するかと思えますけれども、修繕費を本当に補正するほどとるものでもございますけれども、補助金型、30年になりますけれども、その辺補助金型のほうの浄化槽は修繕しなくても大丈夫なんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 確かに耐用年数30年ということですので心配をされるというか、皆さんからそういうご意見をいただくのは当然の部分もあるのかなと思えますが、あくまでもメーカーのほうでも言っている30年ですので、これから状況を見定めてということになろうかと思えます。

現在の段階では、躯体そのものが大きく何かの影響をして耐用年数以前に何か大きな不具合が起きているというようなことはまだ聞いておりませんので、中のいろいろな仕組みの中での不具合ということでご理解いただきたいと思います。今後いろいろと研究していきながら長もちをさせるというようなことでも管理に努めてまいりたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） はい、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 質問させていただきます。

11ページの7款の土木費の1目の住宅管理費の中の13節の委託料ですけれども、先ほどの説明ですと電線がかかるんで樹木を剪定するというような説明でしたけれども、日吉団地の立木の枝の剪定業務というのは、場所はどの辺なのか。それと、樹木の内容です。剪定、私は伐採で用が足りれば伐採、枝の伐採でいいのかなという感じはしますけれども、剪定までやるような木なのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

それともう一点、12ページの10款の災害復旧費ですけれども、金額的には小さいんですけども、3万8,000円の補助ということでございますけれども、この場所ともう一度内容を説明願いたいと思います。それと補助率です。補助率が2分の1なのか。そこの辺をご説明願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 初めに日吉団地の、すみません、剪定作業ということで、補正を出すときの言葉がちょっと、私今言われてはたと思ったんですけども、実際には木の頭を伐採するとか、切るということで、内容としてはそういうものです。

どこにということですけども、全体的に6カ所ということで写真等私も確認をしているんですが、ピンポイントでどこというふうにこの場でご説明できません。申しわけありません。

ただ、内容としては、6本の高い木が電線に当たっているというような状況でして、その当たっている部分です。上のほうを伐採すると、切るというようなことで、書き方として剪定ということを出させていただきました。ちょっと紛らわしかったかと思いますので、おわび申し上げます。

団地は以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） それでは、災害復旧費の場所と補助率とをお話しさせていただきます。

場所につきましては、針ヶ谷西部でございます。針ヶ谷西部で、今年の10月に起きました大雨によりまして畦畔の崩壊があったということで、今回農地及び農業用施設の関係の補助金を申請がありましたので交付するというものでございます。

補助率につきましては3分の1、30%でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） わかりました。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 国保会計の8ページ、人間ドックにつきましてご質問させていただきます。

64万円5,000円というような形で記載されておりますが、この人間ドックにつきましては、短期人間ドック、また脳ドックで何名ずつ、また、今年度に入りまして人間ドックの受診者数は何名になるのか、前年度と比較して、またどのくらい増えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 受診者数につきましては、10月14日で57名が確定しているところです。さらに今後ということで70名ほど見込みがあるというところでございます。

よろしく申し上げます。

〔「前年度と比較してどのくらい」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

○保険住民班長（川島 修君） 先ほどの答弁のほうなんですけれども、10月22日の受診者数で70名でございます。今後必要とする年度ですから17名を見込んでおります。

よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 了解しました。

それと、前年度と比較して人間ドックのところの受診者数がどのような形、増えているのか減っているのか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 昨年度ですと実績75名、今年もほぼ同じ程度を見込んでおるところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

先ほどの池沢議員の関連した質問ですけれども、先ほど白井班長のほうから東電の電線に木が抵触しているんで伐採を町の費用ということなんですけれども、私の経験からすると、東電の電線に木が抵触した場合は、接触等した場合は東電に連絡すると、すぐ伐採に来るんで

すけれども、わざわざ町の費用をかけてまでやる必要があるのかどうかですけれども、特別な場所なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 失礼いたしました。抵触しそうなということで、状況でございます。申しわけありません。まだ触れておりません。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 非常に難しい問題ですね、抵触するか抵触しないかということ。ということは、抵触していなければそんなに問題になるような場所じゃないんじゃないかと思うんで、まずは東京電力のほうに確認して、東京電力でそれは伐採費用はできないよということであれば、それはやむを得ない場合もありますけれども。ということは、そんなに危険ではないんだろうというような推測もできるわけなんですけれども、どうですか。

○議長（月岡清孝君） 白井地域整備班長、答弁願います。

○地域整備班長（白井 浩君） おっしゃるとおり、東京電力の線につきましては、NTTもそうですけれども、触れてしまうと線が破損するということで、町内全ての道路の伐採もそれをお願いしております。

議員おっしゃるように触れていないのであればということなんですけれども、実際、木が高木化して線に触れそうであることとあわせて、前が日影になってしまうとか、周辺で虫の被害等が出て、風にあおられてとか、そういうような環境のものがあるということで、自治会の中で皆さんでお話し合いされて、余りにもちょっと高くなってしまったので上のほうはちょっとできないというようなこととということで。まあ、自治会などでは、いろいろ協働の関係でお願いをしてやっているところでもあるところなんですけれども、日吉団地、団地関係につきましては、現在そのようなことで予算を計上させていただいていく中で環境整備をしていくというようなことで対応しているというところで、説明に不足の部分があったかと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一般会計の補正でちょっとお聞きしたいんですけれども、災害復旧費、これは町単で自治会等に補助金を出すものの災害復旧だと思えるんですけれども、公共災害、平成22年から26年の間、何件ぐらいあって、幾らぐらいの需用費があったかおわかりでしょ

うか。全然ないでしょうか。なければいいです。

○地域整備班長（白井 浩君） ございません。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 一般会計のほうでお願いします。歳出が9ページでございます。

2款3項1目なんですけれども、先ほどの説明の中でマイナンバー制度に伴う機器購入費ということなんです、顔認証システムというふうに説明を受けたような気がするんですが、これはどんなときにどのように使うのか、お尋ねしたいと思います。

それと11ページです。

5款1項5目15節、先ほどの説明の中で、何か今まで複数のものがあったそれを今回分けるということなんです、その辺を再度きちんと説明していただきたいし、今までそれはどうしていたのか、その辺をお願いしたいと思います。

それと、11ページの7款4項1目、先ほどから出ています委託料の関係、再度きちんと確認をしておきたいんですが、一番最初に説明を受けたときには電話線がかかるのというような話であったと思いますが、話が変わってきて、そうじゃないと。あくまで環境整備だよというふうに訂正がなされたのかどうか。もしくは、これがあくまで電話線というものがここにかかわっているのであれば、何でNTTをお願いしないのか、あるいはNTTが行わないのか、何で公費を出すのか、その辺をきちんと説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） まず、ナンバー制度に伴う機器の購入48万9,000円でございますけれども、いわゆる個人番号カードの交付時におけるパソコンでカメラつきでカメラを向かい合ったことによって本人確認をするという機器でございます。

パソコンの画面にカメラをつけます。カメラをつけて、本人が個人番号を交付してくれというときに引きかえにその人を確認する作業における写真といいますか、カメラつきのパソコンでございます。

住民の方が個人番号、写真つきのが出てくると思います。それを持って窓口に来られるわけです。その写真つきの写真と本人を確認するための機器でございます。

番号に写真が付きましても、その写真と来てくれた本人、同一の方だと思いますけれ

ども、それがかけ離れていないかどうかを確認するものでございますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひします。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 都市農村交流事業費のほうの工事請負費、今回電気メーターの交換というところでの説明なんでございますけれども、今回電気代を分けるためというところで財政管財班長のほうから説明をさせていただきましたが、もともと電気メーターのほうは設置してありまして、それを更新したというところの工事ということでございます。

ちょっと説明のほうが食い違ってということで申しわけないんですが、本筋はもともとあったものの交換をしたというところの工事費でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひします。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 町営住宅の伐採の関係なんですけれども、議員のご指摘のとおり、本来やるべきものは東京電力、NTTということで、繰り返しになりますけれども十分承知しているところでございます。当たってしまいそうだということで、そのようなことの危険回避というようなことでご相談があつて、なおかつ、先ほど申し上げたように、虫とか、そういうような環境的なものもあるので、ぜひ1回見てもらいたいということで見て、結果として危険回避を先にするというようなものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 9ページの2款3項1目なんですけれども、これは言っているのはわかるんですけれども、わかるんですけれども、何でこういうシステムを入れなきゃいけないのか。法的にそうしなさいという話なのか、指導なのか。というのは、そこに職員がいるんだから、それで確認できるんじゃないかと、そのほうが確かじゃないかというふうに思うんですけれども、それが何でそれがどうしても必要なのかというのが法的に必要なのかどうか。それと、ほかの市町村はどうしているのかお聞きしたいと思います。

それと11ページ目、5款1項1目工事請負費のほうなんですけれども、そもそもこの電気メーターの設置というのは、これは東電のやる仕事じゃないんでしょうかという疑問が1つあります。

それと、11ページの日吉団地の関係なんですけれども、これは基本的には環境整備だと言い切

っていいのかなと、そういうことで理解していいということによろしいですね。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 顔認証システムについてお答えいたします。

本件につきましては、総務省自治行政局長通知で参っておりまして、各市町村に顔認証システムを活用するようというところで、管内でも全て設置するものでございます。

具体的に何かといいますと、山根議員おっしゃるとおり、顔を見ればわかるんですけども、人間が人間に対して「あなた、これ違います」というのを言いづらいので機械に言わせるというのが趣旨でございます。ちょっと機械が判定できないので写真を取りかえて再申請していただきたいという、そのことによりまして個人カードの信頼性が向上するということが目的でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） メーターにつきましては、本体は東電のほうで設置というところでございます。今回、工事費で入っているメーターにつきましては、子メーターということで使用者、それぞれ3カ所ありますけれども、それに伴う子メーター設置の分の工事費ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） ほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成27年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成27年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎平成26年度決算認定について（委員長報告）

○議長（月岡清孝君） 日程第8、平成26年度決算認定についてを議題といたします。

さきの会議において、各常任委員会に付託されました平成26年度の長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務事業常任委員会委員長、三枝新一君。

○総務事業常任委員長（三枝新一君） それでは、平成26年度決算審査総務事業常任委員会委員長報告を行います。

総務事業常任委員会に付託されました平成26年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果について報告します。

本委員会は9月定例会において設置され、同時に決算認定について付託されました。

また、審査の都合により閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月9日に委員会を開催し、執行部から清田町長を初め担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については審査委員の監査意見書のとおり正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

これらの諸点については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の要点、検討、改善策を求めた主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、総務企画班、財政管財班の審査では、「地方創生資金を使って道の駅のトイレを改修することができないか」との質問があり、「地方版総合戦略については、本年度中の策定である。地方創生は、建物を建てるなどのハード事業ではなく、ソフト事業に対しての補助がメインであり、本町として有益なもの、やるべきものを判断し、申請したいと考えたい」との答弁がありました。

次に、「防災行政無線の戸別受信機がデジタル化された際、今後設置していくのか」との質問に対し、「アナログ戸別受信機については故障も多く、苦情が多発している。デジタル戸別受信機は緊急防災対策の対象であり、平成28年度実施計画に盛り込む予定である」との答弁がありました。

次に、「公共施設整備等基金を財政調整基金と分けた理由は何か」との質問に対し、「公共施設の老朽化が懸念されており、いずれは維持管理、整備のための投資が必要になる。今後、老朽化していく施設に対して総合的に対策を行うため、公共施設整備等基金を設置したものである」との答弁がありました。

続いて、税務班の審査では、「過誤納付還付金を予備費から充用している理由は何か」という質問に対し、「個人に対しての還付であることや、うち1件については過去5年にさかのぼっての還付であり、還付加算金率も4.3%と低くないため、協議の上予備費から充用した」との答弁がありました。

次に、「町税の不納欠損221件に対する内訳について伺いたい」との質問に対し、「個人住民税39件、法人住民税5件、固定資産税81件、軽自動車税96件の、合わせて221件である」との答弁がありました。

続いて、事業課所管の審査では、「道の駅ながらの水道代をなぜ町が負担しているのか」との質問に対し、「道の駅ながらの設置までの経緯から町が負担している。今後用途変更も含め検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「町営住宅共益費補助金額が大きい、現在の空き家状況はどうなっているのか」との質問に対し、「現在の空き家は、味庄団地1件、日吉団地17件、刑部団地1件となっている。日吉団地立鳥住宅11号棟は、カビ等の問題により修繕が難しい状態であり、現在は募集を行っていない。また、立鳥住宅で12件の空き家となっている」との答弁がありました。

次に、「長柄ダム、千葉国際カントリークラブ内の地籍調査は実施したのか」との質問に対し、「長柄ダムについては、外周のみの調査とし、ダム内については、現地確認不能とした。千葉国際カントリークラブについては、外周の立ち会い及び管理事務所付近の民家の立ち会いを行い、図上査定とした」との答弁がありました。

また、「農道舗装工事として、月川自治会内で2路線実施した経緯は何か。公平性を保つため1自治会1路線の実施と考えられるが」との質問に対し、「予算の範囲内で実施計画に基づいて実施している。また、現状として、予算の範囲では未実施の要望箇所がまだまだあることも認識している。昨年については1つの圃場整備地区内で隣り合う短い2路線が対象となっており、予算の範囲内で完了できたということが実施した理由である」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、「長柄町の長期ビジョン、総合戦略について町長に伺いたい」との質問に対し、「まずは町の主産業である農業について、TPPによる影響も視野に農家の強化が重要と考えている。また、高齢化の中での担い手の確保や、耕作放棄地の増加対策等の諸問題を解決していきたいと考えている。次に、人口対策についてだが、まずは子育て支援を強化していきたいと考えている。町内外の方々に「子育てしやすい町」という特色を印象づけ、さらに若者の定住促進などのバックアップも進めていきたい。また、高齢者に対しては、健康寿命を延ばしていくため、包括支援を組織的に進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

終わりになりますが、最小の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と審査の結果を平成28年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました平成26年度長柄町

一般会計及び平成26年度浄化槽特別会計歳入歳出決算、平成26年度農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと決定しました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦勞さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、本吉敏子君。

○住民教育常任委員長（本吉敏子君） 平成26年度決算審査、住民教育常任委員会委員長報告。

住民教育常任委員会に付託されました平成26年度長柄町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果について報告いたします。

本委員会は9月議会定例会において常任委員会に付託され、去る10月8日に委員会を開催し、執行部から清田町長を初め担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の監査意見書のとおり正当なものと認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層の検討を加え、改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

それらの諸点については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査質疑の要点、検討、改善策を求めた主な事項について要約し、順次申し上げます。

審査に先立ち、「費用対効果（ビー・バイ・シー）がわかりにくいので、費用対効果のわかる決算書に変更する方針はあるのか」との質問に対し、「財務システムが切りかえの時期を迎え、来年度の予算書は事業別予算で作成することに決定している」との答弁がありました。

学校教育班の学校教育に係わる審査では、「小学校新入生への防犯ブザーは貸与しているのか。また、全児童を対象とした点検等を実施しているのか」との質問に対し、「防犯ブザーは、小学校へ入学する全児童へ贈呈するようにしているが、点検は行っていない」との答弁がありました。また、「防犯ブザーを鳴らしても、近くに民家がないところもあり、その際の対応を考えてほしい」との意見がありました。

次に、「毎年、食糧費については削減することになっていないのか」との質問に対し、「食糧費は、学校への来客用の茶葉の購入に充てており、例年、同額の予算計上を行い、無駄のない予算編成をしている」との答弁がありました。

次に、「英会話教育に力を入れているが、ALT 1名による授業だけの活用となっている。どういことをしたいのか聞きたい」との質問に対し、「生の英語を聞きながら、英会話能力を高めることは重要であるが、何を話すかという中身も大切である。また、中学校では受験指導等への対応も必要となる。今後は、英語力の向上に向けて、小学校学習指導要領の英語教育の授業時数の増加が予定されていることから、将来的にはALTの増員が見込まれるので慎重に検討して進めていきたい」との答弁がありました。

一方、給食センターに係わる審査では、「調理業務の東洋食品と契約した年度及びその後に随意契約としている理由、町内の雇用者状況について伺いたい」との質問に対し、「平成20年度に契約期間を3年として東洋食品と契約をした。随意契約の主な理由は、本地域で実績のある大手の調理業者の少ないこと、新規業者導入の場合には、指導等により職員の負担が増すこと、東洋食品では迅速な従業員の欠員補充が可能であることなどが挙げられる。しかし、次回の契約更新時には、プロポーザル方式を採用したいと考えている。また、現在の町内雇用者は3名となっている」との答弁がありました。

続いて、生涯学習班の審査では、「公民館図書館の古い図書の処理方法と貸し出し状況はどうなっているのか」との質問に対し、「古くなったり、破れたりした図書があっても廃棄せず、修理等を行い、利用できるようにしている。町内外の住民にかかわらず、貸出料は無料としており、希望の本が当公民館にない場合は、県内の図書館相互貸出制度を利用し、リクエストに応えるようにしている」との答弁がありました。

次に、「史跡長柄横穴群の説明について、効率的な運営方法の具体策を考えているか」との質問に対し、「少人数訪問者の大半が町外からであるが、現状では文化財を広く周知する観点から、1名、あるいは2名でも案内をするようにしている。効率的な運営方法を今後検討していきたい」との答弁がありました。

「使用料及び賃借料について、AED、電話機及び消火器等が毎年度同額予算となっているが、リース料を下げる考えはないのか」との質問に対し、「これらは単年度契約ではなく、5年間の長期契約で定額となっている。また、駅伝用仮設トイレは単年度契約となっているので、今後長期契約も視野に入れ検討していきたい」との答弁がありました。

続いて、保険住民班の審査では、「国民健康保険税について、現年分から徴収するのか、滞納繰越分を主に徴収しているのか。また、年間73件の滞納処分の内容と差し押さえの対応について聞きたい」との質問に対し、「徴収については現年分を主とし、滞納繰越分を増やさないという方針である。また、差し押さえの内訳は、預貯金62件、給与7件、生命保険4

件で、不動産については換価することが困難なケースが多いため、現在は換価しやすいものについての差し押さえを実施している」との答弁がありました。

次に、「マイナンバー制度に伴い、繰越明許費を行う理由は何か」との質問に対し、「マイナンバー制度に伴うシステム改修は全額国庫補助となる。補助金については、平成26年度予算に計上した上で、平成27年度へ全額繰り越して執行する旨の国からの指示に基づき対応したい」との答弁がありました。

次に、「施設介護サービス給付費が下がった要因は何か。また、介護施設に入所した方が在宅に戻ったケースはあるのか」との質問に対し、「施設介護サービス給付費が下がった主な要因は、施設の入所者数名を調べた結果、介護保険施設から医療機関への移動によるものと考えられる。また、施設から在宅に戻ったケースとして、長柄ケアセンターに入所した方が、その後のリハビリ等により体調がよくなり、在宅に復帰した者が1名いるとの報告を受けている。町としては、国の方針もあり、施設入所せずに、できるだけ在宅で生活できるための支援を推進していきたい」との答弁がありました。

続いて、健康福祉班の審査では、「こども園での未納者が1名いるとの説明であったが、退園処分となるのか。また、退園処分は誰が決めるのか」との質問に対し、「規定では、3カ月以上にわたり未納や支払いの意思がない場合には、退園を命ずることができることになっている。しかし、今回のケースでは、支払う意思があることを確認できたので、退園処分は行わないことになった。なお、退園処分については、住民課長が決定することとなっている」との答弁がありました。

次に、「こども園の入園について、条例では幼稚園40名、保育所145名と規定されているが、弾力的な運用ができるのであれば条例に定員を記載する意味がないのではないか」との質問に対し、「平成27年4月1日に改正されたながらこども園の条例には定員規定を設けておらず、同施行規則に定員規定があり、総人数が185名を超えなければ定員の変更は可能となっている。今回は、施行規則の改正が例規集の改訂に反映できなかった」との答弁がありました。

次に、「児童遊園遊具設備事業は何年度計画か。また、執行残額が1,000円となっている理由はなぜか」との質問に対し、「児童遊園遊具設備事業は平成23年度から実施し、平成28年度に終了する予定である。実施計画では例年100万円の予算措置を行い、1つでも多くの危険遊具の改修を行うことを目的としている。遊具については、既に安全点検実施済みであり、計画的に改修を進めているところである」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、本委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

まず、学校教育班から、所管の審査で質問のあった「長生郡市学校教育振興協会の目的と活動内容」「長生郡市広域市町村圏組合の視聴覚教材の内訳と利用状況」について答弁がありました。

次に、「運営協議会費が国民健康保険運営協議会費は報酬、介護保険運営協議会費では報償で計上されているが、執行区分の異なる理由は何か」との質問に対し、「国民健康保険運営協議会は、町の非常勤特別職の報酬に係る条例に基づき支出し、介護保険運営協議会では条例規定のないため報償で支出している」との答弁がありました。さらに、「特別会計や一般会計での協議会委員会報酬を統一して対応していただきたい」との質問があり、「この件については調査をし、内部協議をする」との答弁がありました。

終わりになりますが、最小の経費で最大の効果を発揮できるような予算執行が行われますよう、より一層の努力と審査の結果を平成28年度予算編成に反映していただきますよう要望するものであります。

以上のとおり、本委員会は要望、意見等を付し、付託されました平成26年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、全員異議なく原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承ください。

質疑を求めます。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

平成26年度長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、平成26年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたします。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、発議案第1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案、提出者であります古坂勇人君より提案理由の説明を求めます。

7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 発議案第1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の議会報においては、ご存じのように平成3年5月より長柄町議会だよりとして年4回発行しており、この間、議会報編集委員の方々には発行について検討、反省を繰り返し、よりよい議会報として読者の立場に立って記しているものの編集内容は正しく伝えられるかなどの検査の連続でありました。

また、この議会報編集委員会は、あくまでも任意の機関であり、正式な議会活動として位置づけされておらず、会議、資料収集等には制約があり、対応に苦慮していたのが実情であります。

今回、任意の編集委員会を解消するとともに、新たな議会広報編集特別委員会を設置することを発議案第1号により提案いたします。

提案者、長柄町議会議員、古坂勇人。

賛成者、長柄町議会議員、星野一成、同山根義弘、同三枝新一、同池沢俊雄、同川嶋朗敬。

本町の議会活動の状況を広く町民に知らせ、会議に対する理解と認識を深めるため、6名により議会広報編集特別委員会を設置するものであり、平成29年8月31日まで閉会中の継続

調査とする内容でございます。

議員全員の賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

- 議長（月岡清孝君） 本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採択したいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置について、原案のとおり設置することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり設置することと決定いたしました。

◎長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任について

- 議長（月岡清孝君） 日程第10、長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任については、長柄町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

長柄町議会広報編集特別委員会委員に、星野一成君、古坂勇人君、山根義弘君、三枝新一君、池沢俊雄君、川嶋朗敬君、以上、6名を指名いたします。

引き続き、長柄町議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員会において互選願います。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後4時といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時59分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長柄町議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

長柄町議会広報編集特別委員会委員長に古坂勇人君、副委員長に星野一成君が決定いたしました。

委員の皆様方には、よろしく願いたします。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（月岡清孝君） 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会広報編集特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年長柄町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時01分